

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する

▼ 移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成19年9月 愛荘町議会定例会

1日目(平成19年9月12日)

開会:午前10時30分 延会:午前10時45分

#### 議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第61号 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 5 議案第62号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 6 議案第63号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議案第64号 平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第 8 議案第65号 平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第 9 議案第66号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第10 議案第67号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第11 議案第68号 平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第12 議案第69号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第13 議案第70号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第14 議案第71号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第15 議案第72号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第2まで議事日程に同じ

1番 辰己 保  
2番 上林 貞  
3番 森 隆一  
4番 西澤久仁雄  
5番 河村善一  
6番 本田秀樹  
7番 小川 勇  
8番 久保田九右衛門  
9番 竹中秀夫  
10番 吉岡ゑみ子  
11番 森野榮次郎  
12番 小杉和子  
13番 瀧 すみ江  
14番 水野清文  
15番 宇野義美  
16番 珠久清次

#### 欠席議員(0名)

なし

#### ④開会の宣告

○議長(珠久清次君)皆さん、おはようございます。

9月定例会を開会するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初秋の空が爽やかな季節となりました。議員各位におかれましては、本定例会にご出席いただきまして、高壇からではありますが、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

国の構造改革や三位一体の改革、地方分権の本格化と地方自治が新しい時代を迎えた今日、住民のニーズや財政状況等、社会経済状況を見極め、効率的・効果的な町政運営を図っていかねばなりません。

こうした折り、当町では合併後初めての総合計画策定に向け進められております。我々議会人も積極的に参加して、また考え、議論をしていきたいと思っております。

今期定例会は、18年度決算の審議をお願いするわけですが、ややもすれば執行済みであるとして軽んじられる傾向にあると言われております。予算の執行が適正にされたのか、行政効果や経済効果はどうなのか等を評価して、後年度予算編成や行政執行に生かすため、大いにご審議をいただきたいと思います。

後刻、理事者より詳細にわたって説明をいただくことと存じますが、議員各位におかれましては、誠心で活発な議論のもとに、適正にて妥当な決議をいただくことを心からお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、今期定例会を通じまして、審議中各議員より出されます意見等を十分配慮され、町発展のため特段のご尽力をいただきますことをお願いし、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日は、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成19年9月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

#### ⑤閉議の宣告

○議長(珠久清次君)これより本日の会議を開きます。

#### ⑥議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

町長より提案の趣旨説明を求められておりますので、これを許します。

#### ⑦町長提案趣旨説明

○議長(珠久清次君)町長提案趣旨説明。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成19年9月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、早朝よりご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)ならびに愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の3件、平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳出決算の承認案件9件、合わせて12案件を提案させていただきました。

まず、平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ3,618万5,000円を追加し、総額を86億5,339万5,000円にお願いするものです。

その主なものを申し上げますと、まず歳入につきましては、地方交付税の額が確定いたしましたことにより、交付税額は11億8,569万円で予算額を1億1,200万円余り上回ることとなりましたので、この追加補正を行うものが大きなものでございます。

県支出しにつきましては、幼児教育推進事業、先の参議院議員通常選挙の執行経費など、合わせて147万9,000円を追加するものです。

繰入金につきましては、普通交付税の増額相当分を財政調整基金からの繰入金を減額するもの、また学校建設事業費の入札差額分について教育振興基金からの繰入金を減額するなど、繰入金合わせて1億4,596万円の減額を行うものでございます。

前年度繰越金につきましては、財源調整のため6,120万7,000円を追加するものです。

諸収入につきましては、農業担い手経営革新モデル事業委託費、伝統文化子ども教室事業助成など、合わせて559万9,000円を追加するものです。

町債につきましては、消防小型動力ポンプ等整備事業に充当するため、防災対策事業債を20万円追加するものです。

一方、歳出の主なものにつきましては、総務費におきまして、広報協力員の設置や企業誘致一般コレクトの作成、(仮称)湖東三山インターチェンジ建設促進期成同盟会への負担金など、合わせて222万6,000円を追加するものです。

民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金、共同作業所への入所者の増に伴う委託料、福祉センター愛の里施設修繕など、合わせて5,561万8,000円を追加するものです。

商工費につきましては、町小規模企業者小口簡易資金貸付制度に伴う金融機関への協調預託金につきまして、申請件数の増加および制度改正により320万円を追加するものです。

土木費につきましては、町道の維持補修にかかる経費、旧町営住宅除却工事に伴い、産業廃棄物処理にかかる経費など、合わせて212万3,000円の追加をお願いするものです。

教育費につきましては、幼稚園と小学校が連携した幼児教育を推進する経費、愛知川小学校増築事業の入札執行残による減額と、あわせて愛知川東小学校が次年度に1クラス不足するための増設経費の増額など、合わせて3,087万1,000円の減額をするものであります。

次に、債務負担行為の補正ですが、都市計画マスタープラン策定業務および国土利用計画策定業務につきまして、本年度と次年度に分割して作業を行うこととするため、次年度分の委託料について、それぞれ732万7,000円および407万4,000円の債務負担行為をお願いするものであります。

また、併せて、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償につきまして、平成20年度から28年度までの限度額355万2,000円を790万4,000円にお願いするものであります。

次に、地方債の補正ですが、防災対策事業債の追加であります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、昨年10月に新たな制度として導入されました保険財政共同安定化事業につきまして、本年度に町が拠出を要する額が確定いたしましたので、不足額について追加するものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、前年度の介護給付費等の確定によりまして、関係費目の予算変更をお願いするものであります。

次に、9月定例会の中心議題であります平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳

出決算についてご説明をいたします。

愛荘町一般会計歳入歳出決算額、歳入総額84億1,398万4,546円、歳出総額81億3,458万7,226円、実質収支額2億172万2,320円の黒字であります。

歳入のうち町税全体の決算額であります。法人の業績好調により初めて30億円を上回り、18年度決算額81億7,100万円となり、対前年5億1,100万円の増で、率にいたしまして19%増と大幅な增收となりました。

一方、歳出におきましては、消防センターの建設、ふれ愛スポーツ公園ナイター事業整備、山川原ほ場整備事業、旧町営住宅除却事業などを実施いたしたところでございます。

財政状況を表します主な指標を申し上げますと、まず地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、過去3年間の平均でありますが、昨年よりわずかに上がって0.579、18%を超えると財政健全化計画を義務化される実質公債費比率は13.7、普通会計ベースの借金であります地方債現在高は昨年比微減で99億7,000万円、住民一人当たりいたしますと49万7,000円の借金ということになります。

その他、下水道特別会計の起債残高は昨年とほぼ同額122億9,000万円となり、下水道の地方債を加えました住民一人当たりの借金は、110万7,000円となったところであります。町の一般会計ベースの積立金は、前年度に比し3億5,000万円増の48億9,000万円となったところであります。

次に、特別会計であります。まず愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算であります。歳入・歳出とも160万2,464円であります。この会計は、18年度限り最後の決算でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。歳入総額が1,613万1,587円、歳出総額1,610万6,506円、実質収支額2万5,081円の黒字であります。

土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。歳入総額557万6,255円、歳出総額557万6,255円で、実質収支額はゼロでございます。

国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算。歳入歳出額ともに3,441円であります。この会計につきましても18年度で終了ということになりました。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出におきまして、歳入総額14億1,583万3,352円、歳出総額14億712万7,607円、実質収支額870万5,745円の黒字であります。このうち医療費は対前年度7%増の8億8,600万円となり、年々増えております。

一方、国民健康保険税は3億9,000万円で、医療費に対し保健税で補填できる割合は年々下がり続け、18年度は44%となり半分を切っております。一般会計から約9,000万円を繰り入れたところでございます。19年度は、約10%の保険税の引き上げをお願いいたしたところでございます。

老人保健事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入総額15億2,481万208円、最終総額15億1,782万8,161円、実質収支額698万2,047円の黒字であります。

次に、下水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入総額14億7,630万8,942円、歳出総額14億5,339万8,391円、実質収支額791万551円の黒字であります。事業の結果、普及率は対前年2.4%アップの94.1%となり、水洗化率におきましては、対前年3.2%アップの74.5%となりました。

次に、介護保険事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入総額8億6,891万9,452円、歳出総額8億5,200万7,787円、実質収支額1,281万1,715円の黒字であります。

介護保険適用者の認定状況であります。要支援から要介護5までの人数が743人となっておるところでございます。

以上、平成19年9月愛荘町議会定例会に提案し、ご審議をお願いいたします案件につきまして、その概略を説明させていただきました。何とぞ慎重なご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

#### ②会議録署名議員の指名

○議長(珠久清次君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番久保田九右衛門君、9番竹中秀夫君を指名いたします。

#### ③会期の決定

○議長(珠久清次君)日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から27日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から27日までの16日間とすることに決定いたしました。

お詫びします。本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会とすることに決定いたしました。本日は、これで延会します。

再開は、明日13日午前9時でございますので、どうかよろしくお願ひいたします。大変お疲れでございました。

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する

▼ 移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成19年9月 愛荘町議会定例会

2日目(平成19年9月13日)

開会:午前9時00分 延会:午後4時07分

#### 議会日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第61号 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 3 議案第62号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 4 議案第63号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 5 議案第64号 平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第 6 議案第65号 平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第 7 議案第66号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第 8 議案第67号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第 9 議案第68号 平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第10 議案第69号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第11 議案第70号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第12 議案第71号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて
- 日程第13 議案第72号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第13まで議事日程に同じ

#### 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞

3番 森 隆一  
4番 西澤久仁雄  
5番 河村善一  
6番 本田秀樹  
7番 小川 勇  
8番 久保田九右衛門  
9番 竹中秀夫  
10番 吉岡ゑみ子  
11番 森野榮次郎  
12番 小杉和子  
13番 瀧 すみ江  
14番 水野清文  
15番 宇野義美  
16番 珠久清次

#### 欠席議員(0名)

なし

○議長(珠久清次君)皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

#### ◎一般質問

○議長(珠久清次君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

〔6番本田秀樹君登壇〕

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、一般質問を行います。

1点目ですが、公用車等の問題についてお伺いいたします。

将来にわたって地球を守っていくために、低公害車の普及が強く望まれています。その1つに、圧縮天然ガス車CNG車があります。圧縮天然ガス車は、ディーゼル車のように汚れたガスを出さないために環境にすぐれていると思います。

地球環境にもいいことや、ガソリン車やディーゼル車より約20%以上も二酸化炭素が少なく、最近、効率の高い天然ガスエンジンが開発され、実用化されれば20~25%ぐらい二酸化炭素が減ると聞きます。

平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上、または平成12年基準排出ガス75%低減レベルの基準に適合するもの、いわゆる三ツ星以上の車と認定され、かつ国が定める燃料費基準以上の低燃費車両の中から車両を選定することになっています。

また、石油代替エネルギー車として唯一実用化され、国内で約2万台が走っております。彦根市では、約170台ある公用車のうち3台を取り入れています。天然ガス車のドアなどに、「環境にやさしい天然ガス自動車」の文字を書き込み、市内を走っておられます。市民が環境に関心を持とうという意味では、金額では図れない効果があります。市役所は手本になるべく努力していると聞きます。県下では、草津市・大津市などが積極的に取り組み、天然ガス車の導入やスタンドの整備をされています。

各市に聞きますと、施設整備にそれなりのコストがかかることや充てんに時間がかかるなどの問題がありますが、すぐに導入することは難しいと考えます。愛莊町も環境に取り組んでいますが、天然ガス車の導入をすべきと考えます

か、町長に合併を求めます。

2点目ですが、町長の役場像、職員像についてお伺いいたします。今、地方分権時代と言われ、それぞれの地方自治体、自立の重要性が叫ばれています。これまでかすかな不安があったと言しながらも、経済財政諮問会議の骨太の方針にもありますが、地方への交付税・補助金の見直しがされています。これまでとは考えられない変化であり、改革であります。

そうした時代に対応していかなければならぬのが現実であるとするならば、自らの地域は自らでつくるとか、町民の意識も変わるべきあることはもちろんありますが、当然それ以上に自治体そのものが変わらなければならぬと思います。

町職員は、夜遅くまで仕事やそれぞれの部署での職務に必死で取り組んでいます。しかし、社会は与えられた仕事を無難に素早くこなすだけではない職員の意識改革と、新しい能力を求めていくのです。町民生活を守るために、あるいは、町の将来のために所管以外の課題にも関心を持ちながら積極的に勉強されている職員も大変多いと思います。多くの住民の改革の声や期待に応え、住民から信頼される明るい役場であるためにも、さらなる職員の意識改革と資質向上を求めていくものだと思います。町長の役場像と職員像のあるべき姿について、町長に答弁を求めます。

3点目ですが、雨水排水計画についてお伺いいたします。大雨の長期的な増加傾向に対応する雨水対策が必要であります。局地的に降る集中豪雨の雨量も、各地ではこれまで雨量の多くは30mm程度で、この30mmも大変な大雨だと今まで言わされてきたのです。全国的に1時間に100mmを超える豪雨が発生しています。愛荘町でも雨水排水対策全般の見直しが必要だと思います。

また、必要な河川の改修、道路改修も行わなければならぬと思います。大変多額なお金がかかりますが、年次計画をたてて、着実に一つひとつ実行していくなければなりません。

愛荘町には、国道8号、国道307号、県道・町道があります。道路については、日々住民が利用しています。現状把握をして、道路の雨水排水、河川改修について至急に改善が必要な道路・河川については理解をされていると思います。改善計画をたてておられると思いますが、答弁を町長に求めます。

次に、特別支援教育についてお伺いいたします。これまでの特殊教育では、障がいの種類や程度に応じて養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点がおかれてきました。特別支援教育とは、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導および必要な指示を行うものであります。

また、現在、小・中学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導および支援が課題となっています。特別支援教育においては、特殊教育の対象となっている児童・生徒に加えて、これらの児童生徒に対しても適切な指導および必要な支援を行うものであります。

既に文部科学省においては、平成13年の組織再編により特別支援教育課が設置されており、都道府県教育委員会等の組織においても組織名称等に「特別支援教育」を用いる例が増加してきている。また、平成15年度から開始された全都道府県教育委員会に対する委嘱事業を通じ、取り組みに差はあるものの、全体としては、特別支援教育の実施体制整備は着実に進められております。

今後、特別支援教育の理念と基本的考え方の一層の普及・定着を図るため、学校教育法等における「特殊教育」の用語を改めることを含め、関係法令における位置付けを検討する必要があると考えますが、愛荘町の教育について教育長に答弁を求めます。

5点目ですが、防災行政無線についてお伺いいたします。12月の定例会で防災行政無線の一般質問を行いましたが、現在の状況について伺いいたします。

愛荘町内の防災行政無線の受信設置台数については、8月現在では、個人4,963台、事業所127台、公共施設76台の合計5,166台の設置状況になっています。旧愛知川町の設置状況は73.3%、旧秦荘町は88.6%の設置状況になっています。防災行政無線の必要性は、災害等が起これば防災行政無線を利用して、住民に知らせるための防災行政無線だと考えています。

しかし、設置状況を見てみると、旧愛知川町と旧秦荘町の設置の割合が約15%も違っています。旧愛知川町は、外国人の問題やアパートの関係などで設置する割合が低くなっています。いろいろな諸問題があると思いますが、いかに住民全体に設置をされていくのか、町当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、町長に危機管理体制についてお伺いいたします。地方公共団体の首長として、都道府県には知事が、市町村には市町村長が置かれています。地方公共団体の長には、その権限に属する事務を処理するために、補助機関として特別職を置くとともに、一般職に属する吏員その他の職員が置かれています。これらの補助機関が一体となり、円滑かつ効果的に長の職務を補助執行されておられるのは町長も理解されているところであります。

いたことは町長もご存じだと思います。滋賀県も台風4号の通過により、各市町村では厳重な対策を整えるため災害対策本部が設置されたと聞きます。愛荘町も7月14日午後10時に災害対策本部を設置、主監級および消防団幹部団員が招集され、翌朝午前5時45分にはこの災害対策本部が解除されました。このことについては、町長もご存じのことだと思います。

しかし、町長、台風4号が日本列島を縦断すると予測される中、近畿地方また滋賀県にも台風4号の影響が予測されるという中で、町長は私的で中国に7月9日から15日までの1週間行っておられたと聞いています。幸いにして、愛荘町は台風4号の被害はなかったものの、こうした時期に町長は中国におられました。

また、防災マップの作成もでき、住民に全戸配付されています。町長は、災害に強いまちづくりを日頃から提唱しているが、町長として今回の判断はどう思って行動されたのか、答弁を求めます。一般質問通知書を出していますので、理解のできる答弁をお願いしたいと思います。

○議長(珠久清次君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)ただいまの本田議員のご質問のうち、まず町長が目指す役場像と職員像について、お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、自らの地域は自らでつくる時代であり、自治体職員や議会の意識改革は言うにおよばず、市民の参画意欲を高めていく必要があると考えます。

職員に対しましては、今何が求められているのか、発見する能力を高めるため研修の機会あるごとに参加を促し、また自己改革の実践を促進するため、今年もレポートの提出を求めているところあります。そして、新しい課題を発見するためには、日頃から社会の動きを見据え、情報を取り、役場から住民を見るのではなく、納税者の目線に立って行政を見直してみる習慣をつけければ、そして守備範囲を広げていけば、意識の改革もそんなに難しいものではないと考えているところであります。

そして、勇気を持って、チャレンジすることを奨励しておりますが、チャレンジして失敗したことは町長が責任を持ちます。しかし、実践が遅れたこと、実行しなかったことで問題が発生した場合は、責任を取ってもらうと言ってきたところあります。職員からの積極的な新しい提案がどんどん出てくるようになれば、活力に満ちたキラリと光るまちが創造できるのではないかと考えているところであります。

次に、町長の危機管理体制についてお答えさせていただきます。去る7月9日から15日まで中国山西省にあります五台山へ行きました。この目的は、およそ1200年前、空海や最澄とともに唐へ渡って現地で没した、現在の米原市醒井出身の靈山三蔵の尊像開眼法要と三蔵師入滅の地や浄土真宗の祖善導・道绰・曇鸞大師ゆかりの寺「玄中寺」などを訪ねる旅でした。

米原には靈山三蔵顕彰の会があり、私の町長時代、上丹生の松尾寺に篤志家の寄付によって立派な記念堂が建立され、併せて、中国五台山の金閣寺にも三蔵師の木彫の像が安置されることになったところあります。そして、その時から顕彰会が五台山への参拝を計画するから必ず来てほしいとの要請もありまして、参拝の約束もしていました。各地から集ったおよそ30人の人たちと一緒にございました。

私は、外国へ行く時は、昨年のウエストベンドもそうでしたが、現地から通話ができる携帯電話を持参することにしておりまして、時々、役場へも連絡を取っておりました。そのさなかに台風4号が襲来てしまい、大変心配をいたしました。帰国の日の15日、中部セントレア空港に少し遅れて到着し、電話で当日早朝に対策本部を解散したことを知り、災害被害もなく、本当にほっとした次第がありました。

厳密に申しますと、災害対策本部でなかったようありますけれども、警戒本部ということであったようですが、町長は町政すべてに大きな責任を負っておりますが、公私を問わず、また生身の身体でもあり、席を離れることがあることは、一般的にあらかじめ想定されており、その時のための対処方法も定められております。

また、愛荘町災害対策本部条例第2条には、「災害対策本部長に事故ある時は、副本部長が職務を代理する」とありますて、地域防災計画におきましても町災害対策本部の設置の項に、「本部長が不在または事故ある場合は、副本部長職務代理者が職務を代理する」と定められているところであります。

だからと言って、町長である私の責任が免れるものでは決してないと考えておりますし、在任中、緊張感を持って、全責任を負う覚悟で職務を全ういたしたいと考えております。以上です。

○議長(珠久清次君)農林建設主監。

(農林建設主監北川利夫君登壇)

○農林建設主監(北川利夫君)雨水排水計画についてお答えいたします。

近年、地球温暖化による異常気象等の原因により、突如として集中豪雨に見舞われるが多くなり、住宅が冠水に見舞われる危険も生じてまいりました。今日までに計画施工された既設の道路排水路および河川等の構造物は、道路位置指定に関する排水施設設置基準や道路構造令をクリアしているものの、近年各地において局部的な豪雨により、内水はん濫被害が年々増加していくと考えられます。

はん濫解消を図るためにには、道路のかさ上げや河川のしゅんせつ等によって解消されることと存じますが、道路排水路に溜まつた泥やごみのポイ捨て等によって流れにくくなっていることもありますので、排水路全般にわたっての清掃など流れやすくするための維持管理も必要だと考えております。

ご質問のはん濫解消策につきましては、今後、冠水危険箇所の原因や状況を把握するため、現況調査や過去の状況の聞き取り調査を行いまして、年次計画に道路・河川の安全確保に努めていきたいと考えております。改善計画は必要と考えますが、昨今は防災計画の中において浸水対策等を十分検討する必要があると思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)総務課長。

#### [総務課長山田清孝君登壇]

○総務課長(山田清孝君)本田議員のご質問のうち、防災行政無線についてお答えをさせていただきます。

防災行政無線は、災害時の緊急情報の伝達手段として、また行政からの広報として設置していますが、議員ご指摘のとおり、愛知川地域が秦荘地域に比べて設置割合が低い状況です。確かに愛知川地域は外国人あるいはアパート入居者が多く、設置に関しては転入の際、窓口で説明して設置するようにしていますが、外国人については、日本語が理解できない場合、設置に関して説明はしておりません。今後、毎月開催しております日本語教室等で日常会話が理解できるようになれば、設置に関して啓発をしてまいりたいと考えております。

既に一定期間入居されている方、あるいはアパートの入居者に対しても、町広報で防災行政無線の設置に関して啓発を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)管理課長。

#### [管理課長村西作雄君登壇]

○管理課長(村西作雄君)次に、天然ガス自動車の導入についてお答えいたします。

天然ガス車は、議員お申し出のとおり、ガソリン車やディーゼル車に比べて地球温暖化の原因となる二酸化炭素や窒素酸化物の排出量が少なく、硫黄酸化物や黒煙がほとんど排出されない、環境負荷の小さい低公害車として注目されています。特に、二酸化炭素の排出量はガソリン車に比べて2~3割削減でき、地球温暖化防止に役立つものと期待されています。

しかし、県内での天然ガス供給スタンドは、大津市内と草津市内の2か所のみで、自前で燃料を充てんしようとすると、都市ガスが供給されていることが条件となり、その都市ガス供給管から別途整備の必要な自動車用昇圧供給装置により、約半日以上の充てん時間が必要となります。また、軽乗用天然ガス車の場合、1回の満タン充てんでおよそ100kmの走行が可能とのことです。

いずれにしましても、天然ガス自動車の導入は、容易に燃料供給が可能となった時点で自治体として一定の役割を果していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)教育長。

#### [教育長川口繁君登壇]

○教育長(川口繁君)特別支援教育について、ご質問にお答えいたします。

学校教育法の改正が行われ、特別支援教育は、ご指摘のとおり、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活・学習上の課題を適切に指導・支援を図るというものでございます。愛荘町教育委員会におきましても、教育基本法の改正を受け、これまでの用語から「特別支援教育」「特別支援学級」等に改める 것을検討しております。

本町における特別支援教育についてですが、次のような取り組みを行っております。

障がいを持つ子どもにつきましては、就学指導委員会で適切な就学先を協議し、子どもの学習にふさわしい就学先を、子どもや保護者の意向を踏まえて決定しております。また、愛知・犬上郡の教育相談を開催し、就学不安の相談

や発達障がいにかかる相談を、甲良養護学校の協力を得ながら実施しております。校内におきましては、特別支援コーディネーターを各校で位置づけ、全校体制として、この特別支援教育の推進を図れるよう、お願いをしているところあります。

なお、専門的な支援が必要な子どものための通級指導教室を愛知・犬上郡の4町で本年度から設置し、学校における特別支援教育が充実できるような方策がとれるようになってまいりました。

また、特別支援教育において、軽度発達障がいを含めた子どもの指導について、生涯にわたる支援を続けていくための個別の指導方針や計画をつくり、計画的な指導にあたるとともに、卒業後におきましても進路先との連携を取りながら、こうした個人のカルテを活用しながら支援を続けていける体制を取るような方向が望まれているところでございます。

以上、本町における特別支援教育の現状を述べ、答弁いたします。

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再質問をさせていただきます。町長の役場像、職員像について再質問をいたします。

先ほどの答弁では、チャレンジすることによる責任は町長が取ると、職員もありがたいことだと理解をいたしますが、住民の方を向いた明るく積極的な行政は、住民に信頼感を生み、住民に安心と元気と勇気を与えます。

住民は、輝き誇りと生きがいの持てるまちを自覚しながら、他の市町村に誇れるような元気の出る行政を望んでいます。元気の出る行政とは、健康が元気を生み、元気は勇気を生み、町長自身の勇気が住民の元気を呼び起こすことですと私は思います。元気の出る役場像、元気の出る職員像、また、元気の出るまちづくりについて具体的な政策を持っておられると思いますが、町長の答弁を求める所存です。

次に、雨水排水計画について再質問を行います。雨水排水設備計画に合わせ、1時間に50mmの降雨に対処できる下水道設備が必要だと思いますが、現在、愛荘町としての下水道設備計画があるのか、お伺いいたします。地形的に、雨水が溜まりやすい地区や土地利用が高度な地区など、局所的な浸水対策として、全国的に公共施設には雨水タンクの設置が進んでいますが、愛荘町としての雨水タンク設置計画があればお伺いいたします。屋根に降った雨水を桶から水槽などの容器を用いて使えば、簡単に利用ができます。住民が雨水の有効利用をするためにも、雨水タンクの設置が必要だと考えますが、答弁を求める所存です。

また、道路位置指定に関する排水施設基準があります。市町村が維持管理する明確な排水路については、降雨量、周辺の状況、放流先の状況等を勘案して、雨水を有効かつ適切に排出できるように、排水路または河川等に接続されていると思います。愛荘町として道路の排水路設備がどこまでできているのか、お伺いいたします。

次に、特別支援教育について再質問を行います。従来の特殊教育が果たしてきた役割や実績を否定するものではなく、これはこれを継続・発展させていくとするものであります。したがって、特別支援教育は、これまで特殊教育の枠組みの下で養われてきた教育水準や教育の専門性が維持・向上できるような方向で推進されることが必要であります。

また、LD・ADHD・高機能自閉症等の状態を示す児童・児童生徒がはじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合があり、これが不登校につながる場合があるなどと指摘もあることから、学校全体で特別支援教育を推進することにより、いじめや不登校を未然に防止する効果も期待されます。

さらに、これらの児童・児童生徒については、障がいに関する医学的判断の確定にこだわらず、常に教育ニーズを把握し、それに対応した指導等を行う必要があります。こうした考え方方が学校全体に浸透することにより、障がいの有無にかかわらず、当該学校における児童・児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の教育にも資するものと言えます。

こうしたことから、特別支援教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、現在の学校教育が抱えているさまざまな課題の解決や改革に大いに資すると考えます。また、教師や児童生徒、保護者等にどのような指導をされているのか、具体的に教育長に答弁を求める所存です。

次に、防災無線について再質問を行います。防災行政無線の電波の届きにくい場所、聞こえにくい場所、アンテナの場所の変更等もされ、高い位置の設置の必要性などを考えていると答弁をいただいております。12月の定例会の答弁を聞きますと、あらゆる場所で調査をしながら設置場所を検討すると。また、内部で協議をされていると答弁をいただいておりますが、現在どこまでの協議をされているのか答弁を願います。

また、記録簿の関係についても、12月の定例会の答弁では、年内に整理をしていくと答弁をいただいております。今日まで記録簿と保守点検についての進捗状況を教えていただきたいと思いますので、答弁をよろしくお願ひいたします。

最後に、町長に危機管理体制について再質問をさせていただきます。町長、私は一般質問の通知書を渡しているわけですよ。それなのに、今の答弁は、町長が中国に行く理由や米原町時代のことを聞いているわけではないのです。答弁の中には、電話連絡を常に取り、連絡を密にしているという答弁ですが、私が聞いているのは、町長として中国に行かれた今回の判断は、どう思っての行動をされたのかを聞いているわけです。その理由を再度具体的に答弁を求めますので、私の理解のできる答弁を求めます。

そして、町長は、8月20日に緊急入院をされたと聞きました。日々の公務に対して大変なご苦労が重なって体調を壊されたかと思います。長が欠けた時、長に事故がある時は、長が職務を行えない状況である場合は、職務代理者を置かれているのが現状であります。町長は、短期の入院だから、また職務に影響が出ないと理解され、1週間の入院でありますので、職務代理者を置かなくてもいいと考えられたのか。また、決裁や公務に影響が出なかったのか、町長に答弁を求めます。町長の代理ができるのは、私は副町長であると思います。日々の公務に対して副町長は大変ご苦労されていると思いますが、町長は理解されておられますか、答弁を求めます。

町長は、常日頃、何かがあれば記者発表や新聞報道をされています。しかし、今回は緊急入院にも関わらず、なぜ記者発表をされなかったのか理解できませんので、町長に具体的に答弁を求めます。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、どういう考え方で行かれたのかということでございますけれども、町長の職務にありましても、公私を問わず、やはり旅行をすることは認められておりまし、やはりいろいろな見聞を広めて、それを町政に生かすことも大変重要なことかなというふうに考えているところであります。

席を離れたからと言って、町政は一日たりとも休むわけにもまいりません。それは十分行政とも連携を取りながら、緊急の場合は、やはり帰れる調整を保ちながら、万全の体制で臨んでいくと考えておりますし、すべての責任は、席を離れていても町長にあるということで、緊張感を持って今後とも対応していきたいと考えているところであります。それから、この8月末に入院をさせていただいて、しばらくご迷惑をおかけいたしました。この職務代理者を置くか置かないかの判断は、当然これは町長にあるわけですから、期間の長短ということもございます。今回の場合は、私自身もどのくらいになるのかわかりませんでしたけれども、症状として2~3日かなというふうに最初は思っていました。それが1週間になってしましましたけれども、そういうことで、私も町長職務代理をやったことがあります、2週間ほど町長が休まれて職務代理をしたことがあります、まあその病状にもよります。人事不省になったとか、判断力が落ちたとか、そんなことであれば、これはやはり職務代理をお願いすることになろうかと思いますけれども、期間中、決裁もいたしました。職員に病院まで来てもらったということはございましたけれども、大事な判断はそこでさせていただいたということでございます。

記者発表の件は、これも最初2~3日のことやから、風邪で休む場合もありますし、長引くということをちょっと全然判断できませんでした。そんなこともあって、記者発表までしなかったところでございます。

失礼しました。1点答弁漏れがございました。最初の「住民の元気が出る町政について、具体的な政策はどうか」ということでございますが、これからは、やはり自立していくまち、住民の皆さんとともに協働のまちづくりをしていくためには、行政への参加意欲を高めていただく、あらゆる面において、住民参加ということを考えていく必要があります。そういうところで、基本的には自治基本条例というのを、今各地でつくられつつありますが、これからは分権時代、自立できるまち、住民とともに築いていくまちの憲法とも言うべき自治基本条例を検討していきたい。

また併せて、大事なことは住民の皆さんの意思を確認しながらやっていく。例えば合併問題とか、そんな大きな問題が再度出た場合は、住民投票をするということで、併せて常設型の住民投票条例、これは近江八幡市が先般いづれもつくりましたけれども、こういったことも併せて検討をしていきたいと考えているところであります。

○議長(珠久清次君)農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)再質問にお答えしたいと思います。

雨水排水計画についてでございますが、現在策定中の愛荘町地域防災計画の中におきまして、集中豪雨による雨水が河川や水路へ急激に流入することを防止するためや雨水の流出抑制を推進するために、防災調整池および公共施設や公共空き地等における大型雨水貯蔵施設等の整備を思案しているところでございます。

また、下水道における浸水対策の計画につきましては現在ありませんが、汚水整備が完了しましたら、雨水計画はもう策定済みでございますので、町全体を把握した上で見直しをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、雨水利用計画でございますが、市町村によっては、水資源の有効利用の1つとして、雨水の利用を普及させるために、雨水貯蔵施設の設置者に対して補助金を交付しているという自治体もあるようでございます。

雨水利用としましては、屋根に降った雨水を溜め、自前の水源として散水や水洗トイレの洗浄水として有効に使用し

たり、また、洪水浸水防止対策として貯蔵タンクに雨水を溜めることによって、雨水が一度に河川に流れ出ることも防ぎ、洪水や浸水の防止にも図ることができているようです。これも、流域治水の一環でございます。

また、災害対策としまして、溜めた雨水は、初期消火や災害の対応等、非常時の生活用水にも利用できますので、有効かと考えています。

次に、道路位置指定に関する排水施設設置基準の排水施設は、当該地域の洪水量、周辺の状況、予定建築物の用途、放流先の状況等を勘案しまして、雨水を有効かつ適切に排水できるように、函きょの勾配・断面積および構造が定められています。その上で、排水施設は当該雨水を有効かつ適切に排水できるように、排水路または河川に接続することとなっています。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、ほ場整備されているところは排水計画でクリアされていますが、最終的には一河川等に放流されています。未整備のところは、道路の排水路整備が満たされていないことによって、水はけの悪いところも多くあるよう思います。

今後においても、流域治水の観点から、河川整備状況等も踏まえた土地利用のあり方についても見直すことが必要かと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)防災行政無線の関係での再質問にお答えさせていただきます。

まず、受信区域の悪い関係でございますが、これにつきましては、各個々から逐一報告をいただいて、点検等をさせていただいております。その受信機自体に問題がある場合と、あるいは、その受信区域の問題等があるわけでございますが、個々地域の問題がございますので、まだ一定答えが出ておりませんので、それについては個々対応を現在させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、保守点検簿の関係でございますが、これについては点検をしていくものでございますけれども、現在持ち合わせておりませんので、それについては後刻報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)教育長。

○教育長(川口繁君)特別支援教育についての再質問でございますが、議員ご存知のように、軽度発達障がいと言われるAD・LDHD、あるいは高機能自閉症等は、その障がいの程度はさまざまございまして、普通障がいを持っていない子どもと、障がいを持っている子どもの連続的な段階があろうかと考えていますので、こうした特別支援教育の基本的な理念は、すべての子どもを対象にして、一人ひとりを大切にしていくというような理念に基づいているとどうえています。

また、こうした軽度発達障がいにおきまして、誤った理解を保護者・住民の皆さんにされないようにご理解を求めることは、非常に大切だと思っているわけです。と言いますのは、どうかすると、こうした子どもたちの育て方が悪かったからだと、あるいはまた、本人の努力が足りなかったからこういうことにというような誤った理解をされている向きも生まれないとは限らない。

そういう意味から、これは部分的な発達障がいであって、誰でもいろいろ特性があるように、一人ひとりの違いつつあるというような考え方をして、お互いにいろいろの特性を持った個人個人を認め合い、大切にしていくと、そういう理解を、直接的にLDとかいうような言葉を使わずとも、皆さん方に理解をしていただくよう図っていかなければならぬと考えています。

また、教師に対する指導についてありますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、主に現段階では、県の方では、先ほど言いましたコーディネーターの、コーディネーターと言いますのは、校内のそうした特別支援教育を推進していく上の中心的な働きをする担当者を県が呼びまして、そして、この教育に対する理解を深め、校内における取り組みについての指導をやってもらっていますが、この夏休みも各校におきましてこの問題を研修課題に取り上げていただいて、そして校内のこうした特別支援教育指導の校内体制を整えていくとともに、こうした障がいを持っている子どもの指導のあり方についての共通理解を深めるといった取り組みを研修としてしていただいているところでございます。

○議長(珠久清次君)6番本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再々質問を行います。町長に危機管理体制について再質問を行います。

先ほど、私がお話しているように、私がお聞きしているのは、町長として中国に行かれた判断のことをお聞きしているわけですけれども、その判断と理由が、私は理解ができないので再度お願ひしたいと思います。

そして、緊急入院をされたことにつきまして記者発表をされなかつたのも私は理解できないので、長に答弁を求めますということも、先ほどどの再質問の中でお話をさせていただきましたが、それも理解ができません。町長は、「風邪だから」というお言葉が今ありましたけれども、2~3日で退院ができるというようなお話をありました。しかしながら、全

協では、病状になった経緯をお話しされたことに関しては、理解ができているならば、緊急入院されたのは、どこの首長でも記者会見をすると思います。今まで町長は、何かあればすぐに記者会見をしたわけですよ。なのに、自分の身体のことに関してはなぜ記者会見をされなかったのかということを、具体的に答弁を願いたいと私は再質問で聞いています。最後の質問になりますので、私が理解のできる答弁をいただきたいと思います。

また、町民の方々は、日々安心で安全なまちづくりを望んでおります。危機管理体制は、愛荘町にとって、また町民にとっても大事なことだと考えます。危機管理体制の重要性をもっと考えていただきたいと思いますので、今後の町長の危機管理体制についての答弁を願います。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)今回のその判断ということでございますが、町長と言えども、やはり私的に休ませていただいて見聞を広めるということも必要だと思っていますから、そういうことで、365日、席に必ずいなければならないというわけでもないと考えているところでございますが、常にしかし、365日・24時間、常に責任があるということについては、自覚を持って臨んでいきたいと思っているところでございます。

記者発表の件については、当初、本当に1週間になるとは思ってなかったので、そういう時期を失したということでございます。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午前9時50分

再開午前10時07分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続きまして会議を開きます。町長。

○町長(村西俊雄君)再々質問にお答えさせていただきますが、危機管理体制は、極めて重要な体制をもって臨むということが大変重要なことかと考えているところであります。

災害は、いつ何時やってくるかわからない。地震などから考えますと、まさしく想定のできない災害でありますけれども、昨年のウエストベンド市へやらせていただいた時には、幸い何の災害もなかったし、そういう襲来がなかったわけでございますけれども、今般、私のちょうど中国旅行中にこういったことがあって、大変関係者の皆さんには、ご心配、ご不安をおかけしたことについては大変申しわけなく思っておりますが、留守ということは、やはりある程度想定できることでありますし、今後、副町長もありますし、万全の体制で今後とも臨む覚悟で業務にあたらせていただきたいと思います。何とぞ、ご理解のほど賜りたいと思います。

◇上林直君

○議長(珠久清次君)2番上林直君。

[2番上林直君登壇]

○2番(上林直君)愛荘町の夏祭りについて質問いたします。

昨年は、合併した年として、それまでの秦荘町の夏まつりを受けて、新たに新生愛荘町の夏まつりとし、さらに大きなイベントとして実施され、一見大成功のうちに終わったように思ったところでございます。

秦荘地区では近年、恒例的に毎年ラボール秦荘を中心に、欠かすことなく夏の大きな楽しみとして開催されてきました。しかし、本年はまつりそのものに課題も多く、今年は検討するということで、そのイベントが当初から本年度の予算もなく実施されませんでした。

その大きな課題として、路上駐車による駐車違反、ビールなどのアルコール類の飲酒が問題とかで、それらが抜本的に解決されないと開催は大変難しいとも聞いているところでございます。

イベントの参加者は、町内だけにかかわらず、近隣の町外からもお越しになることも多く、また、アルコール類を断つことなど、この課題解消には難しい面もあるかも知れません。町として、今年は「検討する」との立場を取られたのですが、身近に住民の方々から「今年はなんでないの」という声をたくさんお聞きし、何となく不完全燃焼なまま、この暑い夏が過ぎ去ったように感じます。

愛知川祇園奉賛会の伝統ある花火大会のような立派な花火でなくても、毎年500万円余りの資金をつぎ込んで、イベント会社の協力のもと、それはそれなりの夏の楽しみがありました。何はどうもあれ、今年は予定どおり、ないものはないということで過ぎましたが、来年を楽しみに期待する声は、まだまだ根強いものがあると思っています。

2町合併になった愛荘町、形を変えてでも町としてのイベントを開催することにより、お互いの理解を深め、人と人のふれあいを交えながら、活力ある愛荘町のまちづくりになればと考えられます。また、資金流用については、決して無駄なお金ではないと思います。

そこで質問いたしますが、まず、どうして今年は検討することになったのか、今一度その理由を教えていただきたいと思います。また、町としての夏まつりの開催についての取り組み方についてのお考えをお聞きいたします。

2点目、グループ制導入の効果についてをお聞きいたします。昨年は、私は職員の残業時間があまりにも遅いこと、連日のように残業されていることに発端を得て質問させていただきました。その時の答弁で、今年からグループ制の導入を図り、事務の効率化を図ることにされました。幾分その効果は肌で感じていますが、いまだ遅くまで残業されていることが気になるところでございます。職員さんの激務に頭が下がる思いであります、その一方で、ご家族が待たれる胸中も察するに足りないものがあります。

そこで、4月以降まだ半年になろうかとする今、グループ制の効果・効率はどうか、実態についてお聞きいたします。以上です。

○議長(珠久清次君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)上林議員の、まずグループ制度導入につきましての効果について答弁をさせていただきます。

フレックスグループ制の導入につきましては、本町独自のグループ制を考えまして、本年4月1日から運営要綱ならびに導入に伴います取扱要領に基づきまして実施をいたしました。

導入の趣旨につきましては、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、自立性・柔軟性および機動性の高い行政運営を確保するために導入いたしました。このことが意思決定の迅速化、柔軟な組織運営、職員の能力の有効活用、人材育成の取り組みなど、多くのメリットを持っております。

しかし、4月から導入いたしまして半年足らずでありますと、今のところ実態の把握や検証などいたしておりません。現状では、職員もまだ十分な取り扱いができていないような感がありますが、府内組織であります行政改革推進委員会や事務改善委員会で検証を加え、さらに向上心を持って取り組むよう推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

〔政策調整室長宇野太佳司君登壇〕

○政策調整室長(宇野太佳司君)夏まつりにつきましてのご質問でございますけれども、本年度、夏まつりを検討することになった理由についてお答えをいたします。

夏まつりにつきましては、旧秦荘町で平成元年から実施してきたイベントであり、17回という回数を重ねてきたものであります。合併し、愛荘町として夏まつりを昨年の7月29日に実施いたしました。しかしながら、議員も質問で問題視されていますが、毎年開催の際に問題となっています路上駐車はもちろんのことですが、特に、近隣で行われましたイベントで飲酒の事故で死亡事故が起きたこと、これにつきましてもその要因の一つであります。

それらとは別に、ほかにもいろいろ実施されていますイベントの実施や組織の形態等に検討課題があります。合併して新しいまちとなり、まちづくりを通して人々とのかかわりを模索する機運が芽生える動きがあります。こうした、これから愛荘町にふさわしい、多くの住民の方々の交流が図られることが必要であるとの考えに至ったこと、これらがその理由の一つであります。

次に、町としての今後の夏まつりの取り組みの考え方でありますと、これらの理由の諸課題につきましては、まず、住民が主体となった組織で運営主導する組織形態は、これからまちづくりの住民自治によるまつり文化が根付いたものになると考えます。

また、地方も国もさらに財政がますます厳しくなっていく時代の到来が予想されています。この夏まつりの財源は、すべて町の財源で賄っています。それをすべてとはいいかないと思いますが、住民主導に移っていくことが必要と考えています。

今日、存在しています歴史ある伝統的なまつり・イベントは、日本の長い歴史から見たら、住民の責任のもとに住民自らの身銭を切ってつくり育ててきた文化、いわゆる住民文化が根付いたものであると思います。

今、特に社会における住民意識は大きく変化してきています。地域で行うまつりやイベントは、見るだけ、参加するだけのものでなく、まちが活性化し、すべての人がエネルギーを爆発させる、そのようなイベント・まつりというものを作り、合併して新しいまちとなった今、まちづくりを通して、人々とのかかわりを自らの手で模索する気運が芽生える動きがあります。それは、町民の方が元気になり、若い人も参加し、自分が表現できる場づくりともなるものを本町にも

つくっていこうとする動きであります。

したがいまして、今後こうした人々の交流を深め、町の活性化が図られるよう、芽生えつつある組織の育成に対し行政として協力・支援していきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)2番上林直君。

○2番(上林直君)夏まつりの件につきまして再質問をいたします。

愛荘町といたしまして2年目、来年は3年目を迎ますが、本当に人と人とのつながりを深くしていきたい、また、いかなければならないという今の時期かというふうに感じます。

夏まつり、今答弁いただきました中に、住民の手で支えていきたい。また、財政難でちょっと難しい面もある。ちょっと誤解するところがありますが、交流を深めるという大きな意義がございますので、財政難、町独自の資金を出さなければならぬという大きな課題がございますが、それ以上に、開催されての交流を深めるということは大変大事な問題かと思います。これから、来年のことにつきまして検討を深めていただきたいこの時期でございますので、ぜひとも来年は何らかの形をもって住民主体としてするなれば、それなりの行政のサポートが大変必要ではないのかと思います。

今答弁がございましたけれども、来年の見通しというところから、もうひとつ踏み込んでの答弁をいただければ幸いかと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)来年の見通しというようなご質問でございますけれども、来年につきましても夏まつりは実施する考えではありません。

ただいま質問にお答えをいたしましたとおり、住民の方々の主導のもとに、これからまちづくりに向けてのまつりというものが動くことが必要であると考えておりますので、それにつきましては、行政として協力・支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◇森野榮次郎君

○議長(珠久清次君)11番森野榮次郎君。

#### [11番森野榮次郎君登壇]

○11番(森野榮次郎君)議長のお許しをいただきて、一般質問を行います。はじめに、愛荘町西部地域の防犯体制についてお尋ねいたします。

今年6月1日、真夜中でありますが、沓掛の酒正商店で盗難事件がございました。被害金額は5万円相当と聞いております。物音に気づいた家の人人が2階から下りてこられ、双方ともにびっくりして逃げられた。だから、単なる盗難事件として終わったようあります。泥棒がそこで居直ると強盗事件となり、今回のような盗難事件は、出店荒らしと警察では言っておられるようあります。

その出店荒らしが、中3日おいた6月5日には長野の中村自動車、7月24日にはすぐお隣の種村商店にと頻発をしたのであります。両店とも酒正とは異なり店には居住しておらず、レジを荒らされた程度で、被害は数万円ほどと伺っております。

「出店荒らし」とは、言い得て妙であると。変なことに感心をしておりましたところ、7月29日は中宿の住宅団地のお宅に、8月3日には、またもや長野の西部開発道路沿いのお宅に空き巣狙いが侵入しました。

この長野の空き巣の場合は、家族で食事に出られた合間の犯行のようで、見張っていたとも言われています。被害額も100万円相当とのことであります。今まで、かつてなかったことです。察聞(かぶん)にして、他の町内や地域のことは知りませんが、西部地域では今まで聞いたことはありません。誠に平和で安全な地域がありました。

愛知川署が統合廃止される時に、警察派出所を西部に求める声が高まり、ここにご同席いただいています西澤久仁雄議員・本田議員とも相談り、西部地区の区長連名で県警本部・東近江署に陳情に赴いたことがあります。

最後の愛知川署長となりました館警部からは、滅多なことはないと思うが、稻枝駅前の交番派出所であります。彦根市彦富町に移転し、少し遠くなった。愛知川の川筋には新しい集落がいくつも誕生し、新しい住民さんも増えた。特に、朝夕の通勤ラッシュの混雑もあり、住民の皆さんのご心配はよく理解できる。隙があれば犯罪は起こる。必要な施設であるとは思う。ただ、派出所の新設や移転の要望は多数あると聞いている。行政とも連携され、町ぐるみで対応されるのは効果的であると教えられたことを昨日のように思っています。

警察も真剣に治安維持にはご努力いただいているとは思います。過日も、この件につき愛知川交番にお尋ねいたしましたが、犯人は一人も見つかっていないとのことであります。通りすがりの犯行のようでというような口ぶりのことでありました。

住民は不安いっぱいの日暮らしであります。ちょっと田んぼに出かけるのに施錠して出なければならないというようなことがあります。正式な情報、かくかくしかじかであるという伝達は一切なく、噂ばかりで、不安はより高まります。こういう状況でありますから、以前言わされましたお隣、ご近所の底力も發揮しようがありません。これらの一連の盗難事件の解決方策と今後の対策、派出所の新設を含め防犯自治会の活動、情報伝達のあり方等々、愛荘町西部地域防犯体制のあり方、整備について町当局の見解をお尋ねするものであります。

2点目であります。6月議会でお尋ねいたしました愛荘町洪水ハザードマップについて、いろいろご答弁をいただいているわけでありますが、何分とも住民の生命と財産に関わる非常に重大なことでありますので、くどいように思われますが、納得しがたい点に絞り込んで、再度、下記5点をお尋ねいたします。なお、質問の内容や趣旨等につきましては、前回と重複しますので、省略させていただきます。

1つ目は、一時避難場所の基本的な考え方。2つ目は、一時避難場所から拠点避難場所への移動の経路、方法について。3点目、一時避難場所の指定のない地域の避難場所について。4番目、国8以西における滯水被害の早期落水対策。5番目、長野川流域の早期落水対策についてお尋ねいたします。

3点目であります。今年の夏、いくつかの地域や自治体の青少年サマーキャンプに参加する機会を与えられました。大変多くのことを学んだわけであります。

通して思ったことの一つに、学校の校歌がうまく歌えないことがあります。中には、参加しておられる保護者やボランティアの青年と合唱され、盛り上げられたグループもありました。多くは、歌詞不明瞭の弱々しい歌唱や、部分的に大声で怒鳴るようなグループで、元気があって楽しそうで誇らしげな歌唱は、先のグループのみであります。学校での齊唱とは段違いであります。

以前、私自身がかかわりました旧八日市市のサマービレッジでは、市内参加各校に事前に歌唱指導をお願いしておきました。

毎年ご招待をいただき、年何回か寄せていただくつし保育園では、幼い園児は身体全体で歌い、喜びを表現しています。さらに、入園式と卒園式では段違いの歌唱で、随分成長したものだというような思いを見せてくれます。ご同席していただいております議員の先生方も多数いらっしゃり、全く同様な思いをお持ちいただいていることであろうとは思います。

そこで、校歌は儀式用の歌なのか、真に児童生徒のものになっているのか、各校園における児童生徒の現状、指導の実態等々を教育長にお尋ねいたします。以上であります。

○議長(珠久清次君)総務課長。

[総務課長山田清孝君登壇]

○総務課長(山田清孝君)まず、愛荘町西部地域防犯体制についてお答えさせていただきます。町西部地域の一連の盗難事件については、地域住民の方々を含め、憂慮すべき事態と考えております。

既に、警察によれば派出所の新設について陳情と活動をされている状況ですから、町といたしましても、関係自治会長さんと協議の上、要望をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。また、一連の盗難事件の解決方策は、警察の方に対応をお願いしたいと考えております。

今後の対策としまして、愛知川交番は町西部地域の事件の状況を把握しておりますから、重点パトロール等をお願いしていきたいと考えています。また、地域におきましても不審者情報を周知するために、積極的に防災行政無線等の活用をして、防犯対策に努めていただくよう、お願いしたいと思います。

次に、ハザードマップのことについてお答えいたします。3点ばかり、まず一時避難所の基本的な考え方から述べさせていただきます。

避難場所とは、住民が身体および生命の危機から身を守ることを目的に、住民が事前避難および緊急避難する場所を言います。一時避難場所は、拠点避難場所以外の避難場所であり、主に自治会が管理する公民館および草の根ハウス等になります。場合によって、住民の集結場所になったり、消防救護活動の拠点として、または拠点避難場所の中継地として、比較的短期間の避難場所としての機能を有するものであります。

次に、一時避難所から拠点避難所への経路、移動方法についてでございますが、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造の道路を基本に検討し、安全を確保できる方法で移動することとなります。

次に、一時避難所の指定のない地域の避難場所についてでございますが、近隣の一時避難場所または拠点避難場所へ避難していただくことになります。指定されているすべての避難所を開設するわけではなく、被害の程度・状況により、避難場所以外の施設でも災害の状況に応じて、避難場所として役割を果たす施設も考えられるので、適宜対応。応急対策活動を行い、災害の状況から判断して開設する避難所が災害対策本部長が行うものとするもので

ございます。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)建設課長。

[建設課長藤田由起雄君登壇]

○建設課長(藤田由起雄君)森野議員の愛荘町洪水ハザードマップについての4点目・5点目、まず、4点目の「国8以西における滯水被害の早期落水対策について」ということでございますけれども、排水対策ということで私の方は理解させていただいて、答弁をさせていただきたいと思いますし、5点目の「長野川流域の早期落水対策」についても、同じように答弁をさせていただきたいと思います。

両方の、国8以西における排水対策、あるいは長野川流域における早期排水対策についてでございますけれども、まず、一級河川不飲川改修事業についての計画の法線が概ね決定されまして、本年度、中心線の測量とボーリングによります地下水位の調査、解析調査等が実施され、いよいよ本格的に始動をしてまいります。

議員ご質問の「洪水時の早期排水対策」につきましては、不飲川改修事業の早期完成が最良の方策だと考えております。

今後、事業が一日も早く完成するよう、のとひとのまづ・右岸プロジェクト会議等を通じまして、長野川の排水対策についても十分研究しながら、強く要望してまいりますので、よろしくご理解くださるようお願い申し上げたいと思います。

ただ、事業の完成には、まだ数か年要するものでありますので、当分の間は現不飲川のしゅんせつ・除草等を適時に実施していただき、洪水時に現川が滯水したり決壊したりすることのないような維持管理を県に強く要望してまいりますし、また、長野川につきましても、地元のご協力を得ながら適正な維持管理に努めることで洪水時の排水対策としたいと思いますので、よろしくご理解、ご協力くださるようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長(珠久清次君)教育長。

[教育長川口繁君登壇]

○教育長(川口繁君)「校歌は児童生徒のものになっているか」とのご質問についてお答えいたします。

校歌は、入学式等の行事に使われる場合と、校外行事等で自校を紹介する時に歌われているところでございます。各校児童生徒のこれに対する現状でございますが、小学校においては、学校行事等で概ね大きな声でしっかり歌えているのではないかと、私はとらえているところでございます。全員で心を一つにして歌おうとする姿勢がこうした態度に表れているのだろうと考えています。中学校におきましては、声が小さい時もございますが、卒業式においては、立派に歌われている状況は直接私もとらえているところであります。

時と場所によって校歌への姿勢が異なるのは、その場における子どもたちの心の持ち方、あるいはその場の雰囲気などがしばしば影響され、「歌えない」というよりも、むしろ「歌わない」、そういうような状況が出ているのではないかと考えられます。

「指導の実態」についてでございますが、小学校入学時には、あるいは新学期には、歌詞の意味を教えながら丁寧に校歌の指導をしていただいている。中学生においても同様でございます。

また、入学式・始業式・終業式・運動会・修了式等の学校行事がありますが、その都度、音楽の時間も利用し、また全校の集会の場で校歌の指導をしていただいている。

何と申しましても、充実した学校生活、学校が楽しい、学習が楽しい、そういうような学校づくりの中でこそ生徒自身は自分の学校に愛着を感じ、校歌につきましてもしっかりと歌うことになるものと考えているところでございます。引き続き、自分たちの学校に愛着を持ち、楽しく充実した学校生活を進めるとともに、校歌の指導についても努力をさせていただきたいと考えております。以上、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長(珠久清次君)11番森野榮次郎君。

○11番(森野榮次郎君)再質問を行います。

まず、1点目の防犯体制についてお尋ねいたします。ただいまのご答弁で、大変憂慮すべき事態であるというお答えを頂だいております。行政は、憂慮する事態とはとらえているが、これについてどう対応をしようと、積極的な意味合いが感じ取れなかったのであります。

派出所の問題についても、区長云々とどうとかこうとかということで、ちょっと耳も悪くなったのかもわからないが、あまり早口で言われると、素通りする前に入らないので、その辺、ご答弁いただく方については十分ご注意をいただきたい。

10

2つ目であります。今ほどのお答えで、事実認識はされていたように受け止めました。そうなれば、なぜ行政として住民に連絡をされなかったのか。私の地域は、今ほどお聞きいただいているとおり派出所がございませんし、愛知川署が存在していた頃には、本署の担当エリアでありましたが、警察情報というのは、警察の方からいはずんどなかっただ。ただ、パトロールが非常に丹念であり、若い警察官が何回か我が家にも現れたことがあります、駐在所のある地域へ寄せてもらいますと、駐在所だよりと言うのか、警察だよりと言うのか、そういうものを再々目にするわけであります、選挙の時ほど熱心にこういう問題について取り扱ってはくれないというような思いを持っておりますが、なぜ住民に知らせなかつたか。

3点目であります。行政と警察の関係がいいたいどうなっているのか。

4番目、防犯自治会というのがあるやに伺っております。所管は警察なのか行政なのか。活動実態は、この辺、今ほどのような問題はまさに防犯自治会の活動すべき内容であると思うが、何ら活動されていない。

5つ目でありますか、最後の警察署長となれた館さんがおっしゃったとおり、犯罪は隙があったら起るということでありますか、どこかにこのような連続盗難事件が発生した、行政であるのか警察であるのか、ノットホールに手抜きがあったのか。いずれにしても隙があったのではないかとの辺について。例えば、情報伝達は何もない。ひと月以上経っても犯人の目星がついていない。今ほどでは、防災行政無線で呼びかけをいたしますというようなお答えがあったようには思うけれども、とりあえず防犯体制について、警戒態勢を厳重にしていますから、どうぞご安心くださいというような連絡通報は一切ない。そういうことから、私はどこかに隙があったのではないかと、その辺の見解、以上5点、お尋ねいたします。

次に、洪水ハザードマップについてであります。大変早口でおっしゃってくださいて、先ほど言ったとおりちょっとわかりにくかったのであります。丁寧にもう一度お尋ねをいたします。

一時避難場所について、6月の総務課長の答弁は、「どこに逃げるかでございますが、基本的には、一時避難場所もあるわけでございます。状況により速やかに拠点避難施設およびそれ以外の場所で、町が指定する場所等にも避難していただく必要があろうかと思います」というようなお答えをひとついただいた。拠点避難施設およびそれ以外の場所、拠点避難施設以外にそれ以外の場所とは、いったいどこを指しているのか。町が指定する場所等というふうに「など」が付いている。その「など」はどこを言っておられるのか。基本的には一時避難場所云々、状況により速やかにどうこうであると。大変、とりようによってはくどくどと何を答えておられるのか、若干理解に苦しむような点がある。なぜ明解に、一時避難場所に避難してくださいと言わないのか。

さらに、再答弁では、「破堤あるいは越流するまでに多少の時間がございますので、少し中断しまして、「防災伝達情報等を通じて」、さらに中断します。「一時避難場所あるいはそれに準ずる形、あるいはそれ以上の拠点避難場所等の誘導等を考えておりますので、その辺の点につきましてご理解賜りますように」と、いつもの接尾語が続いている。

今ほどのご紹介いたしました再答弁にある防災伝達情報というのは、その先お尋ねしました中で、「テレビ・ラジオなどで得られる情報と有線放送・防災行政無線および町広報車があります。状況によっては、口頭によるものおよびサイレン・ほか寺の鐘等の場合があるかと考えます」と、このような防災情報伝達の方法をご披露いただいております。河川愛知川が氾濫して越流するか破堤するかわからないというのは、テレビやラジオで言ってくれるかということは、常識を持って考えたら、そんなことはあり得ない。

私が今お願いしている、コカコーラ以南の国8以西については、渕の下ニュータウン、泉町の一部、さらに亀原にしろ長野新田にしろ、新しい住宅ばかりであります、お寺は1か寺もない。寺がないところに釣鐘もない。要するに、ご指摘のものすべてがアウトであると考える。

島川地先に宇曽川ダムの緊急通報のスピーカーがあります。これは、なぜ設置されているのかということで、前にお尋ねをした経緯がございます。役場に通報して、次に住民さんにお伝えする。これでは間に合わないから、直接スピーカーを設置して通報するものでありますというお答えを頂いたことは、ご指摘の防災行政無線というのはそのための粗いものであるが、なかなかもって、そんなに速やかな連絡をされたことはない。

先だっての火事の時には、出火先が全然違うところをご紹介いただいたように、間違い情報はあったけれども、先立って、いついつ、このことについて、河川愛知川について言うなれば、ダムの方は、河川区域内にいらっしゃる方にえん提を解説した云々ということについての通報はあるやうに聞いています。

な、すばりそこを指定するのが避難場所なのだ。

次に、拠点避難場所等への誘導と言われる。これは全く不可能なことである。拠点避難場所は、愛知川小学校あるいは愛知川東小学校である。怒とうのように流入する濁水に逆らって、国Bに到達できるとお考えなのか。

6年前の竜巻豪雨の時に、出先から長野西の河川にかかる面道を外すために急きょ出向きましたが、デキシーの入り口辺りまでまいりまして、到底通行できないということで、やむを得ず引き返した経緯がある。

少し批判をいたします。ありもしない情報伝達、できはしない避難誘導を答えていらっしゃると思う。

さらに、再々質問の一時避難場所が不適切ではないかという質問の趣旨をばぐらかし、「1時間で起こるものではございません。いわゆる安否確認等、そういうものの集結場所として、そこから拠点施設なり」、またここにも出ているので、「それに準ずる施設に避難していただく短期間の滞在場所という指定を考えておりましたので、今後こういった訓練等の関係につきましては、防災会議等で検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りますよう」云々とある。これは、あなたのお答えですよ。端的に批判します。一時避難場所は、バス旅行の集結場所ではないのです。ニュータウンなり該当地区の住民さんで指定しておられる一時避難場所に避難する人は、一人もおられないと思う。現地視察はない。警察や消防や振興局や課長さんなり区長会などなどの充て職ばかりの防災会議の委員。土地勘なしの机上プランをいつまでこだわるのですか。ニュータウンの一時避難場所は、入水した水が直撃する非常に危険な場所であると、懇切丁寧に申し上げていた。

ところが、今のご回答の中あります。「短期間の滞在場所という指定を考えておりましたので、今後こういった」、ここでこうと変わる、「避難場所を検討し直す」というお答えをされるのならばともかくも、「今後こういった訓練等の関係につきましては、なんでここで訓練が出てくるのだ。一時避難場所は、極めて危険な場所なんですよ。その危険な一時避難場所すらないところもあるんですよ。こういうご説明を申し上げていたところ、短期間の滞在場所の指定と。ところがここで次に、その堤防が破れて、越流して、濁水が流れ込んでいる中を歩く訓練をさせると言うのですか。まさに、常識では判断できない答弁を伺っている。

とりあえず、先ほどお答えいただいた一時避難場所というのは、危険を避け、ほっと一息つける場所、そこで寝泊りはできなくても休憩ができる、状況判断ができるというような場所を一時避難場所と私は考える。

あなたは、バス旅行の人員確認のための集合場所程度に考えていらっしゃる。水が入ってきたら、速やかにその水に逆流に逆らって、愛知川小学校まで歩いて避難できるんですか。だから、申し上げたように、ニュータウンなり亀原の住民さんは、あなたが指定する一時避難場所には絶対に行かれませんよ。彼らはもう既に知っているんだ。役場や行政は何を言うとるんだと。

以上であります。隣ですね、町道愛知川川原線と言うあの道はね。あそこを通らないと仕方がない。隣にコカコーラや日本デキシーや新ニッカがあるわけです。その道しかないのですよ。コカコーラやデキシーは1mないし1m50cm土盛りがしてあって、そこは絶対大丈夫なのです。なぜ、そこを避難場所にされない。その時、町長が後で、「じゃあ、どこが避難場所であるんですか」と。隣に工場がある。大変広々とした敷地を確保していらっしゃる。住民の皆さんのが避難されることぐらいは、何らこだわりなく、私はご承諾いただけるものと。なぜ変更しようと言わないで、「訓練をします」と。さらに「防災会議でご検討をいたたく」と、何にも知らない人ばかり、あの時の状況、あなた自身も現地視察したことないとおっしゃっておられる。

草津で水中歩行訓練がされた。プールに50cmの水を溜めて、その中を歩かれたとこのように聞いている。まだそれは静水である。あそこの水は、宝満寺さんなり国道8号の方から怒とうのように流れてくる。これは、6年前の竜巻豪雨であり、堤防が切れたなら、そんな生易しい水勢ではない。なぜ、修正をすると、そういうふうなことが言えないのか。これは行政のメンツにこだわっていらっしゃるのですか。

まず、今ほど申し上げていることについては、既に、あなた方はご承知のことである。十分にメモをとっていただきて、だいぶん持ち時間が少ないので、局長はおろおろしておられるのですけれども、これはもう生命にかかわることですから、あえて延長することをご理解いただきたい。

次に、建設課長にお尋ねする。今ほど、不飲川改修云々とかいうお答えをいただいたが、冒頭この質問の時に、質問の趣旨や背景については、重複するから避けると言った。私がお尋ねし、お答えをいただきましたのは、JR東海道本線の土盛りだと、肥田町の土盛り云々のことで、これも6月議会のあなたの答弁であります。

まず、あなたは冒頭に、「人為的な構造物であるとの真偽については、今のところ確認していない」真偽について確認していないと言われた。誰が真偽について確認してくださいという質問をしたのですか。

ハザードマップに明解に、東海道本線について、山川原や稻枝の駅前は5m以上、5m近くの滝水があると、はっきり明記してある。あなた、課長の立場で何を真偽を確かめられるのだ。尋ねていることの趣旨をもっと明解に考えなさい。なぜ、真偽を確認してくださいと、言われましたか。

さらに、マップの浸水深に反映する計算はされている。滞水には多少の影響を及ぼす可能性もある。建設時に適切なそれなりの排水対策も実施されている。こう3つの答弁をいただいている。その後、再々質問の答弁で、洪水対策はできていないと。いいですか、そういうことがあるから滞水するのです。については、その滞水を速やかに落水するための方策をお尋ねしている。あなたは担当課長としてお答えいただいたのは、真偽は確認していない。

○議長(珠久清次君)暫時休憩いたします。

休憩午前11時02分

再開午前11時03分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番(森野榮次郎君)簡単明瞭にまいりたいと思います。まず、その辺についてあなたの答弁を。

3点目、校歌についてあります。ここももうちょっと丁寧に言わないといけないんだけれども。今ほど、歌唱指導をしているとおっしゃった。小学校で歌唱指導がなかったら、児童は歌えないと思います。だから、小学校高学年の児童は相当歌い込んでいるわけですが、なぜ自信を持って堂々と誇らしげに歌えないのか。教育長にお尋ねしますが、中学生でも、小学校の高学年の児童でもよろしいです。白紙に校歌を書きなさいと言えば、何パーセントが書けると思われますか。漢字・仮名まじりできちっと書けというのではない。とりあえず平仮名ばかりでもいいから。何パーセントの児童が書けるか、生徒諸君が書けるか、その辺をまずお尋ねしたい。

町内外の校長先生に質問をしました。二通りのお答えがありました。1つは、「ほとんどされていない」と違いますか。学級担任の問題であって私自身はあざかり知らない、そういうような対応の人。1つは、「私自身がわかりませんから、何回も全校集会で指導をしています」、そういうお答えであります。

これはその学校とは異なりますが、町内某小学校の校歌に「知徳のまなこをきたえばや」というようなフレーズがある校歌があります。この「知徳のまなこをきたえばや」と言わされたら、これは大人の私どもでさえも、ご指導がない限り意味はわからない。

ところが、学級担任の問題にすりかえられる先生が非常に多かったというのは事実であります。だから、校歌に寄せた地域の願いであるとか、あるいは教育にかける地域の善意が、熱意がどこまで生徒に伝えられるような指導をされているのか、このことが自信を持って誇らしげに歌うということになろうかと思う。

さらに、2つ、3つつけ加えるとするならば、例えば愛知中の校歌はわりにリズミカルで歌いやすい、非常にテンポもよろしい。それで、寄せてもらっていると、保護者の中でそれに合わせてハミングしていらっしゃる方が随分ある。

○議長(珠久清次君)ただいまの答弁をお願いします。総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず最初に、防犯の関係でございますけれども、防犯の関係につきましては、東近江警察署防犯自治連絡協議会というのがございます。その中で、警察、あるいは行政との連絡調整を行っているところでございます。また、毎年区長総代会を実施しておりますけれども、その場所にも警察署の方から来ていただいて、署長名で各区長さんに対して防犯自治連絡所というようなことで委嘱状を配られているというようなことで、一定、警察の方から防犯自治連絡所の方へ、各自治会長さんの方へいろいろな情報、あるいは啓発をしていただくということでお願いをされていることだと思います。

今般の場合は、詳しくは警察の方から情報をいただいているというが現状でございます。

今、申し上げましたように、防犯自治連絡協議会の方でやはり連絡を密にしてほしいというようなことで強く要望を、発言をしてまいりたいというふうに思っております。

もう一つは、警察、それから行政、それから自治会、それから地域住民と、この4者がやはり連携を持って未然に防止をしていかなければならないというふうに思っておりますし、それぞれ警察・行政それが役割を果たしていくしかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、一時避難場所、拠点避難場所の考え方につきましていろいろとご質問をいただいておりますけれども、その中で、1つ高台と、一時的に避難する、そういうような場所もやはりどの地域もございます。それは、やはりその災害の時間帯、あるいは災害の状況、あるいはその災害のスピード、そういうものに応じてやはり対策を講じていかなければならないというようなことで、一概にこの方策が一番正しいというような100%のものはないわけです。やはり、日々訓練を重ねていくことが一番重要ではないかなというふうに思っております。

よく地震災害の時の訓練で、自治会で行っていますけれども、1つ、草の根広場に集合をしていただくと、そういうのも一時的な避難というようなことで、それら自治会の方で各組ごとにどこで集まる。それは、家族内の安否をそこで一たん把握をして、その状況によって一時避難場所、あるいはできない場合は拠点避難場所へ移動をしてい

ただ、そういう一時的に家族ごとが一時避難場所ではないところに避難をする場合、それを指定というようなことではなかなかできないわけでございますので、その折々、それぞれの地域において決めていただくと。その決めていただくのも、やはり自治会長さんなり、組織体系の中ではっきり決めていただいて、そういう場所もやはり行政の方も把握しないと連絡がとれませんので、そういう連絡網をやはり日頃の訓練からしていかなければならぬなというふうに思っておりますので、今後ともいろいろな場面を通じて啓発、あるいは訓練で皆さん方に周知をしていきたいなというふうに思っております。

もう一つ、防災会議の関係でございますけれども、これは法によりましてそれぞの防災会議のメンバーが決まっておりますので、その点はご理解をいただきますようによろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長(珠久清次君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)ハザードマップの関係で、6月議会での議員のご質問に対する答えが不適切であったというようなご指摘を受けたわけでございますけれども、ただ言いわけするわけではありませんけれども、その真偽についてというのは、あくまで過去に2日以上滞水したところがあり、長野から山川原地区において過去に2日以上滞水したところがあり、その原因が堤防決壊による浸水ではなく、先ほどご指摘のあった人為的構造物に起因したのであるということに対する真偽がちょっと確認できなかったということを申し上げたということでございます。その中ででも、当然、それが原因であったということは十分考えられるということで答弁はさせていただきましたので、ちょっと申しわけございませんけれども、その辺はよろしくお願ひをいたしたいと思います。

ただ、明らかに今言われますように、ハザードマップで見る限りJR本線の土盛りなり彦根市肥田町の、いわゆる環状土盛りについて、ハザードマップで5m以上浸水するというようなことが出てきておりますので、その対策と言いましても、なかなか難しいところがあると思いますけれども、それについては、いわゆるダークブルー、一番濃い色が塗られておりますので、その辺については十分今後もハザードマップの上でも検討していくなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君)教育長。

○教育長(川口繁君)校歌についてでございますが、校歌は歌詞を覚えているかと、少なくとも書けるかと、そんなご質問もございましたが、実は秦荘中学校・愛知中学校双方でございますが、聞きましたところ、歌詞を覚えさせるためには、中間テストで書かせていると。これを繰り返しながら、できるだけ覚えるようにと、そんな方法もとっているというようなことを報告いただいています。

ご指摘のように、ふだんの校歌の指導というのは、なかなかできていないのが実際のところかなというふうに思います。概ねと言うと非常に大ざっぱな言い方ですが、1番ぐらいは覚えているのがほとんどだというふうに思いますが、正確に最後まで2番、3番について書けるほど知っているかということについては、統計もございませんけれども、まだまだ不十分なところがあると、このようにとらえているところであります。

ご存じのように、小学校においては音楽もほとんど学級担任が教えていますし、中学校においては音楽の教師がやっていますので、個人別に校歌を1年生にある程度教えた後、歌わせていく、そういうようなこともやっていただいている学校もあるわけでございます。校歌について、やはりしっかりと歌えるというような手立ては今後ともより一層進むように指導をしていきたいと考えております。

◇瀧すみ江君

○議長(珠久清次君)13番瀧すみ江君。

[13番瀧すみ江君登壇]

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江、一般質問を行います。

まずははじめに、2008年4月からの医療制度改革について質問します。昨年6月に成立した医療改革法は、公的保険給付範囲を削減、縮小することを第一の目標としており、2008年4月から後期高齢者医療制度の施行や、40歳以上の健診、保健指導が各保険者に義務づけられることになります。後期高齢者の負担は増え、健診事業は大きく変わることになります。第1点目として、行政は7月と8月に6会場での医療制度改革に伴う住民説明会を開催していますが、説明会での参加人数と出された質問、ご意見の内容について、答弁をお願いします。

健康と命にかかる大切なことだけに、1回の説明だけに終わらず、今後も説明義務を果たしていくことが必要ではないかと考えますが、これについての答弁を求めます。

2点目には、後期高齢者医療制度についてです。来年4月から75歳以上の後期高齢者の月1万5,000円以上の年金受給者は、保険料を年金から天引きされることになります。その金額は、所得に違いはあるものの、全国平均6,200

円と言われています。また、年金が月1万5,000円未満の方は、窓口に保険料を払い、滞納すれば資格証明書を発行するらしいことを伺っています。また、医療を受ける際には、1か月の治療費の上限が決められて、その範囲内ではしか保険がきかなくなります。後期高齢者医療制度は本当にひどく冷たい制度です。町に対してこの改善を求めるのは筋違いですが、愛荘町からは滋賀県後期高齢者医療制度広域連合議会の議員として宇野副町長に行っているので、その場で後期高齢者を守る提案をしていただくことを求めたいと考えます。

具体的には、高齢者の生活実態に合った保険料にする、保険料の独自減免制度をつくる、資格証明書の発行はしないよう提案していただくことを求めますが、副町長の答弁をお願いします。

併せて、65歳から74歳の前期高齢者で年金額が1万5,000円以上の方の国保税も来年4月から年金天引きになるとのことを本で読みましたが、これが事実なのかどうかに対しても答弁をお願いします。

3点目には、来年4月からの健診事業についてです。来年4月から各保険者に対して40歳以上75歳未満の加入者本人とその家族を対象に、内臓脂肪症候群など生活習慣病に特化した特定健診、特定保健指導の実施が義務づけられました。町民の健康保持・増進という地方自治体の基本的責務を果たすことが難しい状況になりましたが、町民の健康を保持するための工夫と努力はどんな時でも必要ではないかと考えます。来年4月からも国保加入者以外の町民の方が町で基本健診やがん検診を受けたいと希望した場合、受けられる状況があるのかどうか。町で実施する基本健診やがん検診などが今までと変わりない内容でできるのかどうかについて答弁をお願いします。

次に、妊婦健診について質問します。今、妊婦健診の際、前期1回、後期1回の費用を県費負担しています。しかし、妊婦健診は全額自己負担ということで、1回最低5,000円くらいは負担しなくてはならず、経済的にも大変であろうと考えます。子育て支援の一環として、現在の2回に上乗せして、1人5回以上の妊婦健診の費用を公費負担することを求めますが、答弁をお願いします。

次に、バスについて2点ほど質問します。1点目に、コミュニティバスについてです。6月議会で巡回バスについての私の質問に対し、総務主監から総合計画審議会で基本計画の協議に入り、町の考え方を聞かれた時の1案として町独自の検討委員会の設置を考えているとの答弁をいただいています。今後、検討委員会を立ち上げられた際、いろいろな立場の方の声が反映できるように、障がい者と弱・中・高年層の男女というように、さまざまな立場の一般町民を構成メンバーに加えていただきますことを求めますが、答弁をお願いします。

また、町民が最大限に利用できる使い勝手のよいバスは何かということが重要にならうかと考えます。「バスの利用が少ない」などの他市町の例を言われていますが、利用が多くなるように町民の要求をしっかりと把握すれば、未然にその対策が立てられるのではないかでしょうか。町民の要求がどこにあるのかを把握するために、運転免許があるのかどうか、外出時どのような手段で目的地まで行くのか、バスがあったら利用するか、幾らまでの料金ならよいか、巡回バスか乗り合いタクシー形式のデマンドバスかなど、具体的な項目を設けた幅広い年齢層を対象とした町民アンケート調査を実施することを求めますが、答弁をお願いします。

2点目として、シャトルバスについてです。昨年6月議会で私がシャトルバスについて一般質問で取り上げた際、「原則、町主催の行事には運行するが、利用実態を勘案して運行する」との答弁をいただいています。合併して愛荘町となってから、シャトルバスの運行状況について答弁をお願いします。

そろそろ生涯学習フェスティバルのチラシも入っていますが、一般応募の作品展示と舞台発表をハーティセンターで、飲食・バザーと環境フリーマーケットはハーティセンター駐車場で、そして園・学校子ども等の作品展示は愛知川体育館等で行われます。会場が秦荘地区と愛知川地区に分かれているので、全町的に生涯学習フェスティバルに参加していただくために、シャトルバスを出していただくことを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、学童保育と放課後子ども教室推進事業について質問します。厚生労働省と文部科学省は、市町村に対して2007年度から学童保育と放課後子ども教室推進事業を一体的、あるいは連携して進める放課後子どもプランを策定して、総合的な放課後対策を推進することを呼びかけています。

しかし、自治体担当者からは、國の方針がわからない、放課後子どもプランは机上の空論、2つの事業の一体化ができるはずがない、放課後子ども教室のスタッフのなり手がないなど、抗議や悲鳴の声もあがっています。学童保育と放課後子ども教室推進事業の2つの事業は、目的も内容もともに大きく異なっています。それぞれ拡充しながら連携することもあり得ても、同じ場所で同じ教員が2つの事業を行う一体化は考えられません。

放課後子どもプランを教育委員会主導、学校内に限定することなく、総合的な放課後対策として地域の教育力を育てながら推進していくことが必要だと言えます。学童保育関係者の放課後子どもプランに対する懸念と学童保育の拡充を求める強い要望が反映して、厚生労働省は①必要性が高まっている学童保育の整備のスピードアップを図る。②事故・けがが多く、子どもの情緒面からも問題がある大規模学童保育の分割促進を図る。③学校休業日の開設促進と、朝からの1日8時間以上開設を補助要件とする。④学童保育のガイドラインを策定するなど、学童保育の

量的・質的な拡充を図ろうとしています。

愛荘町での学童保育は、愛知川地区では愛知川小学校区、愛知川東小学校区の両学童保育所ともに保護者運営で、子どもたちの人数も増えて大規模化しています。それぞれ独立した運営をされているので、放課後子ども推進事業がたとえ実施されても、学童保育との一体化はありませんし、すべきではありません。

また、秦荘地区の学童保育は、授業のある時は地域の3保育園で、春・夏・冬休みには町内の公営施設で子どもたちを預かるという形態をとっておられます。今後、形態が変化していくつつあるとのことをお聞きしているわけです。秦荘地区の学童保育の場合は、将来的に学童保育と放課後子ども教室推進事業を一体化していくという危惧も生まれてきます。しかし、さきに述べましたように、学童保育と放課後子ども教室推進事業の2つの事業は目的も内容もともに大きく異なっているので、一体化は考えられません。今後、放課後子ども教室推進事業が実施されたとしても、愛荘町においては、秦荘・愛知川両地区ともに学童保育とは切り離して考えていただくことを求めますが、答弁をお願いしまして、終わらせていただきます。

○議長(珠久清次君)副町長。

[副町長宇野一雄君登壇]

○副町長(宇野一雄君)医療制度改革にかかるご質問のうち、後期高齢者医療制度についてのご質問にお答えをいたします。

今般の医療制度改革につきましては、世界最長の平均寿命と高い医療水準を達成してきた国民皆保険制度を将来にわたって堅持するとともに、患者の視点に立って安全・安心で質の高い医療が受けられる体制を確保することを基本的な考え方のもとに行われるものでございます。その大きな1つの柱に、超高齢者社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を図るため、現代世代と高齢者世代の費用負担や財政運営の責任の明確化を目的に、平成20年度から新たな高齢者医療制度は創設されることになりました。

特に、75歳以上の後期高齢者の医療につきましては、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設立し、運営を行うこととされたところでございます。

本県におきましては、本年2月1日に県内の全市町が加入する滋賀県後期高齢者医療広域連合を設立され、目下、諸準備が進められております。この広域連合議会議員に愛荘町から私を選出させていただいておりますことから、制度の改善などを提案するようとのご質問ではございますが、ご案内のとおり、後期高齢者の医療制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき制度化されたものでございます。

保険料率の算定につきましては、医療費の支払い額、財政安定化基金拠出金、保険事業等に要する費用等の支出と国庫負担金等の収入を精算し、加入者数や被保険者の所得をもとに概ね2年間の財政運営を見通して広域連合の条例で定めることとなります。

また、保険料は、介護保険制度と同様に、全員の被保険者一人ひとりの所得に応じて算定賦課されることになります。低所得の被保険者につきましては、世帯の所得状況に応じた軽減措置や、被用者保険の被扶養者として保険料を負担してこなかった方につきましては、激減緩和の観点から一定の軽減措置が講じられるなど、制度上、配慮がなされることとなっております。保険料にかかる独自の減免等につきましては、法令、いわゆる今後出されます政令を見定めながら慎重に検討し、広域連合の条例で定めることとなっております。

また、国民健康保険と同様に、災害等、特別な事情がないのに保険料納付いただけない被保険者には、被保険者資格証明書の発行が法律上、義務づけられております。

いずれにいたしましても、議員の意見は貴重なご意見として受けとめておきますが、今後、国から出されます政令等を踏まえ、広域連合で慎重に検討が重ねられるものと存じております。私も広域連合議会の一議員として注視してまいりたいと思っております。

○議長(珠久清次君)総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)瀧議員の質問のバスの関係の1点目のコミュニティバスの運行につきまして、お答えをさせていただきます。

コミュニティバスの運行の関係につきましては、公共交通だけでなく、福祉バスや地域住民、NPOなどによる外出支援サービスなども含め、新たな地域交通システムを図っていく考えのもと、現在、基本計画の施策方針案として検討をいただいているところでございます。

また、検討委員会など設置の際につきましては、協働による地域交通システムの検討が原則であるとの認識をいた

しております。また、住民のニーズを的確に把握することが最も重要なところと考えておりますので、ご理解をいただきますようにお願いを申し上げます。

○議長(珠久清次君)管理課長。

[管理課長村西作雄君登壇]

○管理課長(村西作雄君)次に、シャトルバスの運行についてお答えをいたします。

愛荘町でのシャトルバスの運行状況でありますと、平成18年度にあっては、高齢者大学、文化協会の総合発表会、社会福祉のつどい、ふれあい夏まつり等々、延べ19回、33台、うち5台は10人乗り普通車でありますと、これだけのバスを運行したところであります。

また、今年度の生涯学習フェスティバルでのシャトルバスの運行でありますと、同フェスティバル実行委員会から11月4日のメイン開催日に町内の主な公共施設、駐車場と会場間を結ぶシャトルバスの借受申請が出され、許可済みでありますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(珠久清次君)住民課長。

[住民課長福田俊男君登壇]

○住民課長(福田俊男君)平成20年4月からの医療制度改革についてお答えします。

医療制度改革の目的は、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、医療制度改革大綱に沿って医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講ずることとされ、段階的に制度改正が進められています。

まず、住民説明会等の開催状況についてですが、町内6会場での住民説明会には13名の方で、そのほか民生委員児童委員協議会定例会では約60名、愛知川・秦荘老人クラブ正副会長会議では約80名の出席をいただき、後期高齢者医療制度の対象者、老人保健制度の動向、被保険者証の形式、保険料率、健康診査の受診などの質問がありました。

また、高齢者の健診の考え方、滞納の発生、受診率や所得に応じた負担、保険証のカード化、年金天引きがわかりやすいなどのご意見をいただきました。

新制度の円滑な移行のためには、十分な広報活動が必要であり、「広報あいしょう」、防災行政無線や医療機関等を通じて周知するとともに、高齢者大学や各老人会への出前講座などのほか、広域連合と連携を図りながら、リーフレット、チラシの配布、新聞折り込みや医療費通知などの媒体を活用した啓発活動に取り組むこととしております。また、国においても、制度の趣旨や内容など十分広報されるよう、広域連合を通じて要望しています。

次に、前期高齢者にかかる国保税の年金天引きについてですが、後期高齢者医療制度の創設に伴い、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主であって年額18万円以上の年金を受給している者について、特別徴収の対象とされたところでございます。

3点目の国保加入者以外の方の基本健診やがん検診の受診体制や内容についてですが、平成20年度からは高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの者は、医療保険者に内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病に関する特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられ、75歳以上の者は後期高齢者医療広域連合が行うことになります。

このため、現在、30歳以上を対象に実施している基本健診はなくなり、39歳未満の者の健康診査やがん検診については、健康増進法に基づき町が実施し、65歳以上の介護保険の1号被保険者は介護保険者が生活機能評価と共同実施することと整理されました。

なお、被用者保険の被扶養者が町で特定健診を希望される場合は、被用者保険者等が国保が実施をする機関に委託契約をされることになります。

また、健診項目や実施内容等について県下統一した実施ができるよう検討されているところですので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)保健センター所長。

[保健センター所長林吉次君登壇]

○保健センター所長(林吉次君)瀧議員の「妊婦健診の公費負担回数の増について」の質問について、お答えをいたします。

メタモリ化されています。メタモリノメタモリ不透す。メタモリノメタモリカロソシソモトロソナガカセ元ヒトツノヒツノ、メタモリムツメタモリ全ノコスルル事じいものであります。町では、母子健康手帳交付後、妊娠前期と後期にそれぞれ1回ずつの定期健診の受診に対して、その費用を町で負担しております。

ご質問の公費負担による健診回数の増については、厚生労働省より妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健診の受診を図るため、また少子化の解消の一助として積極的な取り組みをされるよう求められているところです。

現在、妊婦さんや県内の医療機関の混乱を避けるために、県下統一方式による負担方法などについて県健康推進課を中心に検討しており、医師会との調整を進めているところです。ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)生涯学習課長。

#### (生涯学習課長林吉次君登壇)

○生涯学習課長(林吉次君)学童保育と放課後子ども教室推進事業についてのご質問にお答えいたします。

子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が発生し、社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、少子化対策の観点から、文部科学省の「地域子ども教室推進事業」と厚生労働省の「学童保育」、正式名は「放課後児童健全育成事業」の放課後対策事業を一元的に実施するため、「放課後子どもプラン」が創設されました。

厚生労働省の学童保育は、共働き家庭など留守家庭の概ね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るものであり、文部科学省の放課後子ども教室は、すべての子どもを対象として安心・安全な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを行うものでございます。この2つの異なる事業を町において各小学校ごとに学校の余裕教室等を活用して、一体的、あるいは連携しながら事業を実施するものとされています。

放課後子ども教室につきましては、実施場所の選定、運営方法や計画、安全管理の策定、ボランティアの確保、関係者による運営委員会の設置などについて、本年度検討しているところでございます。

また、愛荘町での学童保育は、愛知川地域では、「えちっ子クラブ」「い～すとキッズ」があり、各小学校の敷地内に設置され、保護者の自主的な運営が行われています。また、秦荘地域では、長期休業期間、春・夏・冬休みは幼稚園の公共施設を利用して事業実施し、それ以外は秦荘地域内の3保育所に依頼し、放課後学童保育を実施しているところでございます。

愛知川地域では、保護者の方を中心として指定管理者制度のもとに運営されていますが、秦荘地域では保育所への委託および直営となっていて、その運営に差異がございます。愛荘町としての児童の対応は差異が少ないと心がけ、全町的に学童保育を確立するため、同一の形で整備していく方向であります。

学童保育と放課後子ども教室推進事業は、対象および役割を異にしておりますが、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、放課後の子どもに関する教育・保育のニーズは変化しつつありますことから、今後の推進につきましては、福祉行政とも十分協議・検討を行いまして、連携できる事項については連携を図りながら対応するようにしていかなければならぬと考えておりますから、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)13番瀧君。

○13番(瀧み江君)医療改革について、再質問をまずはじめに行います。

説明会の件ですけれども、前期高齢者の年金から国保税が来年の4月から天引きされるというような件が、説明会の方で説明されているのかどうかについて答弁をいただきます。

そして、もし説明されていないようであれば、今後、先ほど言われました出前説明会とか、大変いいことだと思うのですけれども、そのような場所、そして広報などで、やはりはじまる前に知っておいていただくというようなことが大事なのかと思いますので、そこについて答弁をお願いします。

そして、後期高齢者医療制度について再質問します。地方は、政府が法律を定めれば、それに従わなければなりません。しかし、国自らが憲法に定められた基本的人権に反して国民の健康・暮らしを破壊する政策を押しつけてきています。この国の法律のもとで、地方で町民を守るために何が最大限できるのか、真剣に考えなければなりません。後期高齢者医療制度については、広域連合議会で決められるので、愛荘町独自では何もできないのが現状です。私の持っている資料で、大阪社保協試算の後期高齢者の保険料シミュレーションによると、年金月額が15万円の方で月額保険料が4,055円、23万円の方で保険料の月額が1万275円と試算されています。また、東京都の後期高齢者

ム敬老月会の月額料金は、平成25年度より改定され、月額1万5,000円、年金月額未満の方の保険料は月額8,000円、ひと月にすると8,000円になるとしています。今まで扶養家族で保険料がかからなかった方でも、いやしくてすべての後期高齢者に保険料がかかってくるという大きな負担増です。

また、先ほども答弁の中でも、私の質問もありましたけれども、厚生労働省は年金月額1万5,000円未満の方の保険料の滞納が発生した場合には、保険証の返還を求め、資格証明書を発行するよう各保険者に義務づけています。少なくない後期高齢者が年々高くなる保険料を介護保険料と合わせて支払うことに耐え切れず、生活困難に陥ったり滞納するなどの事態が生まれることが予想されます。後期高齢者に適切な医療給付を行うという法の趣旨からも、少なくとも実質的な無保険者を生み出す資格証明書の発行はやめるべきです。先ほど申し上げましたように、町に裁量権はありませんので、広域連合議会に愛荘町の後期高齢者を守る声をどのように反映させるのかが今後の課題となります。

後期高齢者医療広域連合議会の方で保険料、そして資格証明書の発行などの件について、具体的なことが決められるのはいつ頃の予定かというところを答弁を求め、やはりその場で愛荘町の後期高齢者を守る発言を後期高齢者の声を代弁していただくことを再度求めますけれども、答弁をお願いいたします。

次に、4月からの町民健診について質問を行います。先ほどの答弁では、65歳以上は介護保険の保険者が行うというように答弁されたと思います。ということは、来年4月からの40歳以上から64歳までは、町が保険者となっている国民健康保険の加入者においてですけれども、40歳から64歳まではその健診の費用は国民健康保険の会計から出され、そして65歳以上74歳までは介護保険の会計から出されるのかどうかについて、答弁をお願いいたします。

そして、最後の放課後子ども教室推進事業と学童保育というところについて再質問を行いますけれども、やはり連携できるところは連携するのよい、わけですけれども、合理化になって、つまりサービスが低下することになってしまってはいけませんので、やはり働く方々の学童保育ということ、そして学童保育というものは家庭と同じ役割を持っている、このような位置づけ、このようなことを考えていただきまして、やはり愛知川地区も秦荘地区も同じ形にするのが望ましいとされていますけれども、合理化ということにならないように、学童保育は学童保育という位置づけのもとに、今の形を損なわない、今の形というのは、秦荘の方は変化していくつつあると思いますけれども、多分、愛知川の形に持っていくたいということも伺っていますので、学童保育は学童保育、愛知川のような形で今後とも運営をしていくというようなことを、行政のことについて行政の考えを求めていたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、再質問にお答えいたします。

私からは後期高齢者の医療制度に関する問題についてお答えしますが、ご案内のとおり、先ほども答弁で申し上げましたとおり、後期高齢者につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の枠内で制度化されたものでございまして、なかなか滋賀県の広域連合議会、あるいは市町村でそれを乗り越えて定めるということは困難な状況でございます。

そういう中で、まず資格証明書の発行を取りやめるべきというようなご質問であったかと思いますが、それにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第54条に基づきまして細部が規定されておりますので、そういうことにつきましては困難かというように思います。

それと、保険料等につきましては、いつの議会で、いわゆる条例化されるのかということであったかと思いますが、それにつきましては、今のところ11月議会というように承っております。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答えいたします。

2点ほど、後期高齢者医療制度にかかわってのご質問をいただいております。1点目の、まず前期高齢者の特徴での説明が説明会でされているかというふうなご質問であったと思いますが、これらにつきましては、まず説明会の中で触れさせていただいております。大きくは、説明会では来年の4月からは、75歳以上の方、お一人ひとりの保険証を発行させていただいて、なおかつ1割の保険料が発生をしますということをお伝えいたしておりますと、新しく財政負担の調整をするということで、65歳から74歳未満の高齢者のみの世帯等につきましては、1万5,000円以上の年金受給者については、年金からの国民健康保険料の天引きがされるという点、それと健診の制度が、基本健診が大きく変わることにつきまして、特にご説明をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、2点目の健診制度の費用の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、65歳以上の介護保険の1号被保険者の方につきましての健診につきましては、一定、生活機能評価も現在実施をされておりますので、同じ時期に実施されるオーストリアトモテラスのや、全国の健診検査を行なってます。生活機能評価は、健

するということで整理をされておりまして、これらに伴います費用につきましては、介護保険者の方で費用負担という考え方をさせていただいております。

したがって、国保の加入者の40歳から74歳までは国保で費用を見ますが、そのうちの65歳以上の介護保険1号被保険者については、今申し上げたような生活機能評価と併せての実施になりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長(珠久清次君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)学童保育に伴いますご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど答弁をさせていただきましたとおり、愛知川地域と秦荘地域につきましては、学童保育につきましては多少の差異があるわけでございますが、学童保育の実施については今日まで実施をしてきております。そういうことから、できるだけ愛荘町としての児童の差異がないように、現在、学童保育の改善について取り組みを進めておるところでございます。

先ほどありましたとおり、放課後子ども教室推進事業につきましては、すべての子どもさんを対象になるということから、学童保育の子どもさんもその対象にはなり得るということから、それらについては調整を図っていかなければならないというところですので、ご理解賜りますようよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

○議長(珠久清次君)13番瀧君。

○13番(瀧すみ江君)再々質問を行います。

1点のみですけれども、4月からの健診事業についてですが、先ほどの答弁では、65歳以上74歳未満の方は介護保険の会計から、そして40歳以上64歳までの健診費用は国保会計からというようなことかと判断します。それで、40歳以上64歳までは国保、65歳以上74歳までは介護保険、同じことが言えるわけですけれども、町は国民健康保険加入者のみ、来年4月からの責任を持つようになります。そして、その健診の費用、今言わせていただいたようになるかと思います。それは、来年4月から5年間を1期として開始されるということも伺っております。

今回、各保険者に対し特定健診の実施状況や実績に応じてペナルティを科す仕組みも導入されました。各保険者には、健診の受診率や保健指導の実施率などの指標と、それに基づく数値目標の達成に向けた取り組みが義務化されたため、数値目標に対して実績が低い場合、新たな高齢者医療制度の拠出を割り増して負担させるという仕組みができているようです。具体的には、各保険者が拠出する後期高齢者医療への支援金を上下10%の範囲で加算、減算されるとのことです。また、交付金の減額も出てくるということも伺っています。

このような内容ですけれども、この内容が国保会計、また介護保険の会計にどのような影響を及ぼすのか、国保税や介護保険料引き上げにつながらないのかどうかということについて答弁をお願いしまして、終わらせていただきます。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げたいと思います。

まず、特定健診、特定保健指導による国保会計、あるいは介護保険会計への費用のはね返りという部分でございますが、現在これらにつきましては、政省令が出されるのを待っている状況でございまして、国民健康保険会計の保険料につきましては、現在のところ、医療費分と介護納付分をそれぞれ賦課決定の段階でお願いをしております。今度、20年4月からにつきましては、議員ご質問のように、新たな高齢者医療制度がでてまいりますので、一定、従来、退職者医療制度という中で対応いたしておりましたが、これらが支援金という形でそれぞれの医療者保険者の方に交付をされてまいります。したがって、20年以降の国保の会計につきましての保険料の賦課をお願いするにつきましては、医療費用分と支援金分、それと介護納付分、この3段階でお願いすることになっていくことになります。それぞれ、現在政省令でこれらの限度額等が定められるところでございます。

これらに伴います健診費用につきましては、当然、保険料で補うことになろうと思っております。したがって、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行される分と新たに入ってまいります特定健診等の費用、そういうようなものの費用を現在想定をさせていただいて、これからシミュレーションに入りまして、来年の国民健康保険税等の改定作業をさせていただく予定をいたしておりますので、併せて介護保険の料率等につきましても3年で改定をされていくことになりますので、その運営の費用については、介護保険3年、それから後期高齢者医療制度については広域連合の方で決められる保険料2年分で算定をしながら、国保の会計については、それぞれ特定健診費用の保険料等のはね返り部分を試算をさせていただいて今後試算をしてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長(珠久清次君)暫時休憩をいたします。

午後の開会は1時からということでお願いします。

休憩午後0時00分

再開午後0時59分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

◇吉岡あみ子君

○議長(珠久清次君)10番吉岡あみ子君。

(10番吉岡あみ子君登壇)

○10番(吉岡あみ子君) 10番吉岡あみ子でございます。9月議会にあたり、3点ばかり質問させていただきます。第1番に、街灯照明保管に関する問題点でございます。合併以前から、町民すべての防犯を目的として設置しております街灯の件ですが、先般、担当の職員の方に「電球が切れている」ということを申し上げまして、依頼をお願いいたしましたところ、即、了解との返事をいただきましたので、これがいまだ即、実行にあらわれてこないことがしばしばありますが、行政はいかなる対応を指示されておられるのか、お伺いいたします。

2番目に、小・中学校生徒携帯電話の使用についてであります。最近、小・中学校の生徒に携帯電話の所有が増えていることは、私が申すまでもありません。電話を所有するということは、時代に沿った流れに決して悪いものではなく、便利なものですが、大抵の家庭では、単なる電話にしかすぎないと思われている家庭が多いと思います。しかし、その裏には、想像以上の犯罪が渦を巻いております。そのようなことについて、学校教育はいかなる対応をされておられるのか、お伺いいたします。

3点目でございます。(仮称)湖東三山インター建設についての進捗状況をお伺いいたします。去る7月に開催、第2回目の湖東三山インター設置検討会および建設促進期成同盟会を済ませ、上下線ともに国道307号線に接続し、下り線は橋梁で進めていくことであり、工期は2009年度末の設置を目指すと言われておりましたが、その考えに間違いがないかどうかお伺いいたします。

そして、また重ねてせっかく早くから取り組んできたインターが、後からの申請をしてきた蒲生インターの方が早く実現することになると、せっかく促進期成同盟会を立ち上げ運動をしてきました意味がありません。また、ETCに補助金を出している政策が無になるように思われますが、いかがでしょうか、重ねてお伺いいたしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

(政策調整室長宇野太佳司君登壇)

○政策調整室長(宇野太佳司君)湖東三山インターチェンジの建設に係ります進捗状況について、お答えをいたします。

去る7月4日、第2回(仮称)湖東三山スマートインターチェンジ設置検討会および(仮称)湖東三山インターチェンジ建設促進期成同盟会総会を開催し、ご質問のとおり、2009年度末の設置完成を目標に、秦荘パーキングエリアを活用したETC専用のスマートインターチェンジの設置位置および整備手法の決定をいただきましたことは、既にご報告申したとおりでございます。その後、建設工事の工程に基づき、現在滋賀県湖東地域振興局におきまして予備設計を実施しており、10月から翌年1月に地形測量を予定されているところであります。その後も引き続き協議を重ね、詳細設計を行うこととしております。またその後、用地測量を行いまして、関係者に用地等のお願いをしてまいりました。

今後、進めていく上で諸課題が発生することも想定すれば、必ずしも計画どおりには進みがたいと考えておりますが、できる限り計画に沿った形で進めていかなければならないと考えております。

また、蒲生のインターチェンジのご質問でございますけれども、県において調査費を湖東三山インターチェンジと同じように2,500万円計上されておりますけれども、当同盟会が進めてきました検討会というものは蒲生の方もまだ開催はされておらないというふうに聞いておりますし、また歴史的な経緯等は、当町が進めておりますインターとは全く異なるものであるというふうに考えております。

したがいまして、蒲生のインターとは別な形で県の方も独自にこの湖東地域振興局の方も進めていくというような考え方を示していただいておりますので、よろしくご理解をいただきますようにお願いをいたします。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

(学校教育課長山本佐千夫君登壇)

○学校教育課長(山本佐千夫君)吉岡議員の小・中学生の携帯電話使用についてのご質問にお答えします。

最初に、学校での指導についてですが、すべての学校で携帯電話は不必要なものであり、持ってこない指導をしております。保護者にもその旨を伝え、協力をいただいているところです。

次に、犯罪に巻き込まれないための対応ですが、携帯電話の使い方を誤ると、犯罪に巻き込まれる子どもも多くいると、マスコミ等で報道されているところです。子どもには、携帯電話にかかわる実態を詳しく説明し、その利便性や裏に潜む危険性について、学級活動、技術、道徳の時間、全校集会等で注意を喚起しているところです。

教職員についてですが、情報モラル教育について各校で研修を積みながら、激変する情報社会に対応できる資質向上を図り、児童・生徒への的確に対応できるようにしております。

保護者にも、携帯電話の危険性、携帯に絡む友達関係のもつれ等、不登校になったケース等もございますので、学校通信・学級通信や保護者懇談会等を通して知らせて、どうしても持たせなければならない事情がある場合は、家庭においても携帯電話の望ましい使い方の指導をお願いしているところです。

以上、吉岡議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)総務課長。

#### [総務課長山田清孝君登壇]

○総務課長(山田清孝君)防犯灯の管理についてお答えをさせていただきます。

街路灯につきましては、今年の4月現在で愛知川地域に770灯、秦荘地域に520灯の合計1,290灯を設置しているところございます。議員ご指摘の管理状況ですが、球切れにつきましては、5か所ないし10か所程度をまとめて発注している関係で、交換が遅れてご迷惑をかけたものと思います。今後、できるだけ早急に対応するよう心がけ、安心・安全なまちづくりに努めてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(珠久清次君)10番吉岡君。

○10番(吉岡あみ子君)再質問に入らせていただきます。

今、総務課長があっしゃって、総括5か所なり10か所を一括してというようなことでは、我々が望んでいる、また住民の皆さんのが望んでいる安全・安心な生活が送れるということには少しも配慮していない私は思うのですけれども、行政の務めとしてそのようなことはどのように思われるか、またお聞かせ願いたいと思います。

そして、住民の方々は私たちに話を持ってられるまでに、行政としての対応をすることこそ行政の姿勢であると私は思いますが、それも重ねてお伺いしたいと思います。

そして、また2番目の携帯電話の件でございますけれども、全国的に携帯電話での犯罪が多いこの時代、テレビ・新聞なりにたくさん報道されておりますが、携帯電話は子どもの安全のために持たせているという家庭が多い中、携帯の機能に問題があるため、あえて私はここで質問いたしました。

それは、ここに新聞に掲載されておりますけれども、8月7日の新聞に、県内の青少年センター調査によりますと、所持率が小学生で16.1%、また中学生では半分の50.7%と書いてありました。それで、当町の小・中学生の携帯電話の所持率、それをわかったらお聞かせ願いたいと思います。

それから、3点目でございますインターの問題ですけれども、307号からの取付道路の件でございますけれども、県がされるものかどうか、また仮にこれが県がされると言うのであれば、県道認定にしていただけるのかどうかということも重ねてお伺いいたしたい。

そして、また第二名神の湖南インターは既にもう県道認定されている中、私どもも町の負担金、またそういう税金等々などを軽くしていただきたいために、どうかご尽力いただきたいと思います。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)ただいまのインターにつきましてのご質問でございますけれども、上り線・下り線とともに307号からの乗り入れとなっております。したがいまして、その名神までの道路につきましては、県が事業主体となって進めていただくことに検討を詰めています。

また、県道認定の問題でございますけれども、県が進めていただく上においては、いずれ県道としての認定はしてこなければならぬというふうに考えておりますけれども、用地の買収の件もございますし、町としても負担をどれだけしていくかという問題もまだ最終的な詰めができておりませんので、その辺も今後十分に県と詰めさせていただきまして、ご報告をさせていただきたいというふうに思っております。できるだけ県・国の補助を得て進めていけるようにこれから詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(珠久清次君)総務課長。

先ほど申し上げましたとおり、町内に1,290灯を設置しているものでございますので、ご指摘がございましたとおり、できるだけ早急に対応するものではございますけれども、今までには、さきに答弁申し上げましたとおり、5ないし10基までというような形で待っておったわけでございますが、ご一報いただければ、ある程度一定期間、個数が少なくなっていますとしても、一定期間経ちましたらそれで交換をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願ひいたしたいと思います。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

○学校教育課長(山本佐千夫君)吉岡議員の再質問にお答えします。

子どもに携帯電話を持たせることによって安全性を図るという思いは保護者にはあるのですが、現実は必ずしも子どもに携帯電話を持たせることによってより安全な登下校、あるいは生活が図れるとは限らないというふうに思います。そういう意味で、保護者にも懇談会等で、携帯電話にかかわる問題点を具体例をあげながら啓もうしているところです。

町内の小・中学生の携帯の所持率ですが、具体的に子どもに手をあげさせて調べている学校は、1校のみあったのですけれども、ほとんどないです。

教頭研修会等で台数と言うか、およそのパーセントを尋ねたところ、小学校で10%から16%ぐらいかなという回答を得ています。中学校で、40%から60%ぐらいという、ちょっと大まかなパーセンテージですけれども、それぐらいの子どもが携帯を持っているのではないかなという回答を得ております。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長(珠久清次君)10番吉岡君。

○10番(吉岡ゑみ子君)再々質問に入らせさせていただきます。

この際でございますので、総務課長に、一定期間とおっしゃったけれども、大体のいつ頃かということを返答いただきたいと思います。

そして、また携帯電話のあれですけれども、今おっしゃった所持率、16%ならびに、ここに私がセンターからの調べてあげているパーセンテージとよく似ておりますけれども、このような子どもが有害サイトの閲覧をしたとするならば、教育上、大変な問題になると思います。それで、もしこの機能により出会ったことのないメール友とか、そういう犯罪防止が、またそういう携帯の機械がそういうあれになるとすると、大変なことになると私は考えます。

そこで、このセンターによりますと、メール友で交流している小学生が7.9%、また中学生が18.5%あります。それで、そんな恐ろしいものであります、さらに対策として国が進めておりますフィルタリングサービスというのがございますけれども、これの知らないという児童・生徒が87.3%という数字があがっております。また、保護者の方にしましても、その名前、そういうサービスは知っておりますけれども、実際に使用していない、使っていないというのが65%という数字があがっております。

そこで、これから国を担っていく子どもたちのためにも、国が進めている携帯電話のフィルタリングサービスという対策に沿っていないことは、教育委員会は承知して、学校教育にも十分な措置や指導をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)再々質問にお答えさせていただきます。

概ねでございますが、1週間から10日前後の時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

○学校教育課長(山本佐千夫君)吉岡議員の再々質問にお答えします。

携帯を持っている子どもたちのメールには、きっと有害サイトが入ってきているのではないかなと思います。先ほどご指摘がありましたとおり、フィルタリングサービスを保護者が65%使っていないということですので、あの35%の子どもたちの携帯にはそういうサイトが入ってきていると思います。入ってきてる限り、子どもはやはり見ているというふうに思いますので、この辺も教頭研修会・校長研修会等で再周知をしていきたいなと思います。

メール友なのですけれども、これも大変子どもたちの間では問題になってしまって、初めは遊びで、純粋な遊びでやっていると思うのですけれども、メールを使うことによって友達関係が広がっているのは広がっているかも知れませんけれども、本当に希薄な友達関係ができつつあると。メールのやりとりをすることによって、そのメールの回数、あるいはメールをいかに早く返すかだけで友達の関係をつくっているという現実があります。本当の友だちというのは、メール友では今は非常にできにくい状況ということです。でも、子どもたちはその携帯電話に振り回されて、悪いケースの場合には、黒口を携帯でつないであって、友だち関係が崩れて、不登校になってしまいのケースもありますので、その辺も

毎回の教頭会・校長会で注意を喚起しているところです。以上です。

◇宇野義美君

○議長(珠久清次君)15番宇野義美君。

(15番宇野義美君登壇)

○15番(宇野義美君)今回、3件についてご質問をさせていただきます。

前段2件につきましては、過去の議会において答弁された事項について、再度、進捗状況等をお尋ねするものであります。よって、いつまでにだれがどのようになると、より具体的な答弁を求めますので、よろしくお願ひを申し上げます。まず、農業振興計画についてお尋ねをいたします。このたびの国政選挙の結果を見ましても、民意が明確にあらわされ、地方の格差、将来の姿が見えない不安等、農業においては特に国の政策によって大きく左右される状況の中になります。その中で、今までのよう国内の政策を待つて運用しようとするこの待ちの姿勢、このものをやってありますと、國の方針がその時により変わってまいりますので、未来永劫方策は決まらないというような状況にあるのではないかどうかと、こんなふうに考えます。町自体でその地に合った独自の計画を立てていくことが必要であり、そのための施策が求められていることを認識の上、アクションプランを具体的に説明されることを求めます。

本年6月において、変革期にある農業について行政のるべき方向性を質問いたしましたところ、協議会等において各関係機関の役割、責任分担を明確にし、それぞれ担当する分野において検討をしていく方針を打ち出されましたという答弁をいただきました。現在、その時点からは3か月しか経っておりませんけども、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

また、これから指導機関としての体制として、これも昨年度に質問をしたことござりますけれども、合理性と利便性を考えて行政と農協、その他関係機関のワンフロア化を提案しておりました。その後、どのように考えておられるのかをお尋ねをいたします。

2番目には、遊休資産についてでございます。昨年の6月議会において、町有の遊休資産がどれくらいあるのかということをお尋ねいたしました。行政といえども、資産の適正管理は行政運営の基本的事項であります。その時点では合併間際でもあり、整理ができていなく、時間をいただきたいと、整理してまいりますとの答弁をいたしておりますが、現在どのように整理されているのか、お尋ねをいたします。

また、整理された遊休資産について、今後、どのような活用方法を検討されていくのか、また活用方法の検討手法においてはどのようにされるのかということをお尋ねをいたします。

次に、教育のあり方、特に家庭教育の重要性という意味からお尋ねをいたします。家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携についてお尋ねをしたいと、こんなふうに思います。

家庭教育というのは、地域社会も連携をとってやっていくというのが一番ではなかろうかということで、昨今の親のあり方を見ます時に、子育て以前に親の教育、これが必要であると感じられる事柄が多く、日々、マスコミに取り上げる事案が多く発生しております。ごく一部ではありますが、理不尽な学校への要求、教職員の要求、それから保育料の滞納、給食費の滞納、子どもへの虐待、子どもを理解しない親の身勝手な論理の押しつけ、人間社会では考えられないまさに動物化した身勝手な行動など、目に余る事柄が多く発生しており、大人のモラルの低下は甚だしく、そんな親に育てられた子どもたちに健全な育成を求める前に、まず親としての教育と育成が必要であると、こんなふうに考えるわけであります。

文科省におきましても、子育ての危機が指摘され、少子化社会対策基本法等において、将来を担う子どもたちの健全育成と少子化対策の観点から、家庭教育支援の必要性を打ち出して、取り組みをはじめております。そこで、大きく3つの課題をあげております。1番目には、すべての親を対象とする家庭教育への支援、2番目には、社会全体による家庭教育への支援、3番目には、地方公共団体の主体性を発揮した家庭教育の支援であります。

民間団体の中でともにやっていこうということにおいて、当町において、これらの基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

まず1番目に、当町での子育て支援団体の現状はどのようにになっているか。これは、NPOであったリボランティアであったり、いろいろな団体があるわけですが、そういうものにおいてどのような状況にあるかをお尋ねいたします。続きまして、今後の子育て支援団体の育成強化策をどのように考えておられるのか。

最後に、これらを踏まえて、行政としての具体的な取り組み姿勢はどのようにお考えになつておるのか。過去の教育政策の過ちをただし、人としての社会性をはぐくみ、協調性・互助精神・人間愛の育成等、教育の根幹をなす重要条件であり、教育の取り組む重要課題であると考えます。こうした政策に対する当町の考え方と取り組みについて具体

的な答弁を求めて、質問を終わります。

○議長(珠久清次君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)宇野議員のご質問のうち、町遊休資産の状況についてお答えさせていただきます。

地方自治法第238条の規定に基づきまして、公有財産は行政財産と普通財産とにまず区分されますが、行政財産とは、庁舎・学校・道路など地方公共団体がその事務または事業を執行するために直接使用する財産、あるいは住民の一般的な共同の利用に供する財産を指します。一方、普通財産とは、行政財産以外の直接町行政上の目的に供されていないものでございまして、原則的にこれを売り払い、貸し付け、交換することができるところです。

昨年来、時間をかけまして、合併後の町財産の調査、把握を実施してきました。まだ精査が必要ではありますが、現時点での土地に係る調査結果につきまして、行政財産に区分いたしました土地は47万4,000m<sup>2</sup>、普通財産の土地は17万9,000m<sup>2</sup>、合わせて65万3,000m<sup>2</sup>となった次第であります。建物については、概ね行政財産ばかりでございます。しかし、この普通財産の土地の中には、沿革的に町名義となっておりましても、実質上、自治会所有の広場でありますとか、集会所敷地、墓地等がございます。さらには、小集落地区改良事業用地等もこれに含まれております。これらの用地を普通財産から除きまして、現在のところ売り払い可能な、いわゆる遊休資産と言われるものには約1万1,000m<sup>2</sup>程度あると考えております。これらの使われていない町有地につきまして、隣地者、隣の人たちなどから既に数件の譲渡希望も聞いておるところでございまして、町といたしましては、適正価格による処分を今後検討したいと考えております。

さらに、現在は行政財産となっております町営住宅跡地、約1万8,000m<sup>2</sup>につきましても、普通財産への転換を図っていく所存であります。

今後、これらの遊休資産の処分に係る基本方針や町営住宅跡地のあり方、そして懸案の川久保地先の町有地の有効活用策の議論、検討を進めていくために、早急に、仮称でございますが、町有地有効活用検討委員会を組織し、広くご意見をいただき、方針を決定していかないと考えておるところでございます。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

[農林商工課長西沢文博君登壇]

○農林商工課長(西沢文博君)宇野議員の農業振興の状況について、答弁させていただきます。

さきの6月議会におきまして、農業振興施策につきましては、各関係機関の役割を明確にし、連携補完しながら推進していくとの答弁をさせていただきました。この3か月余りの進捗状況でございますが、まず当地域の宮農振興の主体でございますJA東ひわごにおきましては、平成17年度から21年度までの5か年計画で策定されておりました「地域農業振興計画」の過去2年次を検証した上で、将来方向を見据えた向こう3年間の実施計画の見直しを、この7月に策定されたところでございます。今後、同計画の早期実現に向けて実践的な取り組みを展開していく状況でございまして、町といたしましても側面支援をしていく考えでございます。

一方、町行政の取り組みでございますが、本年度からの事業でございます「農地・水・環境保全向上対策事業」や「品目横断的経営安定対策事業」などの新たな事務対応に翻ろうされる傍ら、地域農業の担い手確保に努める取り組みを進めてまいりました。

特に、去る7月18日には、町内の集落宮農の未組織集落を対象にいたしまして研修会を開催いたしました。この研修会では、既に特定農業団体を設立されました3集落の代表者から、設立の経緯や実際の取り組み状況、問題点、悩みなどについて事例発表をいただき、今後の方向を示唆いただいたところでございます。

こうした取り組みの結果、集落宮農組織が新たに1団体立ち上げられて、また8月23日には特定農業団体が新たに1団体認定したところでございまして、これで町内の特定農業団体につきましては、12団体が組織化されたところであります。

また、今後の振興方策の模索といたしましては、「地産地消」をテーマに、学校給食へのさらなる消費拡大の働きかけや地元加工業者への働きかけなど、積極的に取り組んでいる状況でございますので、ご理解賜りますよう、答弁いたします。

次に、農政関係機関のワンフロア化のご提案についてでございますけれども、昨年の9月議会で町長が答弁申し上げましたように、現実的な方法がないか、愛知中部近代化協議会等で検討を重ねてまいったところでございます。その中で、対応していく業務内容を推測いたしますと、簡単な栽培指導から高度な環境こだわり栽培に関する技術

指導、それから複式簿記による記帳指導、それから納税面の指導、また新たな品目 横断的経営安定対策の申請事務、それから資金融資面の相談業務など、広範囲に、しかも複雑かつ多様化・専門化しておりますために、それらがワンフロア化により利便性や効率化が図れるのかどうか、疑問が残るところあります。

混迷・複雑化している農業情勢でございますので、農家の視点に立てば、むしろ対応窓口は農協や役場、あるいは農業共済など身近なところに複数ありますと、各窓口に照会連絡先等を明確にしていくと、徹底していくという対応、その方が利便性は増すのではないかという議論もございまして、いずれにいたしましても農家の皆さんに直結する大事な事項でございますので、関係機関が知恵を絞りながら最善の体制を見出していきたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長(珠久清次君)生涯学習課長。

#### (生涯学習課長林吉次君登壇)

○生涯学習課長(林吉次君)家庭教育支援のための行政と子育て支援団体の連携について、町長部局分についても併せてお答えさせていただきます。

愛荘町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもの権利を尊重することを基本として、子育て家庭を地域全体で支援し、次代を担う子どもたちが心身とも健やかに育つ環境を築くために、平成18年度に「愛荘町次世代育成支援行動計画」を策定しました。

内容としましては、地域における子育て支援、母性や乳幼児の健康の確保、子どもの教育環境や生活環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進、子どもの安全の確保、要保護児童への対応について定めています。

必要事項については、具体的目標を掲げ、「愛荘町総合計画」や「愛荘町福祉と健康のまちづくりプラン」と整合性を図るとともに、「少子化対策大綱」、「滋賀県次世代育成支援行動計画」を十分に踏まえ、施策の展開を図っていきます。

現在、本町の子育て支援は、町長部局の社会福祉課、保健センター、教育委員会部局の生涯学習課が所管しています。社会福祉課では、育児や子育てを不安に思ったり、家庭の問題など保護者の悩みにお応えするため、子育て相談「ひなたぼっこ」の開設および民生委員児童委員・主任児童委員は、保育所・幼稚園・小学校と連携を密にし、児童の健全な発達を援助する活動を、保健センターでは、1歳半以上の就学前の乳幼児を対象とした子育て相談事業や子育て支援教室、すくすく・すこやか・にっこ教室を実施しています。

教育委員会が所管しています子育て支援団体の現状につきましては、町子ども会連合会、町PTA連絡協議会、町青少年育成町民会議、愛知川地域と秦荘地域の地域教育協議会があり、それぞれの団体と連携しながら、各単位子ども会や青少年育成字民会議事業活動等々に対しまして、活動の支援や指導を行っております。

次に、保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を対象に子育て学習会および子育て養成講座の開催、子育てサポート養成講座へのリーダー派遣、ファミリーワーク事業を実施しています。

なお、愛知郡・犬上郡・東近江市の5市町では、愛犬つくり教室に発達相談員を配置し、障がいのある幼児・児童の発育・発達相談を実施しています。

滋賀県では、家庭の教育をはじめ未来を担う子どもたちを育てるさまざまな宮みを社会全体で支え合うため、企業や事業所と滋賀県教育委員会が5項目の取り組み事項を定め、協定を結んでいます。この滋賀県家庭教育協力企業協定制度に本町では現在、2事業所が参画いただいており、子育て支援活動に取り組んでおられます。

いずれにいたしましても、さらに子育て事業を充実することは大変重要と考えていますことから、町総合計画に基づき、町長部局や社会福祉協議会等との連携、協働を図りながら、子育て支援事業を推進してまいりたいと考えておりますから、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)15番宇野君。

○15番(宇野義美君)追加質問をさせていただきます。

まず普通財産の中の遊休地におきましての検討委員会を立ち上げて、早急に処分をしていくと、こういうご答弁でございますが、この検討委員会のメンバー、こうしたものも十分に検討する必要があるだろうと思いますが、どのようなメンバーでやろうとされておるのか、お尋ねをいたします。

それから次、2番目に、農業政策におきまして、今ワンフロア化の問題を言わされました。ワンフロア化の問題において、かえって利便性、その他ということを損なうというようなお話をありましたが、片方ではいろいろな事務の複雑化が片方ではあるわけです。実際に農業をやっている方々におきますと、非常にこの複雑な難しい処理において、書類作成だけでも大変な状況にあるというのが実態でもございますし、1か所にまとめておのおのが同じ仕事をするのではなくて、やはり役割をつくった上でのワンフロア化をすることによって、そこに行けば、「これは向こうの担当

部局である「これはこっちである」というようなことがすぐにさっと動ける。そうすると、非常に合理性が生まれるので はなかろうかという意味からのお尋ねをしておるわけであります。

ぜひ、その辺で、そうした事務の複雑化に対しては、どんなふうにお考えになっているのか。今のご答弁では、ちょっと意味がわかりにくかったので、再度ご質問をいたします。

それから、家庭教育の問題におきましては、今、いろいろ各団体の話をされました。もっと身近な町民の身近な、いわゆる相談窓口というのが常に開設されて、ここに行けばというような部分の窓口ができるだらうかと、こういうようなことを考えておるところでございますが、その辺についてはどうなお考えかお尋ねをしたいと、こんなふうに思います。

いずれにしましても、教育そのものが子どもの健全育成ということよりも、まず第一には、やはり子どもを持つ保護者の家庭のあり方が一番の重要なところでもあります。こうした問題において、いろいろ子どもを持っている家庭の悩み、これは種々雑多あるだらうと思いますけれども、いろいろなソフト面、いわゆる精神面の支え、こうしたことにも十分に対応できるような体制を考えていく窓口が欲しいということを考えるのですが、いかがお考えかお尋ねをしたいと、こんなふうに思います。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず最初の、この有効活用検討委員会のメンバー、考えがあるかというご質問でございますが、大事なことは、やはり住民の意見を十分聞いてこの有効活用を図っていくということでございますので、住民参加も含めた委員会の構成にしたいと思っておりますが、今のところまだ全く腹案がございません。これから検討を進めていきたいと思っております。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)子育て支援についてお答えいたします。

子育て支援につきましては、先ほど申し上げましたように、福祉分野と十分連携いたしまして、仮称ですが、子育て支援センター的な機能、そういうものも含めまして検討しまして、子育てについては十分な配慮をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)ただいまの宇野議員の再質問にございましたように、事務が大変複雑化しておりまして、そして持ち込まれる内容も相当専門化しております。現状では、農協・役場で事務の連携を図っているところでございまして、さらに国の品目横断的経営安定対策事業の申請事務、新たに複雑な申請業務が参りましたので、それにつきましては、愛知中部農協の方へ出張窓口ということで派遣してもらっている状況でございます。

いずれにしましても、役割分担をしながらワンフロア化ということでございますけれども、とにかく専門化している状況でございますので、各県の専門機関への取り次ぎということで現在周知しておりますので、ワンフロア化で専門職員がそんなに増員も望めませんので、できるだけ窓口は多く、それから取り次ぎ業務もスムーズにしていくということで考えておりまして、前向きなご提案でございますので、今後検討の材料に、参考にさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君)15番宇野君。

○15番(宇野義美君)最後に、農業のことでもう一度お尋ねをいたします。

この間も、県の振興局あたりとの話の中で、完全に今、滋賀県で農業のコンサル的な人員、これがどれぐらいいるかということを聞きましたところ、農業会議において、2名ぐらいしかすべてにおいて対応できる人はいないだらうと、こういうような話であります。滋賀県の農業政策においても非常に遅れておりますので、そうした部分においても当町としてももう少し強化をしていただきたいというような要望等をお願いするわけですが、どのようにお考えになるか、最後お聞かせいただきて、質問を終わります。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)今後における体制のご要望として承っておきたいと思います。

◇辰巳保君

○議長(珠久清次君)1番辰巳保君。

[1番辰巳保君登壇]

○1番(辰巳保君)1番辰巳、一般質問を行います。

まず最初に、ほ場整備事業において、町道の滅失がじゃっ起したことについて質問を行います。

質問を行う事案は、昭和62年当時に施工された愛知中部土地改良区の沓掛地区ほ場整備事業施工区域内の変更前の町道沓掛磯部線です。現在の町道沓掛磯部線は、沓掛ほ場整備事業施工区域内に存する国有財産を編入し、変更することを関係法令に基づいて承認され、施工後の所掌事務を経て、でき上がった町道です。

ほ場整備事業における里道・水路等の国有財産が地区編入を伴って事業進捗されることは当然理解できるわけです。しかし、当該地の変更前路線には、昭和50年に建築確認許可のもとで鉄骨作業所の建造物が変更前町道に面して建てられていました。町道沓掛磯部線が土地改良法第48条第9号において準用する土地改良法第5条第6項の規定に基づき、条件をつけて承認されたとはいえ、変更前町道が滅失することは不可解となります。

町道の滅失は、隣接地権者の生活を著しく脅かしてきました。町道管理者である当時の行政の対応と見識についての答弁を求めておきます。

町道の滅失と換地処分後に判明した地籍等の誤りは、当該地権者の生活設計の混迷・混乱を来しただけではなく、隣接住宅街の生活道路の機能停止という事態を引き起こしています。関係者の心労を一日も早く取り除くためにも、解決に向けた取り組みを求めておきます。

次に、入札妨害事件に係る損害賠償請求について質問を行います。さきの6月議会で、入札妨害事件に係る事案について損害賠償請求を行う旨答弁されました。賠償請求に向けた取り組みについてお尋ねします。

そして、事件の関係者から、損害賠償金の一部として供託され、行政として預かり金として保管していることからも、早急に結論を出さなければ、行政運営上問題が生じてくると考え、これについても答弁を求めておきます。

次に、湖東三山インターチェンジについて質問を行います。この質問については、先ほど吉岡議員が再質問の中で出てきている部分が含まれています。愛荘町は、行財政の見直しを強調しているさなかに、17億円の総事業費の湖東三山インターチェンジの設置が優先事業と言えるのか、いま一度検証が必要だと私は考えています。

17億円の総事業費の事業費内訳と愛荘町の負担額はどれだけになるのか、明快な答弁をいただきます。

利用台数は、当初、この計画に対しての利用台数が説明された時は1,700台、現在では1日1,200台と、当初の推計が変更されているわけです。

また、八日市インターの取付道路は何と旧の愛東町の国道307号線まで直線化されています。こうした状況の変化が生まれているわけです。ですから、この1日1,200台という、今発表している利用台数、この推計に変化はないのか。また、その1,200台、もしくはこの答弁において変更される台数があるとするなら、その推計根拠は何なのか、答弁を求めておきます。

企業誘致と企業利用のためにETC専用のインターチェンジを設置するとの考えが大きいと、今日までの説明で推察できます。しかし、(仮称)湖東三山インターは、地形上の位置からも、企業誘致および企業利用の効能はかなり低下するのではないかと考察をします。特に企業誘致については、周辺における企業団地への進出実態が証明していることからも考慮できます。

結果的には、近くにあったら使う時に便利、この程度のインターチェンジとするならば、税金のむだ遣いだと言わなければなりません。町財政を圧迫してまで必要不可欠な事業か、再考が必要だと再度強調しておきます。

町民が今求めているのは、昨日、急きょ安倍総理が辞任に追い込まれたそのいろいろな論評からも明らかになっています。格差社会の是正、国民生活へのその声を聞いた支援、こうしたことからも、今、愛荘町の行政に求められているのは、町民の生活支援、そして何よりも農業経営の活路を見出す、その手立てを講じることです。このような時に、むだな税金の使い方は絶対にやめるべきだと強く進言して、一般質問とします。

○議長(珠久清次君)総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)それでは、まず競売入札妨害事件に関わる損害賠償請求の件でありますけれども、請求することで、現在弁護士と協議中であります、民事訴訟において進める考えであります。

また、損害賠償請求の一部として町が保管をいたしております関係につきましては、額が確定をするまでの間、賠償金の一部として、地方自治法第235条の4の規定によりまして、一時的に歳入歳出外現金として扱っているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

[政策調整室長宇野太佳司君登壇]

○政策調整室長(宇野太佳司君)(仮称)湖東三山インターチェンジにつきまして、お答えを申し上げます。

総事業費の事業費内訳でございますけれども、現在同盟会で決定された整備手法によりまして、これは工事費、料

金所に係るETCの設置費、また用地費および補償費、これらに関係いたします事務費などを総事業費として概算で17億9,000万円しております。

この事業を社会実験で取り組む場合、料金所および名神高速道路内の整備費用は国が負担し、取付道路等に係る費用は事業実施主体が負担することとなっております。

本事業は、県が事業主体となることから、町は県事業にかかる負担を行うこととなります。県の整備方法は決定されていない状況の中、その負担方法や負担額等は現在決定していない状況であります。

また、工事費には、名神高速道路を通行止めにかかります広告費に必要性があることから、施工時期を名神リフレッシュ工事に併せる等、まだ不確定な要素も多く、今後の詳細設計において国・中日本高速道路株式会社等、関係機関と協議を進め、できる限りのコスト低減を図る考えであります。

次に、インターチェンジの利用台数の推計についてでありますけれども、利用台数の推計根拠であります。さきの6月議会でもお答えいたしましたとおり、インターチェンジ設置検討会で調査、検討したものであります。ベースとなる交通量は、平成11年度道路交通センサスをもとにしたもので、予測手法としてETC専用インターチェンジであり、通常のインターチェンジと比較して予想されたものであります。

また、八日市インターチェンジから国道307号までを新しく施工された道路状況等の変化はありますが、今回の道路交通センサスは平成17年度に実施され、そのデータによる予測手法が現在確立されていないことから、再推計は行っておりません。

次に、インターチェンジ設置と企業利用等についてでありますけれども、自立できる地域を創造し、活力ある地域を生み出すには、人・物・情報が集まる整備が必要であると考えます。特に、この湖東地域全体の活性化・振興を図るためにには、道路の整備であり、企業誘致であると考えます。

のことから、同盟会を構成する2市4町の湖東地域に所在する企業や湖東三山の各寺院をはじめ観光関係事業者等からインターチェンジの早期設置要望の署名を取りまとめましたところ、企業・観光関係事業者を含め120社から要望書の署名をいただき、8月30日に県知事、9月11日に中日本高速道路株式会社名古屋支社に要望活動を行ったところでございます。また、引き続き9月28日には、近畿地方整備局へ早期建設設置のための要望活動を行うこととしてあります。

この要望書は、グローバル化が進行する中で世界的競争に打ち勝つためには、輸送のスピード化およびコスト削減は不可欠な条件であり、近畿・東海・北陸をも視野に入れ、中間地点に位置する当地にインターチェンジの早期開設を求めるものであります。

のことから、インターチェンジ設置後における企業の利用も多く見込まれるとともに、企業誘致にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)ほ場整備整備事業における町道滅失についてお答えいたします。

愛知中部地区ほ場整備事業の沓掛石橋工区につきましては、沓掛地区100%の同意をいただき、昭和57年4月8日に事業採択され、団体営土地改良事業として、愛知中部土地改良区が事業主体となり事業着手され、平成元年3月31日に換地処分を含め、工事が完了いたしております。

その上で、土地改良法第5条第6項の規定に基づき、ほ場整備区域内に存在します里道・水路は編入する必要がありますので、国有財産管理者の地区編入承認を受けて、ほ場整備工事を実施いたしております。併せて、旧町道沓掛磯部線につきましても、地区編入の手続きを経ております。

結果、地区編入ができましたのは、ほ場整備事業の実施対象地域の100%同意、および近隣地権者の同意を得ているものでございまして、5条6項の行為はこれら問題なきものと考えております。

ほ場整備事業が完成しました時に、町道沓掛磯部線は付け替え確保いたしておりますが、旧道の位置と異なったところに付け替えいたしましたことから、旧道隣接住民の方に、建築基準法の観点からご迷惑をおかけいたしましたことは遺憾であり、当時の道路行政に問題があったものと推測いたしております。

その後、旧道隣接住民のご努力で建築基準法の問題は解決いたしておりますが、今後過去の経緯等も踏まえながら、愛知川土地改良区とも連携を取り、旧道隣接住民の同意が得られた段階で、誤びゆう修正に努力してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番、辰己、再質問を行います。

まず、競売入札妨害事件にかかわってですが、235条に基づいて受け取っている、預かっているという言い方ですので、現金および有価証券の欄で、あえてそのことが指せるかどうかは別ですが、いずれにしても早い解決を望むと、そういう奇怪な財政処理と言うのか、それを早く是正するということを求めておくとともに、その損害賠償請求の事案についてだけ質問を行っておきます。

当然、司法に問われている事案について損害賠償請求を行うということになってくると思います。では司法でかかわった、問われたもの。要するに、工事件数すべてを指しておられるのかどうかについてだけ。人物と言うか、企業ではなくて、対象事業を工事事業で理解をしていいのかだけを確認しておきます。

湖東三山インターチェンジについて質問します。総事業費の内訳が出せないと、簡単に言えばそういうことです。では、17億9,000万円はどこから試算が出てきたのか、奇怪な答弁になっているわけです。17億円の総事業費が出ており、概算枠は出ているはずです。しかも、愛荘町の地元負担額は、まだ一言もいただいていません。最低限、愛荘町独自の事業があるはずです。だから、愛荘町独自の事業額の推計額は出ます。だから、それはただ今後の事業に支障があるから言えないという部分が出てくるかもわからない。あえて金額明示をすることによって。そういう問題性は生じるかもわかりません。

でも、県が事業主体であれば、その県事業の何割かは最低地元負担を伴うということは明らかになるはずです。すべてそれに対して答えられない。そんな答弁はないわけです。最初に「明快な答弁を」と言っているのですから、それでできる答弁があるはずです。それができていない限り、そのこと自体がこの事業の問題性を生じるわけです。無理があるということです。

1,200台についても、普通のインター利用での換算という、センサスから基づいて。これについても、結果として、漠然と数字を出しているのだということを、裏返してみればそういうことを言っているのです。

では本来、ETCの専用インターチェンジで採算が取れる台数とはどれだけなのか。そのぐらいの話はしているでしょう。しかし通常の、私が行った山形県の寒河江、東北道路のそれぞれの長者原、そして広島の加計、そうしたところへ行ってもそんなに利用はありません。仮に1,200台の利用を見込んでいるなら、これだけの大規模な事業をするなら、採算性が取れるか。俗に言う、費用対効果です。費用対効果はどうなのか。

しかも、企業誘致も当然、活性化を今言われました。でも、こうした事業を行わなくとも、あの愛東のマーガレットステーションは活性しているわけです。何が違うのか、何を掘り起こせば、その地域が活性化していくかという検討がされるかされないかなのです。

ですから、私は最初の質問の中に、農業経営の活路をどう見出すか、まず愛荘町はここが大事なのです。独自に、国の制度があるのだけれどもこの中で、町長も最初の答弁の中でも、要するに、勇気あるチャレンジなら、私は責任を持ってその職員のことに対して応援をしていくということを言いました。だから逆に言えば、国の制度があろうとどんな障がいがあろうと、とりあえずチャレンジされればいいのです。無理とはわかっていないながらも、愛荘町の農業に適したプランニングをスタッフがつくればいいのです。それは、勉強会なら別に就労中にやらなくても、休みでも、本当に意欲のある職員が寄ってまず考えてみればいいのですよ。こうやって活路を見出せばいいのです。やはり、愛荘町の場合は基幹産業の農業をどれだけ大事にするかがまず第一ですよ。そこに地域経済の活路があると私は思いますし、やはり個人経営、そうしたところにどれだけの手を差し伸べていけるか。要するに、インターチェンジをつくるお金が、ここにゆとりがあるのだったら、まずは大事なところにどれだけ目線を持っていっているか。それが町長の言った納税者の目線、行政事務に取り組むという答弁に変わっていくのだと思います。最初の答弁の中に、すばらしい理念そういうものが含まれています。

こうしたことから、私は今言ったように、愛荘町の負担額は再度どれだけになるのか。そして費用対効果、要するにどれだけの利用台数があれば採算性があるのか、とれるのか。最低その2つについては答弁をいただいておきます。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)辰巳議員の再質問にかかります負担金の問題については、私からご答弁をさせていただきます。

ご案内のとおり、当(仮称)湖東三山インターチェンジにつきましては、県事業としてやっていただくということはご案内のとおりでございまして、県が場所選定でもってする時に概算額とし17億9,000万円という数字をあげたものでございます。

今後、県がすべてを単独事業でやるのであれば、一定の率でもって負担するということが言えるわけでございますが、国道307号から入って、下り線へはオーバーパスを利用する。そして、上下線とも、これはあくまでも進入ということになりますので、間違って下りてきた時にはまたリターンしなければいけないというような形にもなりますので、い

わゆる、そういったアロケーションと申しますか、工事、工事ごとに国の補助金を設けてやる事業、あるいは単独県費でやる事業等々がございます。そういったアロケーションがまだできていない状況でございますので、国の補助金を受けて実施するものにつきましては、地方財政法上、市町村が負担をするということは法律上禁止されております。

そういった中で、どこをどういうように国と単独県費事業とで分けるかというのを、これからアロケーションしていく状況でございますので、今のところいくらだということは明確に言えないのが実態でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)1,200台の見込みをしていることにつきましてですけれども、あくまでも先ほど申し上げましたように、交通センサスに基づいて出したものでありますて、それが何台までが採算が取れるのかということのご質問でございますけれども、それが最終的に何台ということは言葉的には確認はしておりませんし、それも出ておりません。少ないところでありますても、供用開始をして本格的に稼動しているところもありますし、今後の見通しも含めての本格稼動がされているものと我々は確認をしております。

また、インターそのものが設置されて何が活性化されるのかというようなご質問でございますけれども、愛荘町は農業が基幹的なまちであります。農業を大事にすることは当然でありますけれども、農業だけで町が伸びていくわけにもいきませんし、自立するわけにもいきません。やはりそこに住む住民の方、若い方、そういう方がいきいきとそこで活動され、地域の振興をしていくためには、企業等が立地をする中で、町が財政的にも豊かになると。それが必要なことでありますて、その辺のことともあわせて、道路を設置する中で、インターだけではありませんけれども、インターに接続するいろいろな基幹的な道路も整備することによりまして、その地域が併せて振興されてくると考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)損害賠償の請求の件でありますけれども、これにつきましては下水道工事の3件におきまして、町にどれだけの損害の額を与えたかということについて、該当の3者・3人、それと3件の工事にかかわった1名という者が対象になってこようかなと思っております。

今、細かい手続き等、顧問弁護士と協議中でございますので、また一定の状況がわかりましたら、またご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長(珠久清次君)1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1番、辰己、損害賠償の件については新聞等の報道から見て、下水道工事5件に関して云々、また下水道工事を含む他の工事を含めて7件等、そういう工事件数が出ておりましたので、確認の意味でしました。最低限、下水道工事5件ということにはなろうかとは思いますが、今後の行政の対応を待ちたいと思います。

ただインターチェンジについては、確かにそうした進捗状況の中で、当然明確性が出ます。でも、いずれにしても事業主体が県になるか、どの部分までがどうなるのかは、まだ明確にはしきれていないという解釈を持ちます。ということは、ちまたの話では、一定のこのぐらいの負担額になるとという話も出たりしているふうに聞いています。そうなると、やはり実際少なくものが流れていくというのが、栗東新駅のような状況です。

ですから、やはり全く費用対効果も出せない、わからない。ただ地域の活性化もインターチェンジは、一つの要素には当然なり得るでしょう。否定はしません。でも、それが本当に企業誘致が可能かどうかという問題とまた違います。その条件にはなるでしょうということであって、しかし、ETC専用等いろいろな総合的地形やいろいろなことを勘案して、果して可能かどうか、それはまた別物です。ですから、地域の活性化になるかどうかは、全くそれは言い切れないだろうということで私は、それならば地域の今大事にされるべき農業、当然、今事業統計の結果も出た中で、非常に愛荘町にがんばっている小企業・個人事業者、こうしたところがつぶれてきてるという、5年前よりも13.5%も減ったと統計上に出ている。そこを底上げしないと地域の活性化ができないという、まさに今、皆さんの知恵が試されている時代に入っているのだという、あらゆる部分で、自分の分野で、どれだけの活性化、それぞれの活性化が求められているということを、私はあえてこの場で訴えておきたいと思います。

再度、費用対効果という点では、どういうふうに、せめて費用対効果を一定言えるだろうと思います。そうでなかったら、このビジョンは進んでいかないと思います。町民にも説明がつかないと思います。だから、費用対効果だけはせめて答弁をいただいておきます。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)今までインターチェンジにつきましては、いろいろ最終的には、秦荘のパイプのところで設置をするというふうに決定はなされましたけれども、それまでに、そこが妥当なのかどうかということの検討

は十分されてきました。そのための費用対効果といふものは、そこで十分にあるというように県の方で認知をされましたので、それでよろしくお願ひしたいと思います。

事業主体が県なのかどうかということですけれども、事業主体は県が進めるものでありますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、インターについて企業誘致が可能なのかどうかというようなご質問もございましたけれども、インターがつくことによって、それが設置されたということによって、大型車が乗り入れ可能なインターチェンジの整備を進めていますので、当然そこに時間が短縮できる、目的地が近いということで利用できるということ、渋滞に巻き込まれないと、いろいろな今までのデータが出ておりますので、そういう面から言っても企業の誘致というものが十分見込めると思っておりますし、沿線上の土地におきましても、今現在、企業誘致を進めるべく県の方といろいろ協議を進めていますので、ご理解をいただきますように、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)1番辰己保君。

○1番(辰己保君)1つだけちょっと答弁の中で、厳密に言っておかないといけないと思うのです。県が事業主体だと言っている。私は、インターチェンジ事業そのものが、本当に県の事業主体で全部進むのかということに対して、私は疑問を持っているわけですよ。当然、独自の部分が出てくるという。では、すべて県の事業だから県が事業主体で用地買収などを全部やっていくのかということになりますから。だから、厳密に言えば、町独自の部分が、もしくは地元の応分の負担を求めたからといって動くのか、それはわからないけれども、地元というところの求められる部分が出てくるだろうというふうに、私は実際にその期成同盟会に入っていないので、だから言い切っておられたので、県の事業主体と言われるなら、あと県に責任を持ってもらわざるを得ないので、その違いではっきりとさせていただきます。

○議長(珠久清次君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)お答えいたしますけれども、インターチェンジ事業は県の事業です。しかしながら、一般的な県道整備にいたしましても、県道整備をする場合ですね、当然町が用地買収を受託して受けるとか、そういったもののがございます。そういう中で、工事を進める過程において、当然この事業については、20年来の請願事業でもございますので、町がバックアップということは確かなことでございます。

それで、先ほど申しました応分の負担と言いますが、負担金の問題につきましては、町は一定出さなければならぬということは決定しております。しかしながら、その全体の事業費の中で、県がどの行使を国の補助金を受けてやるのか。また、ゲート自身は高速道路会社がやるということも聞いていますので、そういったアロケーションの中で町がやった方がいいのか、あるいは県の単独事業で県の負担金として払った方がいいのか、そういったことを今後摸索していくということでございますので、決して県の事業だから県が100%やるというものではありません。よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)暫時休憩をいたします。

休憩午後2時21分

再開午後2時35分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続きまして会議を始めます。

◇久保田九右衛門君

○議長(珠久清次君)8番、久保田九右衛門君。

(8番久保田九右衛門君登壇)

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田九右衛門、一般質問を行います。町長に、2点について伺いたいと思います。

町長職に着任され、約1年6か月が過ぎました。私も役職柄、町長と席をともにすることが多々ありました。そこで感じたことですが、町長の時間に対してのルーズさが目に余ることが非常に多く、大変残念に思っているのが現状でございます。

まず、1番目は、平成18年3月15日、この場所においての定例会でございました。約2分ほど町長の顔が見えるのが遅かった。そのために、開会が9時2分ということあります。

それから、また7月29日の心地よい夏まつりや農業委員会の会議、そのほか議会においても、常任委員会協議会で何度かの遅刻がありました。やはり愛荘町のトップということで、本当に恥ずかしいと思ってあるのが現実でございます。

また、中学生とともに木造り研修観察調査に参加させていたいにも、不承諾の話を見させいたいにしました。そういう時に、バスの出発時間になんでも町長さんがみえていない。みんな、やはり3分から5分前にはバスに乗ってじっと待っているけれども、町長さんが見えなかった。やはり、これは中学生や一般の方に対しても本当に恥ずかしい思いで、どうしようかと思って、私の隣が町長さんの席でしたので、そういうことも本当に気苦労をいたしたのが現実でございました。ここで町民さんに対して、またほかの行事でもいろいろ世間で言うドタキャンですね、そういうことも往々にしてあったと思われます。そういうことにここで、本当に町民の皆さんに謝っていただきたいと私はそう思います。

それから、今後も同じような調子でいかれるのか。きちんと襟を正して出席していただけるものか、方向性をきちんと出していただきたいと思います。町長さんの答弁をお願いします。

2点目の質問を行います。この質問に対しては、今日までも何人かの質問者がありました。しかしながら、あちこちのちまたの話を聞きましたので、私が言っているのではなく、町民さんの声として質問をさせていただきたいと思います。

今年の1月8日、ハーティーセンターで盛大に成人式が行われました。そこで、私も町長さんと一緒に同席させていただいたのが現実でございます。そういうところで、町長さんの祝辞であります。先の議会でも質問が何人かありました。「結婚しなくてもいい、子どもを産んでくれ」という祝辞でした。「シングルマザー大いに結構」というような表現の仕方だったと思います。

しかし、そういう話を住民さんが何人か寄って話をされている時に、「ほとんど100%の人が、『公の場では、やっぱりこんなことを言うものではない』と大変な怒り方です。町長さんは、以前の質問者の答弁で、「欧米ではそういうことは往々にある」というような話を答弁にされておりました。しかし、ここは日本の愛荘町ですよ、町長さん。これがアフリカの未開拓地へ行けば、やはり下着も着けず、またいろいろな生活を送っておられるところがあります。そういうことにおいて、やっぱりここは日本の愛荘町でありますから、そういうことを十分考えていただいて発言をしていただきたい。

一般的な考えといましましては、普通に結婚をして、そして普通に子宝に恵まれるのが理想的な夢ではなかろうかと思います。やはり大変な反響が、これも私が言っているのではなく、町民さんの声として町長さんに申し上げておきたいと思います。そういうことにおいて、町長さんこそ、これもやはり町民の皆さん方に訂正をしていただいて、謝罪の言葉のひとつもいただきたいと思うところでございます。以上で終わります。

○議長(珠久清次君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)久保田議員のご質問にお答えいたします。

私も久保田議員とは、議長もされていましたので一緒に仕事をさせていただく機会が大変多くございましたが、いつか議員のご出身の東円堂の大きな会議、確かに総会か何かだったかと思うのですけれども、私もご案内を受けて行きました。その時にはやっぱり久保田議員が遅れられてですね、いつまでたっても私の隣に、「久保田さんが来られへんな」と言って、みんな待ってはったことがあります。お互いやっぱり遅れることも、ちょっと忘れたこともあります。まあそんなことを言うのもなんですが、町長の仕事は、日夜を問わず確かに勤務でございますが、いろいろな会議・行事、地域・団体からの出席依頼がものすごく多くございまして、私もできる限りご要請に応えられるよう、スケジュールの担当者には苦労をかけておりまして、副町長、教育長と分担し合いながら日程調整をいたしておりますとこでございます。

こういった忙しさに慣れてきますと、空いた時間ができますと、この時間が大変もったいなく感じるもので、自ら次々と仕事を入れてしまうということになってきます。私の頭の中には、あれやこれやとしなければならないことが渦巻いておりまして、もっと時間がほしいなど常々感じている次第であります。

こんな中で、ぎりぎりの時間に出席するが多く、会議や行事の時間に遅れ、関係者の皆さんにご迷惑をおかけいたしたこと也有ったことだと思います。大変申し訳なく思っておりますし、この場をお借りし、お詫びをしたいと思います。今後は、約束した時間に遅れることのないよう、これは言い訳になりません。余裕を持って対処できて、時間に約束どおり出席するよう心がけたいと思っております。

それから次に、成人式の私のスピーチに関しましてでございますが、これも正月のスピーチが現在まで議論をいたくということで大変感謝しておりますけれども、私はこの成人式のスピーチ、いろいろな成人式に出ましたけれども、なかなか若い人は静かに聞いてもらえる雰囲気でないというのが従来の成人式でございました。今年は本当に静かに聞いていただいたのですけれどもね、ありきたりの説教じみたものでなく、若い人たちに耳を傾けていただける話と

して、今年もいくつかの話題を提供させていたしました。

これらの様子につきましては、3月議会で森野議員・河村議員のご質問にもお答えしたとおりでございますが、結婚の形が大きく変化し、少子化に歯止めをかけた歐米のみならず、我が国におきましても意識が徐々に変わり始めてきておるということでございますが、インターネットを開いて見ますと、これも3月議会にお話をさせていただきましたが、お茶の水女子大のある学者は、最近経済力のある女性がすべてを引き受ける覚悟でシングルマザーの道を選択する事例が目立ってきたと報告をいたしております。

また、結婚する気はないけれど子どももほしい。交際相手の子を産みたいと主張する女性、シングルマザーになる決心をし、両親も理解してくれたという女性、結婚しなくとも産める時に産んでおきたいという気持ちが出てきた。そして、一人で産み、育てることを決意した母が、今子どもの存在そのものが幸せという記述も出でています。これは外国の話ではございません。

また、シングルを選択した女性は、やむなく夫と死別または離婚によってシングルとなり、子育てしている多くの女性がいることを考えると、自分もできると自信を持った。書いてあるとおり、そのままですけれども、これらの声を聞きますと、日本女性の意識も多様になってきたのかと感じる次第であります。

しかしながら、これらの考え方にはまだ一般的にはなっていません。我が国でこういうシングルマザーを決して奨励しようとは思いません。さまざまな生き方の中で、並大抵でない覚悟をしながら得た子どもを、日本社会でも安心して育てられる時がくることを願わぬことはおれないわけでございます。

私の成人式でのスピーチで不快に思われた方には大変申し訳ないと思いますが、今社会は、人・もの・文化など、国際的な交流の中で互いに影響し合いながら垣根がなくなりつつあります。大きな潮流を見据え、先進的なニーズも見失うことなく、勇気を持って改革に取り組んでいくことが将来の発展につながっていくものと考えている次第でございます。以上です。

○議長(珠久清次君)久保田九右衛門君。

○8番(久保田九右衛門君)再質問をさせていただきます。

シングルマザー、まあはじめからそういう希望の方はそれで結構かと思いますが、先日も奈良県で急に産気づいて、あちこちらしい回しられて死亡されたと。1時間も2時間もあちこち回されて。そういうことが、やはり全国では年間に百何件あるというようなことも聞きました。

それについては、本当に確かなデータではありませんけれども、正々堂々と大手を振って産婦人科へ行かれて、母子健康手帳、健康診断を受けられて、やっておられる方は、そういう救急車を要請されるのは非常に少ない。しかしながら妊娠という出来事を、家族・夫婦ともに喜んでおられる方は、母子健康手帳ですか、そういうものをちゃんと持つて、かかりつけのお医者さんへかかるので、そういう救急車の要請が少ないと。去年あった何件かの件数の多くが、そういう不倫の子とか、いわゆる結婚しないでできた、妊娠された方が多いというようなことを聞いております。

そういうことを、町長さんのこの祝辞では奨励されているように私は受け取れます。やはり夫婦、家族、また親戚、隣、「子どもできてよかったです」と、そういう方なら、先ほど言うように、大手を振って産婦人科を尋ね、そして町の健診も受けられて、ちゃんとお医者さんへかかるので、予定日の何日か前には、ちゃんとお医者さんへ部屋をとつてもらって入院するのがこの頃の常識だと思います。

しかしながら、そういう手続きを何もしないで、ただ1人が身ごもって、早い話がどうしよう、こうしようと思っている間に産気づいてしまって、救急車を要請しなければならないと。こういった例が今の百何件の中でパーセンテージがものすごく高いと。そういうことにおいても、やはりさっきも町長さんが言われたように、完全に自分がそういう認識で妊娠されたのならよろしいけれども、それ以外のややこしい妊娠がたくさんあります。そういうのは、今の救急車を要請されてということが多いそうです。それを、先ほども申しましたように、私は町長さんの祝辞に奨励をされているように受け取れて仕方がない。まあ一般の方がしゃべっておられても、こういうような受け取り方をされておるのが現実やと思います。

そういう点で言えば、先ほども申し上げましたが、やはり公の場所でしゃべられる時には、十分いろいろなことを考えながらしゃべっていただきたいと切に思うわけです。

もうひとつは、これはちょっと話が横にそれるけれども、農政連の時にも町長さんの話に、農業の問題よりも工業優先というような発言をなされたそうです。確かそう伺っていますが、間違ひありませんか。それで、その謝罪の時にも、農業委員さんが会議を開いておられて、「町長さんがきやらへん。約束してたのにきやらへん。」ということも、私はこの農業委員会の初会議だと思ってましたが、この前文にはそう書いておきましたけれども、文章を書いてから、農業委員さんに確かに行ったら、「いや久保田さん、ちょっと違うんや。これは農政連でこういう言葉があったさか

い。農業委員会に謝りに来いに来いと呼んで、約半の時間に来てもうんひとつことでした。この辺で、前文より少し違っていましたので、そういうことでございます。はじめの成人式の祝辞と遅刻とごちゃ混ぜに質問がなりましたけれども。

それから、遅刻ではないドタキャンですけれども、去年の11月18日、これは母子寡婦愛知犬上連合会ですか、あの、のぞみ会いわゆる慰問委員会ですね、今はどういう表現をしたらいいのか。そういった方々の愛知・犬上の会合で、私も出席させていただきましたが、役員さんが非常に怒っておられた。というのは、18日にしたのは、本当は11月19日にしたかったけれども、町長さんにお伺いしたら、「19日は私は都合が悪くて行けへんさかい」と、18日やつたら行ける」と、こういうように町長さんに返事をもらたで18日に日を変えたと。そうしたら、町長さんは来てくればへんと、副町長さんが来てくればはったと。なるほど確かにそうでした。そういうことで、役員さんが大変怒っておられた。それがドタキャンの例です。

それに、先ほども本田議員の質問にありましたように、旅行に中国へ行かれたそうですね。役場の職員さんの互助会は、町長さんが会長さんらしいですが、それに研修旅行に参加しないで中国へ行っておられたと。職員さんの中に、「町長さんは何を考えてはるんやろ」と、一番やはり職員とコミュニケーションを図るのは、職員互助会の旅行ではないかと。この時に欠席して、誰かさんと中国へ長期滞在して旅行しておられる。こういったことも、これは私が言っているのではなく、私に言ってくれと言って、町長さんに、どういう意図でこうすることになっているんか、尋ねてくれということでございますので、町長さん、その点をひとつ答弁を願いたいと思います。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)いくつかいただきましたが、私の日程表をいつも持つて歩いているのですけれども、だいたいいつも100以上入っているのです。それで、これはもちろん3月までの日程を入れているのですけれども、常に100は超えています。

そういう中で、ドタキャンの件もあったかも知れない、現実にそういうお話もあるのですから、あったかと思うのです。ここで、事務的ミスで抜けていたこととかいうこともあったかもわかりません。

いくつかおっしゃいましたが、まず最初、奈良県の救急の例をおっしゃいましたけれども、ちゃんとした結婚をしないで妊娠の時の状況で急に救急車を呼ばれる、それも正規の、正規のと言うのか、法的に結婚した人でない子どもの時の例が多いとおっしゃられました。それは、まさしく今日本でもそういう時代がきているということなんですね。日本は、まだまだ社会的にそういうことに対する非常に冷たい風がまだまだあって、社会的に受け入れられているとは言えないと思いますけれども、私も決して、この若い人たちにそれが正しいというような言い方も決してしていないし、奨励をしようとは決して思いませんけれども、ああいったところで述べたのがそういうふうに受け取られたという誤解はあったかもわかりませんが、多様な生き方の一つだというぐらいで、若い人たちに聞いてもらえる話として出したりで、どんどんそれをやりなさいというようなことは奨励しようとは思っていません。

農政連の話は、確かにあの時は思い切ったことを言ったと思います。やはり、常に本音論というのが全く出ないで、建て前論ばかりで世の中していくには、これはやはり住民の皆さんにも思いが伝わらない。ここは、やはり自分の思っていることも正直に言うことも大事かなと。常に建て前論ばかり言っています、やっていることと建て前とか食い違ってくるということになりますんで、そこはやはり自分の意思も言えるような場がほしいなどとも思います。

中国旅行のことについてはですね、これは早くから日程が決まっていたので、この日程調整の担当者には、早くからこの間の日程は空けておいてほしいということは申していました。職員の互助会の旅行がそこに入つたかどうか、私もはっきり知らんのですけれども、これは行ける場合もありますし、行けない場合もあると思っています。

○議長(珠久清次君)久保田九右衛門君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。職員互助会は、3班に分かれて行かれるらしいですが、6月29日～30日、7月6～7日、7月13～14日と。まるっきりこの旅行が、7月9日～15日まで町長さんが中国に行っておられる。これちょうど7月13～14日この時期に入ると思います。そういう時期を選ばれたいいうのも、これもちょっと不可解です。

そして、先ほど本田議員が言われたように、台風が重なっている、互助会の旅行も重なっている。そういう時を選ばれるというのは、もうちょっと、すべてのことに考えて行動してほしい。それだけじゃなしに、ちょっとおかしいところがあると思いますので、やはりこれからもうちょっといろいろな行動と言動を謹んでもらいたい点が多くありますので、先ほども今後考えていくということをこの場で明言されましたので、また何かあったら質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

◇河村善一君

○議長(珠久清次君)5番、河村善一君。

[5番河村善一君登壇]

○5番(河村善一君)5番、河村善一、一般質問を行います。

一級河川の不飲川について、その現状と今後の改修工事の計画および進捗状況についてお尋ねいたします。

不飲川は、愛知川の覆水流から愛知川・中宿・長野・川原・稻枝を通り、琵琶湖までの10.5kmの長い川です。この不飲川は国・県が管理する一級河川のため、維持管理および改修計画については、町はどちらかと言うと傍観的な立場で、十分な対応はできていなかったのではないかと思われます。不飲川の周りに住んでいるのは愛荘町の町民であることから、愛荘町としても積極的に町民の意見をまとめ、国および県に要望していってもらいたいと思います。

質問の第1は、不飲川の維持管理についてです。先日、不飲川はどうなっているか、私は1人で地図を頼りに見てきました。不飲川起点の場所は整備はされていましたが、周りは雑草が生えていて、管理されているとは思えませんでした。2匹のカモが泳いでいるのが印象的でした。その場所から川伝いに歩こうと思いましたが、両側に柵がしてあるのと、木や雑草が生い茂り、1人では川にたどり着くのは危険を感じ、川辺には近寄りませんでした。ちょうどタカラ愛知川製作所の裏辺りで、その反対側の荒れ地には残土が積まれていて、ジャングルのようになっていました。そこを抜けて、田んぼをつくっておられるところまで行くと、不飲川の縁にたどり着きましたが、小川のようない川幅は狭く、一級河川とは思えませんでした。

その後、新幹線をくぐり、近江鉄道・中山道・国道8号を抜け、コカコーラ・日本電産の通るところまでの不飲川には、ヨシズが生え、ごみがたまり、川の流れをせき止めているようでした。

その後の中宿・長野の不飲川も川幅の狭い小川のようなところもあり、川の中の草も取られていなくて、ごみがたまっているところが何か所もありました。これでは不飲川の維持管理ができるとは思えません。

この不飲川には、新幹線から下の、新愛知川から下のということですが、愛知川・中宿地域の雨水が集中的に集まっています。最近、各地で起こっている集中豪雨が愛知川でも起こらないとは言えません。河川の決壊、床下浸水・床上浸水しないか、河川近くの住民の方は心配なことだろうと思っています。

その意味で、最低限年2回、不飲川の縁の草刈り、川底のヨシズ・草取り、しゅんせつを求めます。何年かかるかわからない河川改修の計画の前に、現在ある不飲川の維持管理の対策を求めます。

県では、湖東地域管内の一級河川の維持管理予算として5,000万円しかないので、十分なことはできないと言っておりますが、洪水が起こってからでは遅いのです。その前に最低限の維持管理費用をお願いするよう、要望いたしたいと思います。

質問の第2は、不飲川の河川改修計画についてです。数年前より不飲川の河川改修計画が取り組まれ、平成19年度は測量(平面・縦断・横断)と地下水位調査を行い、平成20年後には、地下水対策調査設計・詳細設計・用地測量を行うとの予定を聞いております。しかし、その後の計画については、いつになるかわからない、予算とのからみがあると言われています。「3度目の正直で、絶対できます」と、滋賀県湖東地域振興局としては甘い約束はできないと言っておられます。

それに反して言うならば、河川改修に対する愛荘町の住民の熱い熱望があるか、どうかということだと思うのです。住民の熱い要望がない限り、何も実現いたしません。町は県と連携して、河川改修の計画実現のために、住民の意見を求めるよう努力すべきだと思いますが、町の見解を求めてみたいと思います。

第2点、全国学力検査についてお尋ねいたします。今年の4月24日に実施された全国学力検査について、その結果がそろそろ発表される頃だと思われます。そのことについてお尋ねいたします。

小学校では、99.64%の2万1,952校が参加し、中学校でも97.54%の1万501校が参加して全国で実施されました。保護者にとっては、自分の通っている学校の成績はどうか、今までいいのだろうかいろいろ心配もあり、知りたいとの要望があろうかと思われます。教育委員会として、どこまで公表し、どう活用しようと考えているかお尋ねいたします。以上をもって一般質問と代えさせていただきます。

○議長(珠久清次君)教育長。

[教育長川口繁君登壇]

○教育長(川口繁君)「全国学力調査の結果公表と活用」について、お答えいたします。

4月に実施されました学力調査の結果は、9月に発表される予定となっておりますが、今のところその結果については返送されておりません。

今回の調査の狙いは大きく2点ございまして、1番目には、「児童生徒の学習状況を把握・分析することにより指導の成果と課題を検証し、その改善を図る」、そして2点目に、「教育委員会・学校等が全国的な状況との関係において、

自らの教育および教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る」となっております。

教育委員会におきましては、学校の序列化や過度の競争による弊害を避けるため、町および各学校の数値を伴った結果は公表しない、公表は行わない方針で臨みます。

しかしながら、その結果を分析し、学習到達傾向や今後の課題等については、検討の上公表する予定をしております。

児童生徒は、自分の成績を知り、全国および県の数値と比較して、自らの学力とこれまでの成果を確認し、今後の学習等に生かしてくれればと考えます。

また、学校におきましても、それぞれの結果を分析し、今回の調査を指導・改善、あるいは学校の教育の改善に取り組むよう指導していきたいと考えております。よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長(珠久清次君)建設課長。

#### [建設課長藤田由起雄君登壇]

○建設課長(藤田由起雄君)先の不飲川の一時管理と改修工事について答弁を申し上げたいと思います。

不飲川につきましては、一級河川で県の管理であることから、かねてより県が事業主体となりまして、年1回ではございますが、河床のヨシや雑草木の除去工事を実施されまして、それによって不飲川の流路を確保し、洪水時に備えています。

できれば、年2回程度、河床整正という形で実施してもらえるように、県にその要望を毎年しているところでございますけれども、県の方の予算の関係で、年1回が精一杯であるとの返答をいただいております。今後も引き続きまして、県予算の増額も含めまして強く要望をしていますが、周辺住民のご協力も不可欠となりますので、よろしくご理解くださいるようお願いを申し上げたいと思います。

次に、一級河川不飲川改修事業につきましては、去る8月22日に愛知川庁舎の2階大会議室で開催されまして、議員もご参加をいただきました「不飲川流域治水を考える会川づくり懇話会」で、湖東地域振興局建設管理部より、今後の事業実施計画についての報告がございまして、本年度、中心線測量と地下水位の調査を実施し、翌年度以降、引き続き設計・用地測量・用地買収を実施していくという予定になっているところでございました。

また、ご指摘の改修計画に対します地元意見の反映につきましては、過去の川づくり懇話会の中で、各関係の自治会から出されました意見を集約されることはもちろんのこと、今後におきましても、複数回地元のヒアリングを予定されておりまして、またその中で出していただいた地元の意見についても最大限尊重されることになっております。

県も言いましたように、今回が不飲川改修事業の最後のチャンスということありますので、推進協議会をはじめ地権者、地元住民の協力を100%得まして、積極的に取り組んでいきたいと思っております。今後も一日も早く完成するように、流域住民の熱い思いも伝えながら強力に要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解、ご協力くださいるようお願いを申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)5番、河村善一君。

○5番(河村善一君)河村です。再質問と要望をしておきたいと思います。

不飲川の改修についてですけれども、改修年1回では、やはり不十分だと思うのです。最低2回は絶対やっていただきたいと。非常に今現状、歩きまして、写真も撮ってきたのですが、非常に汚い、ヨシズが川の中を覆い尽くしていて、これでは水は流れないとというのが現状であります。あるいは、川の中にごみがいっぱい落ちているということでございます。

非常に、最近本を読んでいますと、掃除力ということを言われております。便所掃除をはじめとして、掃除をきれいにしようということを言われて企業活性につながっているということを思う時に、愛荘町でも、やはりそういうところに目を当てて、掃除ではないですけれども、きれいにしていたらことが将来の町の発展につながってくのだろうということを思いますので、それをぜひ県へ要望とともに、町としてもそういう取り組みを積極的にしていただきたいと思います。

なお、第2点の不飲川の改修工事については、本当に力を入れて実施していかなければできないだろうと思いますので、最初に質問したように、国と県の事業だからということでできないと。やはり、そこの愛荘町の住民のかかわることもありますし、我々、特に愛知川の人たちにとっては大切なことでございますので、十分意見を聞いて、まとめて、それを推進していただきたいということを思います。

第2点の学力検査についてですけれども、今の発言の中でちょっと確認しておきたいのですけれども、各個人の牛

徒口は、やはり個人成績表は返るのか。個人とともに父兄口はそれが行くのかどうかが第1点。なおもう1つは、やはり地域の学校教育、あるいは家庭教育に関する資料は、ぜひ提供していただきたいと。これは要望ですけれども、数値目標ではないかも知れませんけれども、そういう関連する資料がもし公表できるものであるのならば公表して、今後の学校教育、あるいは家庭教育に役立つような資料については提供してもらいたいと、これは要望しておきたいと思います。以上です。

○議長(珠久清次君)教育長。

○教育長(川口繁君)ただいまの再質問でございますけれども、1点目の個人にわたる結果についてでございますが、生徒一人ひとりに、国語および算数または数学の各問い合わせの生徒がそうでなかったかというような結果はもちろん、個人には全国の平均点や偏差値、そういうものも加えて知らされる予定をしておりますし、なおそのほかにですね、その子どもの日常生活にかかる調査もしておりますので、それとの関連、クロス集計みたいなものをして、結果、あなたの生活でこの点を直すことがよくなるもとですというようなコメントを付け加えて返されると聞いております。

2点目の結果の公表についてでございますが、今ご発言のとおり、今後の教育および指導に役立てるための資料としては公表していきたいと考えますが、公表による弊害の恐れがあるものはやはり数値的なものだと考えておりますので、この点につきましては、例えば愛荘町の教科別平均点とか、あるいは、ある小学校・中学校の平均点は何点というようなことは公表はしないという方針で臨みたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)建設課長。

#### [建設課長藤田由起雄君登壇]

○建設課長(藤田由起雄君)不飲川につきましては、今ご指摘のありましたとおり、現不飲川の現況については、私自身も十分把握をしておりまして、先ほど年1回、県の方でいろいろな雑草等の除去工事をされていると返答したわけでございますけれども、全川にわたってということではありませんので、今言われるように、一部この1回すらもできていないところもございますので、今ご指摘のありましたように、先ほどまた答弁もさせていただきましたように、年2回程度は、最低2回以上は除去作業をしてもらえるように県に要望していくと同時に、町としても何らかの対応をまた考えていかなければならぬと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それと、不飲川改修事業につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、県の事業であるからということではなしに、町といたしましても、事業が行われますのは愛荘町内でございますので、県の事業だからと言うことではなくに、一生懸命に積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、また委員さんの方のご協力もよろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

◇小杉和子君

○議長(珠久清次君)12番、小杉和子君。

#### [12番小杉和子君登壇]

○10番(小杉和子君)12番、小杉和子。一般質問を行います。宇曽川河川の安全性について2件お尋ねいたします。

宇曽川河川における草木の撤去について、河川に生えている木々やアシ類が生えております。川底も見えない現況でございます。18年度に一般質問し、木々は年末までに切れますとのことでしたが、今年に入っても木は切られず、生い茂る現状でございます。町は、いかが考えておられますか。

2点目の異常気象の発生で短時間に大雨が降る、宇曽川には6河川、一級河川が入っております。その時の水位は、川久保地先でどのくらいになりますか。その時に、川の安全性は保たれますか。河川における草木が濁流にのまれ、川に流れる。307号より川久保地先まで11の橋があります。その橋桁に引っかかり水害の恐れがあり、今年は台風がありませんが、これからが台風本番の秋です。行政は、どのように対応されますか。

2点目、彦根湖東地区における産婦人科について3点お尋ねいたします。

第1点、湖東地区における産婦人科医の確保はどのようになっていますか。愛荘町の未来を担う子どもたちを安心に産める産婦人科医、彦根市民病院の場合、確保ができますか。その対応をされていますか。少子化で子どもを増やしてください。産婦人科医が不足し、市民病院の産婦人科はなくなり、個人病院だけとなっています。行政も国も対応の遅れがあるのではないかでしょうか。

緊急時に妊婦は救急車が使えるのでしょうか。奈良県で2件の不幸なことが起きました。女性として、ニュースを聞き

ながら悲しい思いがしました。湖東広域における産婦人科診療相互援助システムはできていますか。お聞きいたします。

○議長(珠久清次君)建設課長。

[建設課長藤田由起雄君登壇]

○建設課長(藤田由起雄君)宇曽川河川の安全性についてのご答弁をさせていただきます。

一級河川宇曽川につきましても不飲川同様、県の管理でありますことから、県が事業主体となりまして年1回一定の区間を決めて、順次河床に繁茂するヨシや雑草木等の除去工事を実施することで流路を確保しまして、洪水時に備えております。これも、できれば毎年全区間にわたって除去してもらえるよう、県にその要望をしてあるところでございますけれども、県予算の関係で一定区間しか無理であるとの返答をいただいております。

今年も現在、宇曽川グラウンドゴルフ場の周辺を河床整正してもらっています。今後も引き続き実施してもらえるよう強く要望してまいりますが、湖東建設管理部管内には、一級河川が41本ございまして、総延長は240kmに至っております。愛荘町に集中して河川整備をしてもらうことは不可能に近く、大変難しいものがあります。

しかし、複数回の要望によりまして、少しずつではございますが、危険なところから順次河床整正してもらっているのは事実でございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

次に、台風等集中豪雨時の川久保地先における水位はどの程度かというご質問でございますけれども、町道東部開発線の新川久保橋付近で、高水敷まで水位が上がったという事例は、少なくともここ数年間はございません。

しかし、今後も絶対安心ということにはなりませんので、これからは宇曽川だけでなく、合流するほかの一級河川についても、適正な維持管理をしてもらうことが大変重要であると考えます。

いつ集中豪雨があっても地域住民に不安を与えないような一級河川を目指しまして、宇曽川だけでなく、一級河川全般の維持管理を積極的にしてもらいますよう県に強く要望してまいりますので、よろしくご理解、ご協力くださるようお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長(珠久清次君)健康福祉課長。

[健康福祉課長杉本幸雄君登壇]

○健康福祉課長(杉本幸雄君)次に、湖東地域における産婦人科医の確保についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の産婦人科医確保のための対応についてであります。彦根市立病院の産婦人科が医師1人となりまして分娩ができなくなることに伴い、本年1月30日に湖東地域医療対策協議会を設置し、彦根市を中心として、湖東地域管内の医療関係機関や滋賀県および関係1市4町の自治体が一体となって、対応策の協議・検討を重ねてまいりました。

彦根市立病院産婦人科の診療制限が行われた3月20日、この時点では行われる以前であります。3月20日以降のことを、長浜赤十字病院・市立長浜病院および近江八幡市立総合医療センターの3病院に対して、産婦人科救急の受け入れについて、また滋賀医科大学附属病院に対しては、より高度の産婦人科救急医療にかかる支援について、協議会から協力依頼をして承諾いたしております。

なお、滋賀医科大学と京都大学に対しまして、1市4町長、彦根市立病院長、彦根医師会長、湖東地域医療対策協議会長の連名によりまして、彦根市立病院への産婦人科医師派遣に関する要望をいたしております。今後も連携をしながら要望活動を継続してまいります。

彦根市におかれましては、分娩可能な民間の産婦人科診療所の新たな開業を支援するため、施設整備や医療機器・備品購入費などに対して補助金を創設されまして、その結果、市内に19床の産婦人科診療所が来年夏ごろに開業される予定と伺っております。

滋賀県におきましては、妊産婦等の緊急時受入体制を維持・強化するための経費に対する補助制度を設けられましたほか、滋賀県医師確保対策基金を設置されました。滋賀県医師確保支援センターを医務薬務課内に設置されました、産科・小児科の医師確保に現在取り組まれておられます。

また、国の方ですが、厚生労働省では、来年度予算概算要求に政府与党が5月にまとめた緊急医師確保対策に基づきまして、地方への医師派遣に協力する病院への支援等に対する対策費といしまして、160億円を計上されておられます。

次に、2点目の「緊急時に妊婦は救急車を使えるのか」につきましては、緊急の場合、当然使用できます。

また、3点目ですが、「産婦人科診療相互援助システムはできているのか」についてでございますが、これは1点目

のご質問にお答えさせていただきましたとおりですので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長(珠久清次君)12番、小杉和子君。

○12番(小杉和子君)再質問をさせていただきます。宇曽川の河川における今言われましたグラウンドゴルフ場のところのアシの撤去はされております。けれども、それから上方の木々類は一切切られておりませんが、宇曽川は、愛知川の川と違って幅がものすごく狭いので、ダムは開けられませんと言われておりましたが、ダムからの水が多く流れてきた場合は、根こそぎ木々は流れると思いますので、そういう時によく緊急事態となりますので、河川に住む住民としては不安の一つの材料となりますので、今後とも県の方への重要要望としてあげていただきたいと思います。

そして、やはり河川において洪水が起きた場合には、農産物や、そしてその河川に住む住民さんの命の問題にもなりますので、町の方の対応をよろしくお願い申し上げます。

そして、2点目の産婦人科の問題ですが、本当に女性として命の代償みたいなお産です。そういう時に対して、やはりしっかりと行政の対応をしていかなければ、私たちの子や孫の命がかかわってきますので、よろしくお願い申し上げます。それだけでございます。

○議長(珠久清次君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)今再質問がございましたとおり、宇曽川グラウンドゴルフ場の上流部につきまして、できるだけ優先的に清掃なり河床整正をしてもらえるように強く県の方に要望してまいりたいと思いますので、ご了解をお願いいたしたいと思います。

○議長(珠久清次君)これで一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。40分まで休憩いたします。

休憩午後3時30分

再開午後3時43分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続きまして、会議を始めます。

#### ◎議案第61号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)について

○議長(珠久清次君)日程第2、議案第61号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第61号、平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)につきまして説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,618万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ86億5,339万5,000円とするものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正、第3条につきましては、地方債の補正をさせていただくものでございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと思います。第2表の債務負担行為の補正でございます。まず、追加でございますが、都市計画マスタープラン策定業務委託ならびに国土利用計画策定業務委託、この2つの業務委託につきましては、19年度・20年度で実施をさせていただくというようなことで、債務負担の20年度限度額を、都市計画マスタープランにつきましては732万7,000円、国土利用計画につきましては407万4,000円の限度額を追加としてあげさせていただきました。

変更につきましては、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償でございます。これにつきましては、限度額の補正をさせていただいております。355万2,000円から790万4,000円、制度改正によるものでございます。

また、6ページにつきましては、第3表、地方債の補正、防災対策事業債につきまして20万円の追加補正をさせていただきます。起債の方法・利率・償還方法につきましては、補正前と同様でございます。

事項別明細につきましては、9ページからでございます。まず、歳入の関係でありますけれども、交付金ならびに補助金関係につきましては、額の確定によるものがほとんどでございます。

まず、地方特例交付金につきましては53万7,000円の減、特別交付金につきましては149万9,000円の増、普通交付税につきましては1億1,269万9,000円の増でございます。

次に10ページ、県補助金の関係につきましては、農業委員会運営費交付金、これにつきましては農地地図システムの導入補助といたしまして113万6,000円、それからスクールガード活動支援事業補助金9万6,000円、子どもを育む地域教育協議会活動推進事業補助金6万円、それぞれ決定をいたしたものでございます。

次に、委託金の関係でございますが、選挙事務委託金につきましては、参議院通常選挙の額の確定によりまして13万3,000円、土地利用規制等対策費交付金につきましても2万4,000円、それから幼小連携推進事業委託金につきましては、秦荘幼稚園が指定されたことによりまして3万円の増をいたしております。

次に11ページ、特別会計繰入金につきましては、介護保険事業特別会計より繰り入れをするものでございます。27万1,000円の増、それから、基金繰入金としましては財政調整基金繰入金1億1,273万2,000円の減、それから、教育振興基金繰入金3,350万円の減でございます。前年度繰越金につきましては、6,120万7,000円でございます。

次に12ページ、貸付金の元利収入につきましては、先ほど申し上げました小規模企業者小口簡易資金の協調預託金の元利収入といたしまして320万円、それから、次に雑入といたしましては、地方自治研究機構共同調査研修事業負担金ということで、湖東三山インターチェンジの建設期成同盟会から雑入として受けるものでございます。200万円です。

担い手経営革新モデル事業委託費5万円、伝統文化子ども教育事業助成金34万9,000円を受けるものでございます。

次に、町債につきましては、消防施設整備事業債といたしまして、起債対象に20万円が認められたことにつきまして補正をさせていただきました。

次に13ページ、上段の一般管理費につきましては、財源の調整でございます。

それから、広報協力員の謝礼につきましては、住民の方による地域情報を集めさせて広報をさせていただくというようなことで、その方の謝礼として2万円を計上いたしております。

次に、印刷製本費の関係につきましては、企業誘致優遇制度のPRの印刷でございます。5万1,000円です。

それから、次に湖東三山インターチェンジの建設期成同盟会負担金、これにつきましても、先ほど雑入で受けるわけですけれども、同じように期成同盟会の方へ負担をさせていただいて、また雑入で受けるということで、期成同盟会の会計を通させていただくものでございます。

次に、地方自治情報センターの会費4万5,000円でございます。自動交付機に関係によります住基カードの利用促進のために情報センターに入らせさせていただく会費でございます。

次に、参議院議員選挙費につきましては、7月29日執行の参議院議員通常選挙の交付金が確定になりました。それに伴いまして、目内の調整をさせていただいて、14万6,000円を増といたしたものでございます。

次に、14ページの下の段でありますけれども、社会福祉費の扶助費の生活管理指導短期入所事業費であります。社会適応が困難な高齢者に対し、養護老人ホームの空き家を利用し短期入所して指導を行う事業でございまして、95万4,000円を増といたしております。

それから、国民健康保険事業特別会計繰出金としまして、特別会計へ5,019万5,000円の繰り出しでございます。

ふれあい共同作業所指定管理料、1人入所によりまして88万8,000円の増、それから、障害福祉関係補助金の返還金は精算でございまして、289万2,000円の増、それから、愛の里につきましては、玄関の自動ドアの修繕といたしまして68万9,000円を計上いたしております。下の農業委員会の委員会費につきましては、財源の調整でございます。16ページに行きまして、商工費の貸付金につきましては、小規模企業者小口簡易資金の貸付協調預託金、10月1日から責任共有制度が導入されまして、限度額が増額されることに伴います増といたしまして、320万円を計上いたしております。

それから、土地利用規制等対策費につきましては、委託金を受けますので、それに見合う需用費の計上をいたしております。

次に、道路維持補修工事につきましては700万円、町道の側溝改修工事、また町道の維持補修の第1期工事追加をさせていただく費用でございます。

次に都市計画マスタープラン、それから国土利用計画策定業務委託料につきましては、1,140万1,000円を減にさせていただきます。20年度分でございます。

それから、次に、地積調査費につきましては、目内の予算更正をさせていただくものでございます。

住宅管理費の町営住宅除却工事につきましては、愛知川町団地・長野団地の産廃処理費用の増によるもので、650万円を計上いたしております。

次に18ページ、消防施設費につきましても財源調整でございます。

それから、補償費、旅費、それから消耗品の関係でございますけれども、教育振興費でございます。平成19年度幼

小連携推進事業において秦荘幼稚園が指定されたことによりまして、幼児教育・小学校教育の連携強化を図るための講師謝礼・旅費等でございます。また、スクールガード活動の支援事業といったしまして、腕章の購入を消耗品で計上いたしております。

続いて、小学校費でございます。これにつきましては、愛知川東小学校の関係で役務費、それから委託料、増築工事というところで計上させていただいております。1年生から3年生まで、それから4年・5年・6年生のうち1学年を35人学級といたしますので、その関係で1教室不足するという事態になりました。それに伴いまして仮設の校舎を建設させていただきますので、その手数料、それから設計の委託、増築工事を計上させていただきました。

また、建築工事、その愛知川小学校の関係につきましては、既に増築を行っておりますけれども、変更部分を見込みまして、当初の入札残を減額させていただくものでございます。差引工事といたしましては、3,166万円の減を計上いたしております。

それから、中学校費につきましては、愛知中学校の防火シャッターの修繕ということで30万円、それから学校独自関係補助金につきましては、近畿大会あるいは全国大会という関係の補助といたしまして、両中学校合わせまして223万1,000円を計上させていただいております。

次に、20ページは社会教育費の関係でございます。特殊建築物定期報告業務委託料ということで、愛知川公民館・秦荘公民館、3年に一度の報告をしなければならないということで、58万8,000円の委託をあげてございます。

また、旅費につきましては、愛知川図書館職員の養成講座、それから図書館総合展におきましては、11月9日で全国の表彰を受けるというようなことになってございまして、その出張旅費を計上いたしております。

その下の輶償費・需用費の関係で合わせまして34万9,000円につきましては、先ほど申し上げました伝統文化子ども教育事業といたしまして、子どもひんまり教室を開催する費用として計上させていただいております。

21ページおよび22ページの関係につきましては、参議院議員選挙の関係で補正をさせていただいた部分でございます。よろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。反対討論を行います。

一般質問の中で(仮称)湖東三山インターチェンジについて質問を行いました。その中で、愛荘町の負担減、また利用台数も示していくながら、その根拠が不透明であるということ。また、それにより費用対効果もまだ示せない。そういった中で、とにかくにも町民の皆さんに(仮称)湖東三山インターチェンジの効能、また非効能についても何ひとついえない状況、そういうことが明らかになった以上、要するに、何が何でもインターチェンジがありきなのだということが明るみになったと考える。この補正予算のこの点について反対を表明して、討論といたします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(珠久清次君)挙手多數です。よって、議案第61号、平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

#### **◎議案第62号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)について**

○議長(珠久清次君)日程第3、議案第62号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

[住民福祉主監西村久昭君登壇]

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第62号をご説明させていただきたいと思います。議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)をご説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,135万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,485万6,000円とするというものでございます。

事項別明細書で説明させていただきたいと思います。26ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、歳入の療養給付費交付金でございます。これにつきましては、退職者医療にかかります精算によります追加交付でございまして、645万6,000円でございます。そして、他会計繰入金・一般会計繰入金でございますが、後ほど歳出の方で説明させていただきます部分の財源不足ということで、19万5,000円をお願いするものでございます。

続きまして繰越金でございますが、その他繰越金ということで、前年度繰越金470万5,000円でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。27ページをお開きいただきたいと思います。共同事業拠出金でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金ということで、これにつきましては平成18年度の10月から導入された新たな事業でございまして、この19年度当初予算の編成時におきまして、18年度をベースにしたことから予算不足を生じたことから、追加のお願いをさせていただきたいというものですございまして、負担金補助及び交付金といったしまして6,135万6,000円をお願いするものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第62号、平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第63号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)について

○議長(珠久清次君)日程第4、議案第63号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第63号、平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)をご説明させていただきたいと思います。議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,512万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,288万2,000円とするというものでございます。

事項別明細書でご説明させていただきたいと思います。32ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、前年度の精算の追加交付がほとんどでございます。まず最初の国庫補助金でございますが、地域支援事業交付金・包括的支援事業2事業につきまして、過年度分といたしまして4万9,000円の増額、そして支払基金交付金・介護給付費交付金、過年度分といたしまして197万9,000円、そして県負担金でございますが、介護給付費負担金が年度分といたしまして108万8,000円、そして33ページでございますが、県補助金といたしまして、地域支援事業費交付金・包括的支援事業2事業につきまして、過年度分といたしまして2万4,000円、繰越金といたしましては、前年度繰越金といたしまして1,198万6,000円でございます。

続きまして、めくっていただきまして、34ページの歳出を説明させていただきたいと思います。まず償還金及び還付

加算金でございますが、諸支出金といたしまして償還金利子及び割引料、これは過年度分に対しての国庫の分の返還金でございまして、476万7,000円でございます。基金の積み立てでございますが、介護給付費準備基金積立金といたしまして積立金で1,008万8,000円、これにつきましては前年度の取り崩し分が500万円と、そして調整交付金につきましての5%を超える分につきまして積み立てるものでございます。

続きまして繰出金でございますが、他会計繰出金といたしまして、一般会計へ繰り出す分が27万1,000円ということでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第63号、平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

お詫びします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お詫びします。議事の都合により、9月14日から17日までの4日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、9月14日から17日までの4日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、9月18日午前9時でございます。よろしくお願い申します。

大変お疲れ様でございました。

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成19年9月愛荘町議会定例会

3日目(平成19年9月18日)

開会:午前9時00分 延会:午前10時40分

#### 議会日程

日程第 1 議案第64号 平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 2 議案第65号 平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 3 議案第66号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 4 議案第67号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 5 議案第68号 平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 6 議案第69号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 7 議案第70号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 8 議案第71号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 9 議案第72号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

#### 出席議員(15名)

1番 辰己 保

2番 上林 貞

3番 森 隆一

4番 西澤久仁雄

5番 河村善一

6番 本田秀樹

7番 小川 勇

8番 久保田九右衛門  
10番 吉岡ゑみ子  
11番 森野榮次郎  
12番 小杉和子  
13番 瀧 すみ江  
14番 水野清文  
15番 宇野義美  
16番 珠夕清次

**欠席議員(1名)**

9番 竹中秀夫

◎間諺の宣告

○議長(珠久清次君)皆さん、おはようございます。

本日、竹中議員より、親戚にご不運ができたとの理由で欠席届が出ております。ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第64号から議案第72号までの上程、説明

○議長(珠久清次君)日程第1議案第64号、平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについてから、日程第9議案第72号、平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてまで一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めてます。会計管理者。

○会計管理者(辻孝志君)それでは、議案第64号、平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるごとについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の決算書、愛荘町「平成18年度一般会計歳入歳出決算書」の歳入について説明を申し上げます。歳入は、お手元の資料2ページから5ページでございます。

なお、歳入予算につきましては、単に歳入の見積もりでございますので、予算現額欄および予算現額と収入済額との比較欄は説明を省略をさせていただきます。

1款町税でございますけれども、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税合わせまして、調定額34億9,739万67円、収入済額31億1,718万5,114円、不納欠損額2,874万9,377円、収入未済額2億9,678万6,576円でございます。

不納欠損の理由等でございますけれども、個人町民税、個人につきましては、外国へ出国、住所不定等により178件を、固定資産税につきましては、住所不定、倒産等に伴う資産公売等により59件を、軽自動車税につきましては、同じく外国出国、住所不定、廃車による手続きの漏れ等により72件、合計309件を不納欠損としたところでございます。

収入未済額につきましては、現年度課税分が町税全体で3,843万4,881円、滞納繰越分で2億5,835万1,695円ございまして、町民税法人につきましては、景気低迷の影響も見られ、主要法人1社で1億1,633万円余りの未納額がございます。

2款地方譲与税でございますが、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税合わせまして、調定・収入済額とも2億3,991万3,731円でございます。

3款利子割交付金につきましては、同じく調定・収入済額とも同額で710万6,000円でございます。

4款配当割交付金、調定・収入済額とも同額で693万7,000円でございます。

5款、株式等譲渡所得割交付金、これにつきましても、調定額、収入済額とも同額で649万2,000円でございます。

6款地方消費税交付金、これにつきましても、調定・収入済額とも同額で1億8,006万8,000円でございます。

7款自動車取得税交付金でございますが、調定・収入済額とも6,034万7,000円でございます。

8款地方特例交付金、調定・収入済額とも同額で6,979万8,000円でございます。

14ページから17ページをごらんいただきたいと思いますが、地方交付税の備考欄に記載しておりますけれども、普通地方交付税が16億6,435万8,000円、特別地方交付税が5億8,006万7,000円でございます。

10款交通安全対策特別交付金、調定額、収入済額とも同額で276万円でございます。

次に、11款分担金および負担金でございますが、調定額1億2,895万6,450円、収入済額が1億2,678万6,600円でございまして、詳細は16ページ、17ページにございます。ごらんいただきたいと思います。負担金につきましては、保育料保護者負担金、老人ホーム入所負担金等でございます。収入未済額216万9,850円につきましては、主に保育所入所児童保護者負担金でございます。

次に、12款使用料および手数料でございますが、使用料、手数料合わせまして、調定額7,502万9,897円、収入済額7,499万2,097円でございまして、詳細は16ページから21ページにございます。使用料につきましては、けんこうプール使用料、介護サービス利用料、町営住宅・改良住宅使用料、幼稚園使用料、ハーティーセンター秦荘使用料、町民体育センター使用料等がございます。手数料につきましては、戸籍、住基、印鑑証明関係の交付手数料、ホームヘルパー派遣手数料等がございます。住宅使用料で3万7,800円が収入未済となってございます。

次に、13款国庫支出金でございますが、国庫負担金、国庫補助金、委託金合わせまして、調定・収入済額とも同額で3億6,189万3,589円でございまして、詳細につきましては、20ページから26ページにございます。国庫負担金につきましては、保育所入所運営費負担金、身体障害児(者)補装具給付事業費負担金、老人保健事業費負担金等がございます。国庫補助金につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金、地域住宅交付金、安心・安全な学校づくり交付金等でございます。委託金につきましては、外国人登録事務委託金、国民年金事務委託金等がございます。

次に、資料4ページ、5ページをお願いします。

14款県支出金でございますが、県負担金、委託金合わせまして、調定額、収入済額とも同額で4億6,659万6,640円ございまして、詳細につきましては、26ページから39ページにございます。県負担金につきましては、保育所運営費、県負担金、児童手当負担金、支援費負担金等がございます。県補助金につきましては、コミュニティバス運行対策費補助金、新規提案事業補助金、合併支援特例交付金、福祉医療費補助金、共同作業所入所事業費補助金、集落ぐるみ需給調整対策事業費補助金等々がございます。委託金につきましては、県民税徴収取扱費委託金、滋賀県議会議員選挙市町村交付金、中学校区教育総合実践活動推進費委託金等がございます。

次に、15款財産収入でございますが、財産運用収入、財産売払収入合わせまして、調定額、収入済額とも同額で1,582万6,278円でございます。詳細は38ページから41ページにございますが、財産運用収入につきましては、財政調整基金等、各基金利子でございます。財産売払収入につきましては、里道・水路を売却しました収入と、41ページにございますように、公用車の売払金155万円の収入といったものでございます。

次に、16款寄付金でございますが、消防費寄付金で、調定額、収入済額同額で218万4,925円でございます。詳細は、40ページから43ページにございます。防火水槽設置にかかる消防施設整備寄付金や能登川青年会議所から管内の4小学校へ図書購入にかかる教育費寄付金100万円等を収入したものでございます。

17款繰入金でございますが、調定額、収入済額とも同額で1億1,250万円でございます。詳細につきましては、42ページから45ページをご覧になりますので、ごらんおいただきたいと思います。

次に、19款諸収入でございますが、町預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、雑入合わせまして、調定額2億9,362万6,346円、収入済額2億9,320万4,696円でございます。詳細につきましては、44ページから53ページにございます。町預金利子につきましては、歳計現金運用預金利子でございます。貸付金元利収入につきましては、小規模企業者小口簡易資金協調預託金元利収入、国保高額療養費貸付金元利収入、元気なまちづくり支援資金貸付金元利収入等でございます。受託事業収入につきましては、町立保育園委託児保育料64万9,900円、消防出張所建設整備受託事業収入9,764万550円といったものでございます。次に、雑入につきましては、コミュニティ助成事業助成金、福祉医療費高額療養費返還金、指定ごみ袋代、県公共下水道整備水洗化促進交付金、給食費個人負担金、補助金等精算還付金等でございます。収入未済額につきましては、42万1,650円でございます。

次に、20款町債でございますが、詳細は52ページ、53ページにございます。調定額、収入済額とも同額で8億2,470万円でございまして、合併特例債2億6,240万円、臨時地方道整備事業債1億8,180万円、防災対策事業債5,300万円等を発行したものでございます。

次、歳入合計でございますが、52ページ、53ページにありますように、調定額87億4,214万9,799円、収入済額84億1,398万4,546円、不納欠損額2,874万9,877円、収入未済額2億9,941万5,876円でございまして、収入未済額等につきましては、一層滞納整理等に努め、収納推進を努めてまいりたいと思います。

まず、1款議会費、項、議会費で、詳細は54ページ、55ページにございますけれども、予算現額7,272万9,000円、支出済額6,779万6,039円で、主に議員報酬や事務局職員の入件費および運営費等に要した経費でございます。

2款総務費でございますが、予算現額10億2,864万7,000円、支出済額10億853万8,107円で、総務管理費、支出済額8億4,200万2,205円につきまして、詳細は54ページから68ページにございますが、特別職・一般職等にかかる給与および職員手当等入件費、庁舎のメンテナンスおよび光熱水費等の経費でございます。

65ページをごらんいただきたいと思いますが、65ページにございますとおり、平成18年度には愛荘町とアメリカ合衆国ウイスコンシン州ウエストベンド市とが姉妹都市締結をしましたことから、友好親善使節団員を派遣するため、委託料として528万円を支出いたしております。また、ETC車載機購入補助金、それと庁舎の電子計算施設整備工事費、電算用備品購入費、地域安全対策経費等に要した経費でございます。

2項徴税費、支出済額は9,792万5円につきまして、詳細は68から71ページにございますが、町税の課税、徴収等に要した経費でございまして、土地評価基礎資料作成業務委託料等の支出に要した経費でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、支出済額4,254万2,845円につきましては、戸籍住民基本台帳の適正な管理や住民票の発給および外国人登録等に要した経費でございます。

4項選挙費、支出済額1,447万9,827円につきましては、滋賀県知事、滋賀県議会議員の選挙執行に要した経費および選挙管理委員会の運営費等に要した経費でございます。

5項統計調査費、支出済額1,118万9,045円につきましては、工業統計調査等、指定統計の実施に要した経費でございます。

6項監査委員費、支出済額40万4,180円につきましては、監査委員事務局の運営に要した経費でございます。総務費不用額の2,010万8,893円につきましては、経費の節減等による執行残となってございます。

3款民生費でございますが、予算現額17億5,840万7,000円、支出済額17億3,341万1,199円で、1項社会福祉費、支出済額11億6,912万475円につきましては、詳細につきましては、60ページから103ページにわたってございます。社会福祉担当職員の入件費、いきいきの郷施設管理業務委託、社会福祉活動推進費町補助金、福祉医療費、高齢者にかかります在日外国人福祉給付金、国保高額療養費貸付金、地域総合センター管理運営費、いきいきデイサービス事業委託料、老人ホーム入所措置費、愛の郷指定管理料等々に要した経費でございます。また、新町における健康増進や生活習慣の向上を図るための「健康あいしう21」を包括した愛荘町地域福祉計画の策定に要する経費につきましても、この社会福祉総務費で支出をさせていただいております。

2項児童福祉費、支出済額5億6,429万724円につきまして、詳細は98ページから103ページでございますが、放課後児童健全育成事業、低年齢児保育事業補助金、民間保育所入所措置費負担金、町外・民間および公共保育所入所措置負担金、児童手当、町立つくし保育園の管理運営等に要した経費でございます。民生費の不用額2,499万5,801円につきましては、経費の削減等による執行残となってございます。

次に、4款衛生費、項、保健衛生費で、詳細は102ページから109ページ後段にございますが、予算現額5億3,498万5,000円、支出済額5億3,134万2,487円で、3歳児、妊婦および一般健康診査等による経費、県救急医療情報システム運営費負担金、予防接種業務委託料、美化推進員および廃棄物不法投棄監視員にかかる謝礼、ごみ収集運搬業務の委託料、一般廃棄物処理合理化事業補てん金、環境基本計画策定業務、老人保健かかる健診、訪問、教室看護師の雇用賃金、転倒予防教室開催委託金、保健センターの管理運営費等に要した経費でございます。

また、107ページをごらんいただきたいと思いますが、107ページ中段に示させていただいておりますとおり、平成18年度新規に可燃ごみ焼却に伴う廃棄物埋め立て処分に伴います大阪湾広域臨海環境整備センター出資金20万円を支出させていただいたところでございます。衛生費の不用額364万2,513円につきましては、経費の節減等による執行残となってございます。

次に、労働費で、詳細は108ページから111ページにございますが、予算現額239万8,000円、支出済額236万6,787円でございまして、企業内同和問題研修等にかかる経費を支出させていただいております。

次に、6款農林水産業費でございますけれども、予算現額2億6,144万2,000円、支出済額2億3,565万1,501円となっておりまして、2項農業費、支出済額2億3,016万5,305円につきまして、詳細は110ページから117ページの中段にございます。主に農業委員会の運営経費、農林担当職員の入件費、農業振興といったしまして、集落ぐるみ需給調整対策費補助金、産地づくり対策事業補助金、中山間地域等直接支払交付金、農地費といったしまして、土地改良計画大規模調査業務委託、愛知川沿岸土地改良区事業負担金および補助金、里地・棚田保全整備事業負担金、国営造成施設管理体制整備促進強化支援事業補助金、山川原地区ほ場整備工事等々に要した経費でございます。翌年度繰越金2,325万7,000円につきましては、山川原地区ほ場整備工事費で明許繰り越しをさせていただいたものでございます。農林水産業費の不用額253万3,499円につきましては、経費の節減等による執行残となってございます。

7款商工費で、詳細は116ページから121ページにございますけれども、予算現額561万8,000円、支出済額548万6,196円で、町商工会活動事業費補助金、町観光協会補助金、(仮称)街道交流館整備事業検討委員会、小規模企業者小口簡易資金貸付協調預託金、119ページをごらんいただきたいと思いますが、ここにも示させていただいておりますように、滋賀県信用保証協会への出捐金等といたしまして支出した経費等でございます。不用額の50万5,138円につきましては、経費の節減等による執行残でございます。

次に、8款土木費でございますけれども、予算現額11億9,790万3,000円、支出済額11億2,990万4,678円でございまして、2項土木管理費、支出済額8,845万8,154円につきまして、詳細は120ページから129ページにございます。土木業務担当職員の人工費、住宅耐震診断員の派遣委託、法定外公共物管理基本システム導入業務委託等に要した経費でございます。

2項道路橋梁費、支出済額3億6,113万5,594円につきまして、詳細は112ページから125ページにございます。道路改良工事、県道湖東彦根線ほかの県単独道路改良事業地元負担金等に要した経費でございます。

3項河川費、河川費支出済額1,155万1,350円につきまして、河川愛護作業事業助成金、河川敷広場・フラワープロムナード維持管理業務等に要した経費でございます。

4項都市計画費、支出済額16億8,104万4,759円につきまして、詳細は126、127ページにございますけれども、14集落に対しまして、生活環境対策事業補助金として支出をいたしておりますほか、下水道事業特別会計繰出金等に要した経費でございます。

5項住宅費、支出済額3,771万4,821円につきまして、新豊満団地の建設完了に伴い、町営住宅除却工事といたしまして前払い金1,139万2,900円を支出いたしております。この除却工事費につきましては、残金の2,600万円を繰越明許費として繰り越しをさせていただいております。また、小集落地区改良事業の促進経費等々に要した経費を支出させていただいております。土木費の不用額2,299万8,322円につきましては、経費の節減による執行残でございます。

9款消防費でございますが、詳細は128ページから133ページにございます。予算現額7億2,135万8,000円、支出済額7億1,876万3,133円でございまして、消防団員の報酬等非常備消防等にかかる経費、防火水槽設置工事、消防センター建設工事、これにつきましては、用地費・工事費を含め3億4,068万2,000円を支出させていただいております。また、洪水ハザードマップ作成や新町地域防災計画策定業務等々の委託等に要した経費を支出させていただいております。不用額259万4,867円につきましては、経費の節減等による執行残となってございます。

次に、10款教育費でございますが、予算現額13億4,250万1,000円、支出済額11億2,211万2,411円でございまして、教育総務費、支出済額1億8,682万9,060円、詳細につきましては132ページにございますが、教育委員会の運営経費、教育委員会事務局職員の人工費、小学校ALT、学校用務員、給食調理員等の派遣委託に要した経費でございます。

137ページをごらんいただきたいと思いますが、上段に備品購入費が100万4,959円支出させていただいておりますが、歳入でも説明させていただきましたが、能登川青年会議所の活動記念として4小学校に図書購入費を寄付していただきましたものをここで支出をさせていただいております。それ以外に、愛荘町における学校給食のあり方検討委員会にかかる経費等を支出させていただいております。

次に、2項小学校費、支出済額1億8,885万5,339円、詳細は136ページから147ページにございますけれども、愛荘町立の4小学校における各種教材の購入、施設の各種メンテナンス等管理運営等に要した経費、愛知川東小学校のグラウンド改修工事ならびに19年度に予定をしております秦荘西小学校の大規模改修工事、愛知川小学校増築工事にかかる設計業務委託料等を支出させていただいております。

3項中学校費、支出済額1億2,068万886円につきまして、詳細は146ページから153ページ中段にございます。愛荘町立の2中学校における各種メンテナンス等管理運営およびALTの雇用に関する報酬、社会保険料等に要した経費を支出させていただいております。151ページをごらんいただきたいと思いますが、151ページ上段の工事請負費、備品購入費の愛知中学校分につきましては、平成11年9月に整備したコンピュータを更新するために要した経費として支出させていただいております。

次に、4項幼稚園費、支出済額1億1,953万684円でございますが、詳細は152ページから157ページにわたってございます。愛荘町立の2幼稚園における各種メンテナンス等、管理運営等に要した経費でございます。155ページ後段の委託料につきましては、平成19年度に予定しております秦荘幼稚園の改築にかかります設計業務委託料を支出させていただいたものでございます。

ただいま説明いたしました以外の経費といたしまして、秦荘地域の小学校費・中学校費・幼稚園費の決算の中で、平成18年度に防犯カメラ、センサーライトの設置工事を実施し、不審者対策を講じた経費を支出させていただいております。

5項社会教育費、支出済額3億5,269万4,223円につきまして、詳細は156ページから175ページにございますけれども、社会教育委員および指導員等の報酬、賃金、地域総合センター教育推進員賃金、人権教育等推進に要した経費、文化財における曼荼羅(まんだら)複製映像記録委託および文化財の保護および発掘経費、公民館、図書館、ひんてまりの館、ハーティーセンター、町民センター、博物館等の各種メンテナンス等管理運営経費および図書館図書の購入、町史編さん等々に要した経費を支出させていただいております。

174ページをごらんいただきたいと思います。174ページの6項保健体育費、支出済額1億5,352万2,249円、詳細につきましては、ここにも書かせていただいておりますけれども、体育指導委員報酬、スポーツ大会出場激励金、各種メンテナンス等の管理運営経費、ふれ愛スポーツ公園、ナイター照明設置工事等を支出させていただいております。この工事費につきまして、平成19年度へ1億8,691万8,000円を繰り越しをさせていただいております。

それと、176、177ページにございますように、学校給食費の関係でございますけれども、学校給食センターの管理運営経費等々に要した経費となってございます。教育費の不用額3,347万559円につきましては、経費節減等による執行残となってございます。

12款公債費でございますけれども、予算現額10億5,182万8,000円、支出済額10億4,412万9,992円につきまして、178、179ページにございますけれども、長期借入金償還元金および償還利子に要した経費でございます。

次に、13款諸支出金でございますが、基金費につきまして、詳細は178ページから181ページにございます。その中で、財政調整基金等、8つの基金に4億7,053万3,000円を積み立てをさせていただいたものでございます。

14款予備費でございますが、予算現額450万8,000円、これにつきましては支出はございません。

歳出合計でございますが、予算現額85億8,663万円、支出済額81億3,458万7,226円で、翌年度繰越額繰越明許費といたしまして2億5,517万5,000円、不用額1億9,686万7,774円でございます。

182ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございますけれども、ただいま説明をさせていただきましたとおり、歳入総額84億1,398万4,546円、歳出総額81億3,458万7,226円、歳入歳出差引額2億7,939万7,320円、翌年度へ繰り越しすべき財源をいたしまして、繰越明許費繰越額が7,767万5,000円、これにつきましては一般財源の繰越分でございます。したがいまして、実質収支額2億172万2,320円ということになります。

次に、183ページ、184ページの財産に関する調書でございます。(1)の土地・建物、愛知川地域の方が183ページ、次の184ページが秦荘地域となってございます。183ページをごらんいただきたいと思いますが、愛知川地域で、愛知川消防センターの建築に伴いまして、土地で3,109m<sup>2</sup>、建物で非木造が673m<sup>2</sup>の増となってございます。また、町宮住宅・町有住宅の一部を除却いたしましたので、それぞれ1,774m<sup>2</sup>、86m<sup>2</sup>の減となってございます。中段以降にありますが、豊国運動公園につきましては、便所の水洗化に伴い改築をいたしましたので、18m<sup>2</sup>の増となったところでございます。

次に、185ページの物品でございますけれども、増減はございません。(3)の出資による権利につきましては、決算年度中に、先ほど申し上げましたとおり、滋賀県信用保証協会への出捐金として41万4,000円、新規に大阪湾広域臨海環境整備センター出資金として20万円を支出させていただきましたので、増となってございます。

ちょっと訂正をお願いしたいのですが、合計が41万4,000円で、保証協会の数字になってございますけれども、61万4,000円とご訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

次に、186ページをごらんいただきたいと思います。(4)の基金につきましてござりますけれども、財政調整基金等、9基金に預金利息など3億5,803万3,000円を積み立てをさせていただきましたもので、決算年度末現在高につきまして、土地開発基金を除きまして、48億9,765万6,000円でございます。土地開発基金につきましては、消防センター用地の買い戻し等により、現金で1億28万5,000円の増となり、土地といたしましては、3,136.45m<sup>2</sup>の減となっております。

(5)の有価証券でございますけれども、決算年度中の増減高をいたしまして、預金利子292円が増額となりまして、決算年度末の現在高につきましては24万4,816円となりました。

以上が、平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の状況ということで、説明とさせていただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)ここで、暫時休憩します。

休憩午前9時46分

再開午前10時00分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者。

○会計管理者(計吉志君)次、特別会計の歳入歳出額を説明させていただかたいと思います。

議案第65号、平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

別冊の「平成18年度特別会計歳入歳出決算書」の1ページをお願いしたいと思います。この特別会計につきましては、愛知・犬上郡各町の負担金によりまして運営をしておりまして、愛荘町が所在地の教育委員会ということで、派遣社会教育主事共同設置事業特別会計を持っておるものでございます。

歳入につきましては、2ページ、3ページにございまして、詳細は6ページ、7ページにございます。

まず、款、分担金および負担金でございますけれども、調定額、収入済額とも同額でございまして、157万1,277円、繰越金といたしまして3万1,141円、諸収入で46円、合計160万2,464円でございます。

歳出につきましては、次の4ページ、5ページでございまして、詳細は8ページ、9ページにございますが、社会教育主事の運営に要した経費でございます。

款、教育費、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額167万6,000円、支出済額160万2,464円、不用額7万3,536円でございます。

10ページをお願いしたいと思います。実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額160万2,464円、歳出総額160万2,464円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額でございまして、ゼロとなってございます。これにつきましては、18年度末をもって本制度が廃止されることとなり、この会計につきましても18年度限りで廃止というふうになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、議案第66号、平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるにつきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

それでは、11ページをお願いしたいと思います。この会計につきましては、住宅の新築等にかかる資金を対象地区住民に貸し付け、同和対策事業の円滑な推進に資することを目的といたしまして、宅地取得、住宅改修資金、住宅新築資金等の貸付償還事務、起債の償還等を行っているものでございます。現在では貸付事業は実施しておりませんので、貸付金の償還にかかる業務を行っているという会計でございます。

12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございます。詳細につきましては、16ページから19ページにございますので、よろしくお願ひしたいと思います。県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、合計いたしまして、歳入合計、調定額1,689万7,484円、収入済額1,613万1,587円、収入未済額76万5,897円となってございます。

次、14ページ、15ページの歳出でございます。詳細は20ページ、21ページにございますので、またごらんをいただきたいと思います。総務費、公債費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計、予算現額1,676万3,000円、支出済額1,610万6,506円でございまして、主な支出といたしましては、公債費で住宅新築資金等貸付事業債の償還元金および利子等でございます。不用額につきましては、65万6,494円でございます。

22ページをお願いしたいと思います。22ページ、実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額1,613万1,587円、歳出総額1,610万6,506円、歳入歳出差引額2万5,081円となりました。

23ページの財産に関する調書でございますが、決算年度中に減債基金24万2,000円を取り崩させていただきましたので、決算年度末の現在高は262万2,000円となったところでございます。

次に、議案第67号、平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

24ページをお願いしたいと思います。この会計につきましては、小集落地区改良事業用地および公共用地先行取得用地等の経費を支出させていただいているものでございます。

歳入につきましては、25ページ、26ページ、詳細は29ページ、30ページにございます。この会計につきましては、歳入につきましては、繰入金のみとなっておりまして、歳入合計、調定額、収入済額とも同額で557万6,255円でございます。

歳出につきましては、27、28ページ、詳細につきましては、31、32ページにございますけれども、関係土地改良区の賦課金、公債費によります公共用地先行取得事業債償還利子のみの支出となってございます。歳出合計につきましては、予算現額557万7,000円、支出済額557万6,255円、不用額745円となってございます。

33ページをお願いしたいと思います。実質収支に関する調書でございますけれども、ただいま説明させていただきましたように、歳入総額557万6,255円、歳出総額557万6,255円となりまして、歳入歳出差引額、実質収支額はゼロとなります。

34ページの財産に関する調書でございますけれども、これにつきましては増減はございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、議案第68号、平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることがありますて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

35ページをお願いしたいと思います。この国民宿舎の特別会計につきましては、金剛輪寺荘を設置条例に基づき設置しておりますて、建設資金の起債の償還用に会計を設けたものでございますけれども、平成12年度に起債の償還を終わっておりますけれども、近江鉄道との経営委託が継続しておりましたので、この会計を存続させていたというものでございます。特に、執行経費は事務経費となってございます。

歳入につきましては、36、37ページ、詳細につきましては、40ページ、41ページにございますけれども、収入につきましては、営業外収益ということで3,441円となってございます。

歳出につきましては、38、39ページ、詳細につきましては、42、43ページにございますけれども、国民宿舎事業費で3,441円を支出させていただいております。

44ページをお願いしたいと思います。44ページ、実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額3,441円、歳出総額3,441円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額でゼロとなりました。

なお、この会計につきましても、平成18年度末をもって廃止をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、議案第69号、平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

45ページをお願いしたいと思います。この会計でございますけれども、歳入につきましては、次の46、47ページにございます。詳細につきましては、50ページから59ページにございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

歳入でございますけれども、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、共同事業交付金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、合計をいたしまして、歳入合計でございますけれども、調定額15億2,629万7,982円、収入済額14億1,583万3,352円、不納欠損額578万4,279円、収入未済額1億4,68万351円でございまして、収入未済額のうち国民健康保険税の収入未済額につきましては、現年課税分で2,226万131円、滞納繰越分で7,933万3,109円でございます。不納欠損処分につきましては、外国出国、住所不定、不景気等によります収入減等々により90件を処理させていただきました。

次に、歳出でございますけれども、48、49ページにございます。詳細につきましては、60ページから69ページというふうになってございます。款、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、公債費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額14億1,354万6,000円、支出済額14億712万7,607円、不用額641万8,398円でございます。年度末の世帯数は3,220世帯、被保険者総数は6,746人となってございます。

次に、70ページをお願いしたいと思います。実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額14億1,583万3,352円、歳出総額14億712万7,607円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で870万5,745円でございます。

71ページの出資による権利でございますけれども、決算年度中の増減はございません。

次の基金でございますけれども、基金につきましては、1,971万9,000円を取り崩しあせていただきましたので、決算年度末の現在高につきましては、1億2,295万9,721円となりました。

次に、議案第70号、平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

72ページでございます。歳入につきましては、73、74ページ、詳細につきましては、77ページから80ページにございますけれども、款、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、合計をいたしまして、歳入総額は、調定額、収入済額とも同額で15億2,481万208円でございます。

歳出につきましては、次の75、76ページにございますように、この詳細につきましては、81ページから84ページございます。款、総務費、医療諸費、公債費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額15億2,448万円、支出済額15億1,782万8,161円、不用額665万1,839円でございます。

次に、85ページをお願いしたいと思います。実質収支に関する調書でございますけれども、今ほど説明いたしましたように、歳入総額15億2,481万208円、歳出総額15億1,782万8,161円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で698万2,047円でございます。

次に、議案第71号、平成18年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

86ページからでございます。歳入でございますけれども、87、88ページ、詳細につきましては、91ページから96ページにございます。款、分担金および負担金、使用料および手数料、国庫支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を合計いたしまして、歳入合計は、調定額15億2,719万2,370円、収入済額14億7,630万8,942円、収入未済額5,088万円3,428円でございます。詳細は91ページから96ページでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。収入未済額につきましては、受益者負担金、下水道使用料でございます。

次に、歳出でございますけれども、89、90ページで、詳細につきましては、103ページからとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。款、総務費、下水道事業費、公債費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額15億7,151万4,000円、支出済額14億5,339万8,391円、翌年度繰越額1億1,000万円、不用額811万5,609円となってございます。

103ページをお願いしたいと思います。実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額14億7,630万8,942円、歳出総額14億5,339万8,391円、歳入歳出差引額2,291万551円、翌年度へ繰り越すべき財源1,500万円を差し引きました実質収支額は791万551円となってございます。

104ページにあります財産に関する調書、出資による権利でございますけれども、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、議案第72号、平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

105ページからとなってございます。歳入でございますけれども、106ページ、107ページにございます。詳細につきましては、110ページから117ページにございますけれども、款、保険料、使用料および手数料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を合計いたしまして、歳入合計は、調定額8億7,136万712円、収入済額8億6,891万9,452円、不納欠損額34万2,800円、収入未済額209万8,460円でございます。不納欠損でございますけれども、対象者は14人となってございます。

歳出でございます。歳出108ページ、109ページにございます。詳細につきましては、118ページから131ページにございます。款、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金、予備費を合計いたしまして、歳出合計は、予算現額8億6,950万1,000円、支出済額8億5,200万7,737円、翌年度繰越額495万6,000円、不用額1,253万7,263円でございます。

132ページをお願いしたいと思います。実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額8億6,891万9,452円、歳出総額8億5,200万7,737円、歳入歳出差引額は1,691万1,715円、翌年度へ繰り越すべき財源410万円を差し引きました実質収支額につきましては、1,281万1,715円でございます。

133ページに財産に関する調書がございます。基金でございますけれども、介護保険給付準備基金で差し引き191万6,431円を取り崩しあせていただきましたので、決算年度末の現在高は8,390万6,432円となりました。

以上、特別会計の歳入歳出決算の概要をご説明を申し上げました。ご審議いただき、決算認定賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(珠久清次君)監査委員の報告を求めます。西澤久仁雄監査委員。

[4番西澤久仁雄君登壇]

○4番(西澤久仁雄君)監査報告をいたします。

平成18年度愛荘町一般会計ならびに各8特別会計の決算審査について、去る8月17日から23日までの延べ4日間にわたり行い、審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書および付属書類が関係法令で定める様式を基準として作成されているか、またその計数は正確であるかについて、関係諸帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

その結果、審査に付された各会計の決算書および付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数も正確であると認められた。

また、決算書の内容および予算の執行状況については、正確に行われているものと認めた。

審査結果の意見書は、8月31日付をもって町長に提出いたしました。その意見書をご報告させていただきます。

平成18年度愛荘町一般会計決算額は、歳入総額84億1,398万円、歳出総額81億8,458万円で、歳入歳出差引額は2億7,940万円となり、平成19年度の繰越事業に充てる繰越財源7,768万円を控除した実質収支が2億172万円となっている。

平成19年3月末における平成18年度決算数値を審査の結果、以下、財務上特筆すべき次の項目について決算審査の意見とする。

## 1. 地方債残高について

平成18年度一般会計および各特別会計の地方債残高合計は222億1,435万円であり、平成17年度末残高222億7,440万円と比べ6,005万円減少した。一般会計では、3,571万円減少し、特別会計の下水道事業債も2,434万円減少している。ちなみに、愛荘町の全住民2万67人で除した1人当たりの起債残高は110万円という高額になる。残念ながら、全起債残高の県内他市町との比較資料はないが、平成17年度決算における一般会計のみの資料によると、愛荘町の1人当たりの残高は、26市町中11番目に多い額であった。

下水道事業をはじめ今後さらに起債の必要な事業が見込まれる中、中長期的に見て、拘束性のある起債残高削減計画を立て、健全財政に向かわされることを要望する。

## 2. 公共工事の入札について

平成18年度は、従来の指名競争入札に加え、一部、一般競争入札が採用された結果、特に一般競争入札分においては1億9,618万円、その他指名競争入札や公募型入札、測量設計分など、合わせて全体で予定価格と比べ2億5,790万円少ない金額で契約となっていることは特筆すべき事項である。この額は予定価格との差額であるがため、必ずしも金額が節約できたとは言えないが、今後、さらに土木建設工事関係のみならず、すべての歳出面において歳出削減に向かい、業種間の不平等感を払拭し、健全財政に向かっていただきたい。

## 3. 収入未済額と不納欠損額について

例年、一般会計においては町税収入、また特別会計においては、国民健康保険事業や下水道事業、介護保険事業などの收受すべき金額の収入未済額の問題が指摘されてきた。

平成18年度は、一般会計において、町税未収額の収納に努力され、4,426万円の徴収がなされた。しかし、平成19年3月末では、一般会計で2億9,941万円、特別会計で1億5,842万円、合計4億5,783万円もの収入未済額がある。また、回収不納として、平成18年度中に不納欠損処理された金額は、一般会計で2,874万円、特別会計で612万円、合計3,486万円もの金額が不納欠損処理されている。収入未済や不納欠損処理を安易に行うのではなく、滞納処分等も視野に入れ、引き続き収入未済額の早期全額回収に努めていただきたい。

## 4. 行政サービスの原価について

近年、地方自治体においては、民間の経営概念を取り入れ、費用対効果が叫ばれている。これは、公営企業に関しての問題ではなく、すべての歳出に伴う住民サービスについても言えることであり、全所管においても従来の感覚から抜け出した新しい原価意識を持つことが大切である。

平成18年度全会計における人件費は、一般職181名と特別職を合わせ14億1,592万円であった。これ以外に、嘱託職員や臨時職員の77名分が加算されることになる。

今後、これらの経費節減とともに、早期に愛荘町における経営機能や外部監査機能の強化を進め、中長期的に持続可能な行政経営を行っていくことが不可欠である。そのためには、複式簿記や行政コスト計算の作成と行政評価システム等を導入され、行財政改革が推進されることを期待する。

## 5. 町民と職員の意識改革について

最後に、特に提案する事項として、右肩上がりの経済環境が終えんして財政事情がひっ迫した上、情報開示が急速に進み、住民側は行政に対しますます関心が高くなっている。全国の地方自治体には、財政再建団体予備軍が急増していると言われる今、もうこの辺で町民と職員とともに意識の大転換をする時が来ている。

そのための1つとして、各種補助金や負担金、そして委員会報酬などについて、いま一度ゼロから出発し、これらが本当になくてはならない歳出かどうか、この辺で抜本的に見直すことを提案したい。

特に、多くの委員さんは、行財政改革のために町民としてお互いに奉仕するという意識改革が必要である。そのためには、行政側が啓もう活動を開始すること。そして、まずこれからは町民と町職員が率先して意識改革と経費節約の範を示してほしい。

また、一方、本当に必要な歳出には、むしろ手厚く予算化すべきことは言うまでもない。愛荘町には、既に100人委員会や行財政改革検討委員会等が立ち上がっている。これをさらに発展、充実させ、町民と行政側が一体となっての一大プロジェクトを立ち上げ、行財政改革を推し進めていただきたい。

これこそ、全町民が納得する財政再建計画であると信じる。そして、物心両面において内外に誇れる愛荘町へ向けてまい進されることを期待し、決算審査の報告といたします。

○議長(珠久清次君)お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お詫びします。議事の都合により、9月19日から9月26日までの8日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、9月19日から9月26日までの8日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、9月27日午前9時です。よろしくお願ひいたします。

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する

▼ 移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成19年9月愛荘町議会定例会

4日目(平成19年9月27日)

開会:午前9時00分 閉会:午後3時12分

#### 議会日程

- 日程第 1 議案第64号 平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第65号 平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町、教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第66号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第67号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第68号 平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第69号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第70号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 8 議案第71号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 9 議案第72号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第9まで議事日程に同じ
- 追加日程第1 議案第73号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第2 意見書第1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書
- 追加日程第3 意見書第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書
- 追加日程第5 議提第 6号 議員派遣について

#### 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤タ仁雄

5番 河村善一  
6番 本田秀樹  
7番 小川 勇  
8番 久保田九右衛門  
9番 竹中秀夫  
10番 吉岡ゑみ子  
11番 森野榮次郎  
12番 小杉和子  
13番 潤 すみ江  
14番 水野清文  
15番 宇野義美  
16番 珠久清次

#### 欠席議員(0名)

なし

○議長(珠久清次君)ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(珠久清次君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長(珠久清次君)日程第1、議案第64号から日程第9、議案第72号までを一括議題とし、9月18日の議事を統けます。

#### ◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)最初に、議案第64号平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑は、お手元に配付しております決算質疑の順序により分割して行います。

なお、この議事日程の裏面に、順次ページ数を明示しております。この順序に応じまして進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

一般会計歳入全般10ページから53ページについての質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、潤君。

○13番(潤すみ江君)13番、潤すみ江。10ページの1町税のところの町民税のところについて質疑を行います。

個人の町民税のところですが、昨年6月に高齢者控除が廃止になったことによって、住民税の高齢者への値上げが行われたと思います。町民税の方は、決算の概要を見ますと、昨年より増加になっておりますが、この増加の原因は二つにあるのかどうか、答弁をお願いします。

そして、昨年の6月時点の税務課への、この税制の改革・変化による問い合わせなどの状況についても答弁をお願いします。

次に、同じ町税の固定資産税のところですが、平成18年度における固定資産税の同和減免額はいくらになっていたのかについて、答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者控除による影響でございますけれども、高齢者控除の廃止によりまして、約300名程度の方が控除を受けられなくなりまして、金額的には積算はできませんけれども、不明でございますけれども、若干、税に影響を及ぼしております。

それと、高齢者控除等におきます問い合わせでございますけれども、問い合わせは何件かございましたけれども、その分、どうかといって滞納をされるという方はございませんでした。一応、控除によって税額が増えましたけれども、その分、納付の方にはしていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

また、固定資産税における同和対策の減免でございますけれども、399名で約1,600万円の控除額になっておりますので、ご報告をさせていただきます。以上です。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑めりませんか。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。歳入全般ということですので、お尋ねいたします。

まず、今、固定資産税にかかる同和減免が質疑されたわけですけれども、同和減免の適用は、税条例の71条1項の4号の適用、「町長が認めた場合」で実施されていると思います。それでは、税条例の51条1項2号・71条1項1号、これの適用者はまずあるのかないのか。あれば何人あるのかということが1つです。

そして、同じく、次は個人市民税にかかるのですが、収入未済が多いわけですけれども、その中で、俗に言う高額所得者、どの分類で所管がどの程度把握をしているかということもあります。課税所得額が500万円以上というふうに、1つのラインとして答えていただけるなら答えていただきたいと思います。

そして、もう1つ、今も昨年の税制改革に伴って、その影響による未済が発生したことはないのかどうか。

そして、今後のことについて、主監にお尋ねいたします。財政健全化法という法律ができました。この法律は、来年度の予算執行後の決算を見て、この適用を行っていくと。この財政健全化法は非常に難しく、今後の行政運営にとても非常に注意を求められてくる。まず1つは、健全化判断比率というものが打ち出されています。それは、実質赤字比率、普通会計の実質赤字額に対して標準財政規模に対する比率を求める。加えて、連結実質赤字比率なるものを打ち出しています。これは前会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率ということらしいです。すべての会計ということになります。ということは、下水道会計等の公債費、そういうものも入ってきます。その上に立って、実質公債費比率、将来負担比率、こうしたものが加えられて、非常に来年度の予算について、そうしたことを見込んで執行をせざるを得ないであろうということになってきます。この点について、18年度決算ではありますけれども、そこから今、法ができるものの対処に対してどのような考え方を持っているのか、お尋ねしておきます。

本町においては、今のところ、こうした危惧する材料としてはないだろうとは思っていますが、見解だけは求めておきます。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午前9時09分

再開午前9時10分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)今ご質問をいただきました財政健全化法の関係でありますけれども、質問い合わせましたように、4つの指標につきましては、本来ですと普通会計の決算をいたします。下水道会計などの企業会計は含まれないということになっておりまして、連結の指標というようなことで、下水道会計における起債の償還に充てる一般会計からの繰出金が含まれるというようなことで、財政規模に対する指標を求めるというようなことになってございます。それが、最終的に実質公債費比率というようなものになってまいります。

このいろいろな4つの指標を全国の自治体がすべて公表をしなければならないというようなことになってございます。現状では、18年度の数値がまだ全部公開されていないというような状況でございまして、公開された時点におきまして、全国それから県内、本町の位置というようなものにつきまして、またご報告をさせていただきたいと思います。

現状では、平成18年度決算における実質公債費比率、この県内の状況というものは、既に把握させていただいている。

県内の状況でありますけれども、この実質公債費比率25%以上につきましては、地方債の制限を受ける団体というようなことになってまいりまして、簡単には地方債が借りないと、借金ができないというようなことになってまいります。

また、18%以上になりますと、地方債の許可団体というようなことで、許可をいただかないと借り入れができるないというようなことで、県内では4団体が該当いたしております。

18%以下につきましては、従来と同じように、協議をして地方債の借り入れができるというようなことになってございます。

実質公債費比率は、過去3か年間の平均の指標を公表するというようなことになってございまして、本町における18年度決算における実質公債費比率と言いますと13.7%でございまして、県下で上位から5番目の位置にいたしております。

ちなみに、3か年平均の単年度を申し上げますと、平成16年度、これいは旧町でありますけれども、旧町の2町で試算いたしましたと、16.96%でございます。平成17年度が12.87%、18年度単年度が11.46%というようなことで、年々改善をしているような状況でございまして、この3か年平均をいたしまして、13.7%というような状況になってございます。

これは、夕張市を発端といったしまして、起債の借り入れの乱発を防ぐというようなことで、そういう指標を公表しながら

財政の健全化に努め、次年度以降の借り入れを抑制しながら事業を進めていくということになってございます。今後も健全なこういう指標を保って進めていきたいなど考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長(珠久清次君)税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

税条例51条の1項でございますけれども、町民税の減免でございますけれども、51条1項につきましては該当者がございません。そして、71条の1項でございますけれども、これにつきましては固定資産税の減免ということでござりますけれども、生活保護世帯が7世帯ございますので、7件の方が該当いたしております。

また、個人住民税の収入未済額の高額所得者の滞納でございますけれども、500万円以上の滞納者につきましては1件ございますが、分納制約によりまして、毎月納入をしていただいているのが現状でございます。

また、税制改正による未済の発生でございますけれども、18年度につきましては、定率減税の廃止、それと非課税から65歳以上のものを廃止、これは順次廃止をしていくものでございます。また、老年者控除の廃止でございます。それらの未納の影響でございますけれども、現在こちらの方では把握しておりませんので、大変申し訳ございませんけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。では、固定資産税と町民税の関係で言いますと、今、同和減免額が1,600万円、51条1項2号については、著しくその年度において収入がなくなったり激変が生じたというのがこの51条1項2号です。

当然、申請をもってやるわけですが、今我々が見ている、また相談を受けている限りでは、かなりこの事案が生じてきているということで、当然この条項に基づいて処理がなされるものと推察します。

今ここで尋ねしたいのは、51条1項2号について、それぞれ申請があれば速やかに受理ができる、当然それは要件を満たしたという前提がありますが、要件を満たせれば当然この適用を行うということを、ここで答弁をしていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

税条例51条の1号ならびに2号でございますけれども、当然条例上、生活保護の規定による保護を受ける者、あるいは、当該年度において所得が皆無となるため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認める者については、もちろん申請があれば減免の対象になってくると考えております。

○議長(珠久清次君)13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。歳入について、あと2点ほど質疑をさせていただきます。

14ページの9地方交付税のところです。1.地方交付税ですが、合併した直後の決算でありますので、この地方交付税が合併特例法の規定による地方交付税の算定となっていたのかどうかについて、答弁をお願いします。

そして、あと52ページです。町債のところで、備考の53ページになりますけれども、合併特例債ですが、どの事業にこの18年度は合併特例債を使われたのかということについて、答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)まず、交付税の関係でございますが、これにつきましては、単町ずつの交付税は保障されるものでございますので、合併により両方の一本算定という形ではなく、両方の交付税を算定したものを足したという形で保障されたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午前9時21分

再開午前9時22分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)合併特例債の関係でありますけれども、対象事業につきましては、消防センター、それから秦荘西小学校、愛知中学校、それから秦荘スポーツセンター、ふれ愛スポーツ公園の照明、これらが関係をいたしております。中学校につきましてはコンピュータ教室、それから秦荘スポーツセンターにつきましては耐震補強の関係、そういうものに充てさせていただいたところでございます。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君) 次に、歳出の議会費54ページから総務費81ページまでの質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君) 1番、辰己。まず、54ページと56ページ、特に56ページになろうかとは思います。交際費についてですけれども、皆さんもご存じのように、つい先日執行されましたあるまちの選挙において、町長交際費を使ってという云々がございました。それで、当然わがまちこはそういう状況はないわけですけれども、ただその交際支出の中で酒席、当然どうしようもやむ得ないという場もあるわけですけれども、酒席の場に支出があるのかないのかというのが、まず1つです。

そして、64ページの企画費の負担金で、まず1つが、産業立地が条例としては本年にしているわけです。ここには産業立地推進協議会負担金という形があがっていますので、それに関連して質疑をさせていただきます。

ただ産業立地という観点でいきますと、単に企業誘致というものではなくて、皆さんも当然その部分では努力されている、各分野にわたってのまちづくりですね。まちづくりそのものが、先の一般質問でも、住民の醸成に基づいたいろいろなイベント、いろいろな地域に即した事業、こういうものが醸成されてこそ本当の根付いたイベントなり、いろいろなものが培っていくということが答弁の中でも出ています。まさにそのとおりだと思うのです。

そして、そういう点で本当にまずはまちづくり、この地域をどうしていくのかという知恵、そういうものを出し合うことがまず大事で、それが醸成すればおのずとして、産業の立地、産業と言うか経済と言うか、そういうものがどんどんとそれに結びつき、そこには一定のそれを核としたまちがつくられていく。そんな理屈はどうでもいいわけですけれども、それで、基本的なところを私はまず抑えて、行政執行・運営をやっていただきたいということで述べているだけです。特に、今この点に関して聞きたいのは、本年条例をつくったわけですが、地元の雇用ということが言われています。あの条例に基づいた、示された企業で、地元雇用がどれほどあるのか、比率でも結構です。ある程度把握されているだろうという、シミュレーションで出てきた企業の地元雇用です。それはお尋ねをしておきたいというふうに、まず産業立地についてはそれをお尋ねしておきます。

もう1つ、(仮称)湖東三山インターチェンジについて。これについても、まず採算性については当然、将来的には求められてくると思います。私たちへの説明では、4か所のゲートがつくられるわけです。ということは、人員はその点4か所全体を管理しなければならない1名を合わせて5人、交替制を考えて15人体制をとらざるを得ないんだろう。ということは、15人の下請け企業がそこを管理するにおいても、結果としては、その採算性で中途がつかなければ地元負担に変わるというのが一般質問の趣旨であったわけですが、そこはすべて協議もされていないということですので、答えていただけませんと。

だから、そうした4か所のゲートをつくるということが、どれほどの課題になるのかということが出てくるというのをご存じなのかどうか。そこを求めるされているのは、そこを利用する車両数がおのずとして割れてくるのですよと。だから、二次的ないいろいろな問題を言っている前に、先にインターチェンジの持っているデメリット、そのことをまず考えるべきではないのかということを私は述べたいし、また、その点でどのように考えているのか答弁をいただきたい。

次に、びわこ京阪奈(仮称)鉄道整備事業負担金、64ページの同じ項の節のところにあるわけですが、これに関して、先日非常に不幸な出来事が起こりました。特に、鉄道の事故はつい最近も起こっています。そこで踏切が改善される。事故が起これば改善される。しかも、今回の踏切事故は、警報機が鳴っていないかったという決定的な欠陥が生じていたということです。

ですから、こうしたびわこ京阪奈(仮称)鉄道整備事業負担金なり、もしくは期成同盟会、こういう場所でわがまちの鉄道に対する協議の場があるのかないのか。また、今日までそうした安全対策を求めてきたのかどうか。市地先にあります踏切、あそこもまた事故が起こって改修もしくは改善、こうしたことになるのかどうかと。あそこも非常に危険な踏切になっています。数か所そういう踏切があろうかと思います。その点で、鉄道会社とそうした安全対策についての協議、もしくは要求といったことを行われているのかどうか、答弁をいただいておきます。

○議長(珠久清次君) 総務課長。

○総務課長(山田清孝君) まず、交際費の関係についてお答えさせていただきます。

酒席の関係でございますが、そういったものに関しては、原則町長の個人負担というような形でさせてもらっておりますので、公債費の方については、そういったものを差し控えるようにいたしております。

○議長(珠久清次君) 総務主監。

○総務主監(細江新市君) 今ご質問をいただいた中の、近江鉄道の踏切の関係でありますけれども、非常に残念なことに不幸な事故が発生いたしました。この事故につきましては、早速、近江鉄道の方から状況報告というようなことで、こちらの方へ見えられました。そういう中でも、一定、町といたしましての要望につきましては、口頭で指示をさせていただいたところでございます。

それと、ご存じのように、ここ数年前に川久保地先の宇曽川のところの、あそこも遮断機がございませんけれども、あそこで死亡事故がございました。その時におきましても、書面でもってそれぞれ踏切箇所の点検、あるいは事故防止につきましての改善策というものを、要望書をもって提出をいたしております。

それ以降、いろいろな点検をされておったわけですけれども、鳴らなかつたというようなことで、故障していたというようなことでございます。早速、点検あるいは整備をしていただくように、もう一度改めて書面でもって要望書を提出させていただくということになっておりまして、近日中に要望書の提出をすることになってございます。

そういうことで、事故があった時にそういうことをしておりますけれども、強くこの安全策につきましては、町の方からも要望をしていきたいなということを思っておりますので、またよろしくお願ひを申し上げたいと思います。以上です。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)産業立地推進協議会の関係につきまして、企業の地元雇用のご質問でございますけれども、当然、行政いたしましては、立地している企業さんに対しまして地元の優先的な雇用をお願いするものでございまして、今日までそういう方向で企業にはお願ひしております。

しかしながら、企業は広く雇用は求めるものでございまして、その辺の関係で、どれだけ地元の方が雇用されているかというような数値そのものはつかんでおりませんので、答弁そのものができないものでございますので、よろしくお願ひいたします。

また、インターチェンジの設置につきましては、ETC専用のゲートを議員のご質問のとおり設置するわけでございます。それに対しまして、当然、交替制でそれの管理にあたっていただくわけでございますけれども、当然のことながら、数名の方が、3人ないし4人の方が24時間体制で管理をいただくということでございます。

当然、そこに通過いたします台数1,200台というものを見込む中で数値計算をいたしまして、費用対効果も出しているわけでございまして、県の方ともいろいろ協議している中では、費用対効果は1以上であるということで聞いておりますので、その辺のことはクリアできるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

ひわこ京阪奈線の関係で、安全対策につきましては、当然、幹事会等で十分な協議をいたしておりますし、本線が通っております老朽化しているところ、安全対策でしなければならないもの、そういうものにつきましては、こうした費用に基づいて設置し、改修をしているものでございます。

当然、今後も引き続きまして、そういう安全対策につきましては協議し、推進していただくようにお願いをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。64と65ページになるのですが、総務費の総務管理費の企画費において質疑をいたします。

節の19負担金補助及び交付金のところですけれども、65ページです。まず2点ほどしますが、1点目については、その負担金補助及び交付金の先ほども質問がありましたけれども、(仮称)湖東三山インターチェンジ建設促進期成同盟会負担金にかかるでです。私は、町民の目線から見てどうなのかというところについて申し上げたいのですけれども、昨年、100人委員会の産業建設部会を傍聴させていただいた時、インターチェンジがスマートインターであること、ETC専用であることとか、一旦停止に入る時や出る時にしなければならないということなど説明されましたけれども、委員さんが説明されたのかもわかりませんけれども、そういう中で大きなよめきが起こり、それは知らなかつたということで、そういうものかということで言われておりましたのを思い出していますけれども、こういうことで、このような現状、(仮称)湖東三山インターチェンジがスマートインターであるとか、ETC専用だったら、普通のインターだったら止まらなくて済むというのが大きな利点になるわけですけれども、一旦停止しなければならないということとかを、町民さんはどのように把握しておられるのか。それについての啓発などされているのかどうかについての見解をお願いしたい。

このインターチェンジについて、町民さんの思いに叶ったものであるのかどうかということについて、それは秦荘の時がどうだったのか私は存じ上げていませんけれども、愛荘町となって、町民さんの思いがこのインターチェンジの設置にあるのかどうかというところについて、行政として町民の方に対しての意見の收集など、どのようにされておられるのかどうかということについて、そして、町民の方が必要なのだということを多数言われているのかどうかということについて答弁をお願いしたいと思います。

もう1点については、同じページですけれども、これは委託料の愛荘町総合計画策定業務委託料、また28編出金の土地所得造成事業特別会計繰出金にかかるで、その両方にかかるでですけれども、土地取得造成事業特別会計繰出金は、おおよそが川久保の東部公園用地の償還利子ということになっております。特別会計に入りますと、

そのように出されております。

この川久保の東部公園の用地ですけれども、2年半ほどそのままの状態ということで、やはりそこを通られた方とか町民の方とか、これはいつまでこのままなのだということで、よくご意見をお聞きしております。それについては、町有地の検討委員会なので協議をしてということを聞いておりますけれども、これは合併前の話では、都市計画法の公園の網をはずすためにはかなりの年月がかかるということをお聞きしているわけですけれども、今もこのようにしなければ、ほかの目的に使えないのかどうかということについて、県の指導があってそういうふうに言われていたわけですけれども、みどりの基本計画というものをつくって、公園の用地をほかに移したら、その場所には網がはずれて何でも使えるようになるということを、私たちは愛知川町の時代に説明を受けたわけです。

そういうところにおいて、今はどのような説明になるのか。同じようなことをしないと、やはり別ものは建てられないのか。それでしたら、今後も何年か要すると思いますので、これをどういうふうにしていくのかどうかということについて、答弁をお願いします。

そして、これが本当に合併時の重要な問題点であったかと思いますので、本当にいろいろな協議もされているだろうと思いますけれども、やはり町民の意志に沿った形で、その場所に何をつくるかとか、どう使うかということをしていくということもありましたので、町民との思いの関係について、そういうアンケートなどなど、これから今後どのようにされるのか。そして、総合計画の中に、その位置づけを抑えられるのか、盛り込まれていわれるのかどうかということについても、答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今、質問のあった中で、一番最後にいただいた川久保地先の土地の関係でございます。これにつきましては、先般、全員協議会におきましても、町の財産につきまして一定の整理ができましたので、その概略を説明させていただきました。

その時に申し上げておりましたように、町有地の有効活用検討委員会というものを立ち上げさせていただいて、町の持っている遊休資産、また今ご指摘いただいた川久保地先の土地も含めてありますけれども、その有効活用について、この検討委員会で検討をいただくというようなことを考えております。

この検討委員会につきましては、住民の参画をいただくというような中で、現状では募集をさせていただいてというような考え方を持っておりまして、予算的には、12月議会ぐらいに補正でもって、その設置の費用について計上させていただきたいなということを考えております。

この川久保地先の土地につきましては、合併の時に両旧町におきまして覚書を交わされております。新町の住民が望まれる有効活用というようなことになってございますので、アンケートにつきましては、どのようにさせていただくかということはまだ決めておりませんけれども、皆さんの同意をいただくというようなことで、住民に望まれる有効活用を図ってまいりたいというようなことを思っております。

また、総合計画の位置づけでありますけれども、これにつきましては、公共施設というような考え方を持たせていただいております。

それから、都市計画の網がかかっているという関係で、なかなか土地につきましては思うように使用ができないというようなことでございました。これにつきましては、一定権限移譲がございまして、今まででは県の許可をいただかなければ、網をはずして使用ができないというようなことでありましたけれども、これにつきましては、町の都市計画審議会において、そういう手続きが町独自でさせていただけるというようなことで、いろいろな手続きにつきましては、先般も町長と県の都市計画課の方へまいりまして協議をさせていただいたところでございます。

今年度・来年度にかけまして、都市計画マスタープランという策定業務に取り掛かります。これは最終、都市計画審議会にかけさせていただくということになります。その都市計画マスタープランの中でも、どのような土地というようなことで有効活用も一定示さなければならないということを思っておりますし、併せて、みどりの基本計画も策定しながら、網をはずさせていただいて有効活用を図ってまいりたいというようなことを考えております。

従前、合併時に思っておりました、数年かかるであろうというような計画でありますけれども、そう長くはかかるないだろうというようなことで、できましたら21年度から何らかの形で触れるといいかなというようなことで思っておりますので、できる限り早い段階で有効活用を図っていきたいなと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)インターチェンジにかかる町民の皆さんのはどうかというご質問に対しましてですが、このインターチェンジは、合併前の旧秦荘町時代から話が出ましたのは大よそ30年前、そして、県などが国に要望し出したましたが20年前ぐらいです。それぐらい前からこのインターチェンジは、旧秦荘町民の願いとしても非常に熱いも

のかございました。

そしてまた、これは今も企業からよくお聞きするのですけれども、20年前にここにインターができるということで我々はここへ立地してきたのに、いまだにできないという思いも非常に多くございます。これは、単に産業道路というだけではなくに、今はもう生活道路的な利用の仕方もどんどん変化しております。ご覧のとおり、ETCができまして、通勤・通学に使える道路として、いろいろな減免措置も講じておりますし、それでもって通勤しておられる人も私は知っています。また、龍谷大学とか立命館大学へ通っている学生も知っております。そのように、住民の皆さんにとっても身近などこにこの道路ができるということは、非常に利便性が高まる。これから若い人たち、子や孫たちにどんな社会資本が残せるのか、こういうふうに考えますと、この地域にとって、あのインターチェンジは絶対なければならぬものというふうに私は確信をしているところでございます。

また、産業面が非常にクローズアップしてきて、そちらの方の点でいろいろと議論があるかと思いますけれども、この滋賀県の県民所得は、今全国で3位か4位と言われています。1位は東京都、2位は愛知県、3位は神奈川県と滋賀県が行ったりきたりしている。いずれにしましても、非常に1人当たりの県民所得が高いところです。その中には企業所得が入っているから高いわけありますけれども、これはなぜ滋賀県がそんなに上位にあるのかということを、いつかNHKで特集しておりました。その原因は、やはりインターチェンジだと。東京をはじめとして県下には8つぐらいのインターチェンジがあると思いますけれども、インターチェンジを核にして内陸型の工業地域を形成した。それによって雇用が拡大し、所得が伸びてきた。そういうふうに常識として言われているのです。

こういうことを見ましても、やはり彦根・八日市間は非常に間隔の長いところに、いろいろなポテンシャルを秘めたこの土地ですね、やはり利用価値の高い、そして将来の住民にとって夢と希望が持てる地域をつくっていくためには、絶対に必要なものだと私は確信しておりますし、合併協議の中でもインターチェンジ構想は大きくクローズアップされております。

また、町民のアンケートも、総合計画策定前にアンケートをとったと思いますけれども、もちろん福祉や医療に対する住民の期待は高いわけですけれども、この中でも、インターチェンジに対する期待は非常に高いものがあったと記憶しております。そういうことでありますから、これは将来に残す財産として、ぜひとも設置をがんばっていきたいと考えているところでございます。ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑はありませんか。10番、吉岡君。

○10番(吉岡ゑみ子君)街路灯・防犯灯について、総務課長に確認をしたいのです。この決算概要の8ページでしかれども、その一番下の方に課題としまして、ずっと読ませていただきますと、その一番下の行に、1回に10か所以上の作業を依頼するので、即時対応は困難であるという、今後の課題というのにあがっておりますけれども、前回私が聞かせてもらった答弁と差があると思いますので、それを確認のために聞かせていただきたいのですけれども、よろしく願いします。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)先の一般質問等でお答えさせていただいたとおり、この時の概要の時にはこういった状況の課題を持っていたわけでございますが、先の答弁で申し上げていましたとおり、連絡いただいた概ね1週間ないし10日前後には処理できるように、秦荘サービス室、それから愛知川庁舎の総務課の方には、受付処理簿を準備させていただいて、連絡いただいて、すぐ処理ができるように体制を整えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)ないようですので、これで議会費から総務費の質疑を終わります。暫時休憩します。

休憩午前9時54分

再開午前10時05分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、民生費80ページから衛生費109ページまでの質疑に入ります。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。90ページの、目でいけば障害福祉費についてですけれども、障害者福祉計画というものが出ております。当然、この18年度につくってということになるわけで、でも、この福祉計画の中のはじめ書きのところに書いてあるわけですが、障がいのある子ども一人ひとりの個性を尊重した保育・教育の充実と、雇用・就職の機会や場の拡充など、日中活動支援を推進する。また、③では、移動・外出支援の充実を図る。こうした理念が書

かれているわけです。その上に立って、施策の方向としてその計画書の23ページには、具体的に応援すると、同じようなことが当然書かれているわけです。

私がここで言いたいのは、こうした福祉計画、当然18年度の実績があるわけですから、その上に立って愛荘町での障がい福祉がどうあるべきかというのは自ずとして反映されていると思うのです。

特に大事にしていかなければならないのは、やはり子どもたちの向学心、障がいを持っていても、もっと多くの知識を得たい、これは非常に大事なことで、この理念からも個性を伸ばすということからも言えるわけです。

私は、具体的なうした18年度の取り組み等から考え、答弁をいただくわけですが、やはり再度、旧の秦荘町で自主されていた障がい者の就学支援・交通支援、そうしたものを本当に取り入れて、対象人員は、申し訳ないのですが、わずかなのです。それをやはりやることが福祉のことだし、特にこの計画書の中に合っている、そこに合致する、自分の個性を伸ばしたい、向学したい。しかし、こうした応援がないという現実がありますので、私は旧の秦荘町の施策を本当にもう一度復活させるということを正面に検討していただけないかということで、質疑を行っておきます。まず、見解を求めておきます。

特に、今こうした理念や具体的な方向性にも出ているのですが、移動支援の一層の充実を図るということがしっかりと書いてあるわけです。となると、今行っているタクシー助成、またバス・鉄道の助成券、そしてガソリンの助成、こうしたもののが移動の支援として取り組まれています。

でも、実際は、その概要から見れば72人・853枚、タクシー券の助成、そしてバス・鉄道では10人・210枚が使用、ガソリンは98人・73枚を使用という実績が書かれています。では、これは対象人員から言えば何割になるのか。では、その何割の方がこれを活用し、もしくは活用比率ですね。なかなかこれは、私は人員でいいというのが本音なのですが、対象人員の使い方、もう1つは使われ方、では使われ方が少ないとなると、やはりどう使いやすくするのかということが、この福祉計画の理念からも、また施策の方向、具体化のところでも指摘があるわけですから、そこまで18年度実績を分析しているかどうか。その18年度実績をどのように解析をしているのか。そこを答弁いただきます。

次に104ページ、環境衛生費にかかわっていくつかお尋ねします。ごみ処理方法として、今まで固体燃料化してきたわけです。いよいよ耐用年数でもっと広域対応をしていくという方向が出されているわけですが、この点についても、ごみの固体化がこのシステムそのもの、要するに処理方法が問題があると考えているのかどうか。要するに、耐用年数がきましたので、建て替えと同時に今の広域化にしていきます。

今度は、焼却施設なのです。今は固体化をしてきた。次は焼却するのです。この変化をどのように認識、考え方を持って取り組んでいるのかということを答弁いただきたい。

そして、家電リサイクル法に基づいた18年度の実績と課題です。この法がなかなかスムーズに現実の成果の中で、不法投棄とか起こっているわけですから、実際問題、どうであるのかということの行政として分析をしているのか。

次に、水質検査について。施策の概要では、「汚染範囲が拡大している」とくくっています。では、この拡大防止策等々、今後の対策はどのように考えておられるのか。ダイオキシン調査についても同じです。土壤・地下水をそれぞれ10ヶ所の分析調査をしたと、それで何がわかつてきたのか。このことが公表されるべきで、また特にリバースセンターの周辺でのこうした問題はないのかどうか。ここは調査対象に入っているのかどうか。当然、その立地場所から本町が云々ということの、これは広域対応にしているのかもわかりません。ですから、この概要の中には入ってこないと。

ただ、非常に注意をしなければならないのは、秦荘地区の5ヶ所等の井戸水の中には問題がなかったというような記述があるわけですが、10ヶ所ですから、ではあとの5ヶ所はどこの地域を行って、どういう結果が出ているのか。要するに、概要の中に記述がないということは、何か問題が生じているのか。ということで、それぞれの調査および分析について公表を求めます。

○議長(珠久清次君)町長。

○町長(村西俊雄君)一番最初にご質問の、現在、愛荘地域の燃えるごみについては、リバースセンターにおいて、固体化にして燃料として提供するということで処理をしているところでございます。

これの将来見通し等についてのご質問かと思いますけれども、当時はですね

、このやり方がこれから新しい処理方法として、有効利用をしていくという面からも、単純に燃やしてしまう、灰にしてしまうということよりもいいのではないかということで、各地で取り組まれた処理方法であります。

ところが、今日に至ってまいりますと、その固体化した燃料の使い道が段々と細くなってまいりました。これは、1つは大きな企業のボイラーにそれを利用されていたという時期が一時期あったのですけれども、最近、非常に燃料が高騰している中においても、これを使うというところが非常に減ってきたということから、もう本当に今、ごく一部

の企業が使っているにすぎないということになって、本当に遠いところまで運んで、辛うじて固形燃料を使っていただいているということになっております。有効利用は有効利用なのですけれども、運搬費が相当高騰してきていると、果して、これで将来、今の処理方法で継続できるのかどうかという不安を抱えたままきているわけでございます。

現在リバースセンターの有効期限もございますけれども、今ある間は、これを活用していく。そして、今後の方向として、今、彦根も含めた広域事業として、いろいろな取り組みがなされているようありますけれども、これは私どもも、まだ正式にはその議論のそとに上がっておりませんので、詳細については申し上げられないのですけれども、これからは元の焼却に戻って、しかし焼却というよりも、それを減量化するということから、溶融化というのが今の新しい処理方法としてあちこちで行われつつあるわけであります。

こういった方向への流れがございますけれども、当面は、今のリバースセンターでの固形化燃料を何とか精一杯もたせていただきたい。次は、その新しい方策への乗り換えも模索しながら対応をしていかなければならないと認識している次第でございます。

○議長(珠久清次君)環境対策室長。

○環境対策室長(藤野総五郎君)それでは、まず家電リサイクル法の関係についての質問に対してご説明をさせていただきたいと思います。

事業概要のところに、不法投棄されたテレビ28台・冷蔵庫11台・洗濯機7台という形で、18年度、不法投棄として処理させていただきました。

先ほどの質問にありましたように、家電リサイクル法そのものが、有料という形の中での処理という形になっております。不法投棄の対応を今、不法投棄監視員なり警察、そして美化推進委員さんを通じまして、不法投棄の廃絶を目指してがんばっているところでございます。

国の方では、家電リサイクル法の実際の内容が検討されておりますので、それについては見解は差し控えさせていただきたいと思いますけれども、現状としては、不法投棄の監視を強化して努めていきたいというぐあいに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、水質検査の関係でございます。先ほど質問がございましたように、平成2年以降、旧の愛知川町内でテトラクロロエチレンが多く出ました。県の基準が0.01という形の中で、県とそして町が区域を決めさせていただいて監視活動を進めてまいりましたわけでございます。

現状としては、先ほどご案内がありましたように、4か所調査した結果が出ているわけなのですけれども、現状としては、少なくなってきたというというのが現状です。範囲は広がっているわけなのですけれども、現状としては、一番濃かった部分のところから少なくなってきているというのが現状でございます。

基本的には、この原因となるのは、それぞれの企業が持っているテトラクロロエチレン系統の物質を使っている企業をチェックさせていただいた中で企業指導を図っておりますので、これ以上、テトラクロロエチレンが多くなるということはないという具合に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、ダイオキシンの関係でございますけれども、現状としては、全国のそういうダイオキシンの調査結果の内容よりも低い状態で推移しておりますので、ご心配いただくことはないという具合に考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、2点についてお答えいたしました。よろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)議員ご質問の子どもたちの向上心、就学援助事業が大切であるというようなことでございます。これにつきましては、養護学校への通学に対しまして、在宅重度障害児通学援助費ということで、町内のバスステーションに4人通っておられますし、直接送迎をされておられる方1名に対しまして支援をさせていただいております。

そして、障がい者の社会参加促進助成事業のタクシー、それにバス・鉄道運賃、自動車燃料費等の関係につきましては、前年度に比べまして使用実績はかなり上がっておりますが、先ほどご質問の人数割合につきましては把握ができおりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。まず、障害者福祉費について。私は、向学心がある障がいを持っている人、そういうふうに言っているのです。今、こういう取り組みをしている。では、この福祉計画は当然この19年度に、それは18年度の今までの実績に基づいて、愛荘町で何を取り組むべきかということが書いてあるはずなのです。だから決算に取り上げさせてもらっているのです。

では大学、もしくは養護学校に通っている子どもたちは、確かにバスステーションがあったり、でも、それ以上言わな

くてもいいと思つのですか、高校に行くのに公的手段を使わざるを得ない子どももいるわけです。そつした人たちが、結局は家族の支援なしにはできないのです。逆に、その子どもの向学心を支えるのに、多大な費用とエネルギーを使って我が子を育てていく、この現状があるわけです。ですから、旧の秦荘町も施策はそこに手を差し伸べた。だから、私は大学に行く子どもについても、当然、大学院とかなればなおさらですし、どんどんと向上心のある子どもについては支援をする。だから、今取り組んでいるところはわかるわけですが、そこの枠だけで見てはだめだと。障がい福祉ですから。ですから、再度お聞きします。

そして、利用数が上がっているということについては結構なことなのですが、当然分析がされていない。分析がされていてなくて計画書ができるはずがないのだけれども、当然分析があるのです。だから、そこをもう少し突っ込んだ分析がされていないことが明らかになった。再度分析をされるように。

環境衛生費について。町長は、当然その将来的なことと言っているのですが、私は将来的なことを言うために、今の固形燃料化をどのように把握しているのか。町長の言葉は、有効利用として出発されたのだと。それはそうなのですよ。その当時はなのです。では、これから進めようというものが決していいのかどうか。これは、すべてのものを投入しようという計画なのです。

やはり、一番すべてのところでも、家電リサイクル法でも同じです。結局は、末端の我々の住民に町民に、その処理のできない、しつこい状況を押し付けているのだということです。この固形燃料のごみ処理についても、結局は末端の地方自治に全部しわ寄せがくる。そのしわ寄せは同時に、託している町民に来ているという、それに振り回されている現状があるのです。理念は、ごみについては、まずわがまちのごみはわがまちが処分をする。そこから何が必要なのかをしていかないと、また次の将来的な処理方法が、今でも問題が起こっているわけですから、近くにある炉でも、一定の管理をするまでは、表に出なかったけれども、同時に、管理期間が終わったらすぐに問題が起ったという事案が現実にあるわけです。

ですから、この湖東広域は、あまり言葉を発すると言うのか、意見を述べる場がないというふうには聞いています。でも、研究はできるはずです。何が必要なのか。やはり、リサイクル法そのものを、私は昨年でしたか、一般質問等でも言っているのですが、まずそういう原点に立ったところから出発しないと、要するに企業責任も含めた考え方を持たないと、家電リサイクルも結果としては機能しない。こうした問題、末端で問題を起こしていることがあります。そういう点では今言っているのは、再度言っているのは、そういう点での観点で、再度どういう認識を持たれるかというので質疑をしています。

次に、水質検査ですが、企業の排液によると。では、根っこを絶つしかないわけで、そこでの処理です。非常にその指導をしているということ相まって、濃度は薄まった。採出の比率は薄まったのだけれども、範囲が広がっているということはまた別物で、ではそれは、濃度は変わらないのだけれども、広まったために採出基準が、検出度が低くなっているのか。その因果関係は非常にどうなのかという心配があります。

そして、ダイオキシンの問題でも、もう少し詳細公表ではないというふうに思います。心配すべきではないというのは、基準を超えないから心配しないという問題ではなくて、やはりどこに原因があるのかということの追及が必要であって、それをどう最小限まで抑えるか。当然、体内に堆積すれば問題が起こるし、アスベストの問題でも大きな社会問題になるわけですから、堆積してくれば、体内での蓄積になれば。だから、基準以下だから安心だという問題ではない。やはり、どう対処していくかということの方が大事であって、その点で私はダイオキシンについては、もう少し他の10ヶ所、それぞれ概要では土壌・地下水、それぞれ10ヶ所と書いてあるのです。公表は云々と書いてあるだけで、その点で、もう少し詳細の公表がいただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)環境対策室長。

○環境対策室長(藤野綱五郎君)溶融炉の関係でございますけれども、事業の概要の中に、湖東広域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会という組織がございます。先ほど町長からご説明がありました。まだ正式に溶融炉という形での確定はしておりませんけれども、いろいろな施設を監視しながら、最も適性で、そして他の地域に害をおよぼさない形での対応を、施設をつくってもらいたい、検討してもらいたいというふうに、その協議会の中で検討してもらいたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

もう1点、これは国の方と一緒になのですから、ごみのリサイクルの伸展を図っていくのが最もベターである。元に戻す、ごみでなくて資源として再利用していく方法を、ごみとするよりも資源として考えていく方向を打ち出していきたい。この協議会の中でも、その部分については十分議論してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

水質検査の方でございますけれども、はっきり言いまして、地下水ですので、どこの部分でどうなっているのかということは、はっきり言えない状況であります。しかし、範囲を特定していく、範囲が広がっていく、それが薄まっていくとい

より、よることは、言葉を少し言ひたいけれども、実際の実体化がいくつあるかといふことを確認したいと思いますし、地下水を飲まない形で煮沸していただくと、その利用はできるわけでございますので、その分での啓発を深めてまいりたいという具合に考えております。

ダイオキシンの問題なのですけれども、先ほどご説明があったように、土地と水、しかし、これは焼却がある工場なり、そこら辺の周辺を中心的に採取していくというのが本来の目的でございまして、現在その部分については、今までの野焼きとか、いろいろな工場で焼かれた部分、その周辺を主に限定させていただいて、調査させていただいているということでございますので、その点ご理解いただきたいと思いますし、先ほど、どの基準でいくかという部分では、やはり国の基準で示している部分以下であるということで、安全性であるという具合に理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(珠久清次君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)先ほど、大学等に通う向上心のある障がい者への支援が必要であるというようなご意見でございましたが、合併協議の中で、義務教育、養護学校へ通う児童生徒たちを対象とするというようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○謙長(珠久清次君)1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。障がい者福祉について、そのことでは理解は、これは別に決算ですから、当然どうであったかということについての議論に基づいて、当然20年度予算の反映ということになるわけです。だから、合併協議で確かにこの規定は、義務教育とか教育法に基づく就学対象をどうするのかということが協議のポイントになったのだと思うのです。そういう答えに既決させたのだと、私はその時の経緯を聞いた範囲ではそういうふうに思っているのです。

しかし、それではだめなのだ、ここにあなた方が書いているのだから、それに基づいて18年度決算を読めば、それはふさわしくないということを指摘しているわけで、そのやってきたことをご理解いただくのは、やってきたことなのでご理解いただきますよ、しますよ。それはそれとして充実してきたので、ただ、もっともっと支援すべきではないのかということを言っているので、検討をしてくれと言っているわけです。

では、あのものについて、助成事業についてもどうなのかと言ったら、そんなに分析されていない。計画書をつくったが分析が弱いということが明らかになったから、どうなのだということを言っているのです。これについて、どういうふうに認識を持っているのかということですよ。

○議長(珠久清次君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)実は、来年度、障害福祉計画の見直しの時期になってございまして、今後要望の点につきましては、その時の検討課題とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○謙長(珠久清次君)13番、瀧君。

○13番(龍すみ江君)13番、瀧すみ江。94ページと95ページ、また前のページもかかろうかと思います。目で言うと、障害福祉費という全体にかかわってではないかと思いますので、そこについて質疑をさせていただきます。

平成18年度というと、障害者自立支援法が実施され、利用者の応能負担が応益負担に変わりました。通所施設では、国が報酬を従来の月払い方式から日払い方式に変え、その報酬額を不当に抑制したために、減収により施設運営が困難に直面しています。その結果、大幅な利用者負担による施設からの退所や報酬の激減による施設運営の悪化など、深刻な問題点が起こってきたというのは、全国的な状況であります。

愛荘町においても例外ではないと思います。行政として、この愛荘町における障害者自立支援法実施による障がい者、また、施設への影響がどのように出ていたのか、どのように把握しているのかについて、答弁をお願いします。主要施策の概要などを読んでおりましても、障害者自立支援法が実施されたから、それに基づいて施策をしているわけで、町民に寄り添う行政の姿勢というものが感じられませんので、その実態でどのように障がい者の方、そして施設の方が困っておられるのか、苦労されておられるのかということを把握していただきたいという思いから質問しておりますので、よろしくお願ひします。

そして、愛荘町独自で、この障害者自立支援法による利用料の負担軽減に努力されてきたのかどうかについてを答弁いただきます。

○議長(珠久清次君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)ただいまのご質問につきましては、旧法の支援費から自立支援給付に変わりまして、介護保険と同じように利用者の応益負担という形で求められていることに対するご意見でございますが、確かに、主要施策の概要にそれぞれの利用等の具体的な数字もあげているところでございますが、例えば、ホームヘルプサービス等におきましては、前年度に比べて半分ぐらいの時間に落ち込んでおります。議員ご指摘のとおりでござります。  
また、今後は個人負担率を少し、利用者負担率を少しあげて、この辺のバランスを取らなければなりません。

いよいよ本格的に回へ具合で不思議な、利用者負担を減らしていくことで、この制度は運営が難しくなっています。そこで、施策として、利用者負担の上限額を定めて実施をしているところでございます。

利用者世帯の所得に応じた減額措置をとっているわけでございますが、これにつきましても、18年度制度実施されたものの不備な点がございまして、19年4月から、これにつきましても改正が加えられまして、所得に応じて4分の1に、その軽減する割合をさらに4分の1にするというような措置もとられておりまして、今年度その実施をいたしております。

町の独自施策ということにつきましては、現在実施はできません。以上でございます。

○議長(珠久清次君)13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。次に、ほかの質問なのですけれども、106・107ページということになろうかと思います。環境衛生費の生ごみ処理機補助金107ページの5項のところですけれども、18年度の予算では200万円ということで予算化されていますが、決算では83万5,200円ということで、半分以下の執行となっております。それを受け、19年度の予算では120万円減らされたようですけれども、この原因がどこにあるのかということを答弁いただきたいと思います。

原因と、あと先日の教育民生常任委員会協議会の中でも、リバースセンターに持ち込まれるごみでは、生ごみは本当に水分が多いので、それもごみの増えている原因ということもお伺いしております。それで、やはり生ごみ処理機を使っていただくことを推進することや、そういう啓発というのは、本当に今後リバースセンターの耐用年数をもたず意味でも必要になろうかと思います。

18年度のこの啓発における総括と、今後どのようにされていくことの見解を求めておきます。

○議長(珠久清次君)環境対策室長。

○環境対策室長(藤野総五郎君)質問にお答えさせていただきたいと思います。

18年度、生ごみ処理機の補助金30台ということで、毎年なのですけれども、生ごみ処理機の普及活動ということで、年度当初に補助金制度を、4月の町の広報でもって啓発を進めてきたわけです。

今、いろいろな種類の生ごみ処理機がございまして、それ、それ堆肥型の生ごみ処理機および減量型の生ごみ処理機というふうにありますけれども、なかなか実際に電気代とか、においとかそういう部分にいくと、それぞれの部分が解決できていないという課題も無きにしも非ずといふふうに思います。

しかし、コンポスト等も含めて、今後啓発活動をもっと進めたい。なかなかアパート等、土地を持たないお宅でのコンポストなり、そういう普及が大変難しい。だから、個人的な家庭の中で、個別的なアパートとかマンションとか、そういう部分での生ごみ処理機の普及をぜひ図っていきたいというふうに考えております。

決して気を緩めていたわけではありませんけれども、ぜひ生ごみ処理機の普及を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(珠久清次君)ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)ないようですので、民生費から衛生費につきましては、これで質疑を終わります。

次に、労働費108ページから消防費133ページまでの質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)8番、久保田です。概要の69ページから70ページの扱い手育成についてお尋ねします。私がちょっと感じてあるところによりますと、旧の秦荘地区と旧の愛知川地区と、認定農家の基準が多少違うような気がしてならないのです。というのは、面積はだいたい4丁以上というのは、これはクリアできていると思いますが、今後の計画、あるいは後継者の部分、そういうことに多少ずれがあるのではないかと。ものさしの基準が秦荘と愛知川と違っているのではないかという気がするのですけれども、それについて答弁をお願いします。

それから、この基準を今後どのように揃えていくかという、そういう課題があろうかと思いますが、もし同じだったらそれでよろしいですけれども、ちょっと私が見たところ誤差が出て、温度差がありそうな気がします。

それと、この間の産業建設常任委員会協議会でも少ししゃべっておりましたけれども、ここで集落宮農、これは進めさせていただいて結構だと思います。しかしながら、集落宮農に、ここの概要の70ページを見てみると、3つの補助金が出されておりますが、1,900万円近くの助成金ですね。それはそれで結構だと思いますが、認定農家の現状を見て見ますと、米価は下がる、農機具の燃料はどんどん上がる。必死に借金にあえいでいるのが現状であります。そういったところにこの補助金を出せないものか。集落宮農の方は、私が見る限りは、定年退職者の仲良しクラブに思えてならないのですが、そういうところに助成金を出して、若い衆が後継者として認定農家を受けてがんばってある。夜も寝ないで、水入れだとかいいろいろな作業にがんばってあるところにも、やはりこういった助成を出してやっていただきたい

にさにいと志んとしつじゅか、その辺の合併をよつしへの願いしにいに忘ひまつ。以上じゅ。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)ただいまの担い手育成の考え方について、お答えしたいと思います。

担い手育成につきまして、認定農家の基準がどうも違うのではないかということでございますけれども、これにつきましては、旧町単位にそれぞれ、現在ですと23名の認定農家があるわけなのでございますけれども、そのうち2名は18年度、新町になってからの基準で認定しております。それと、生産法人の認定農家は3経営体、合計5経営体、18年度認定しております。それにつきましては、新町になってからの基準でございますけれども、それまでの認定農家に差があるのではないかということでございます。

確かに、個別に見ておりますと、基準につきまして細かいところまで見ますと、そういう判断をされても仕方ないのかなということは思いますけれども、この更新というのがございますので、当然更新時に新しい基準でもって、すべて更新時の認定を行いますので、今後はそういう基準の誤差というのはないと思います。

2点目の集落営農に対する補助金に見合う、認定農家に対する補助金はどうなのかということでございますけれども、確かに、認定農家に対する補助金は、現在のところ18年度まではございません。この新しい19年度の法体系で、担い手ということで集落営農、それから認定農家も含めて担い手ということになっておりますので、今後考えていかなければならぬということでございますけれども、1点、19年度からは、担い手に対する、認定農家に対する補助金が手厚くなっています。具体的には、リース事業とか、それから集約化に対する補助金とか、かなり19年度からは認定農家に対する補助金は手厚くなっていますので、その辺も含めて、今後とも考えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(珠久清次君)ほかにありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。116ページの農地費で、その中で、ほ場整備事業推進委員会補助金というのが20万円出ているのです。確かに10万円だったと思っていたのですが、20万円となっているので、その説明を、どういう対応をされているのかということです。

そして、114ページにかかわって、これもほ場整備にかかわるわけですが、山川原ほ場整備で非農用地のところに当然、非農用地としての扱いがあったのですが、そこは過去にも問題提起はしています。同時に、そのほ場整備全体として適さない土が出ているわけですが、当然入れ替えは日野川の土を持ち込んでの埋め戻しをやったと聞いています。では、農地に適さない土の搬出先、量、それには原因者が明らかになっていたのかどうか。その答弁をいただきます。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)ほ場整備委員会補助についてございまけれども、20万円支出してあります。これにつきましては、ほ場整備30年余り経過してある中で、その主な集落といたしまして、川原地区と山川原地区がございますので、両地区のほ場整備委員会にそれぞれ10万円ずつ、それぞれほ場整備の前向きな推進をお願いしておりますので、その補助金を出したところでございます。

それから、適さない土の搬出先でございますけれども、これにつきましては、法に基づく適正なマニフェストなり確認して処理をしております。

そして、原因者につきましては、当時の原因者はわかっておりますけれども、倒産して、もう現在は形はないということでございます。以上でございます。

○議長(珠久清次君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。適さない土の搬出で倒産とかあるわけですが、原因者は1件だけですか。

○議長(珠久清次君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)原因者は1件だけと聞いております。

○議長(珠久清次君)ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)ないようでございますので、労働費から消防費につきましての質疑を終わります。暫時休憩します。

休憩午前10時55分

再開午前11時10分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育費132ページから予備費181ページまでの質疑に入ります。質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。教育費として少し質疑をします。

小学生の防犯ブザーなのですが、今、子どもを取り巻く安全問題は社会問題になっているわけです。特に一助として防犯ブザーの貸与ということであるわけですが、非常に防犯ブザーの苦情は毎年のように出てきます。確かに、防犯ブザーそのものの品質で、もし品質が悪ければ納入業者、当然契約をして商品を納入するわけですから、業者の責任になります。

しかし、当初から本町の予算が限られて非常に厳しいという中での商品発注、契約となるならば、多少は配慮・検討をしなければならないという点で、管理課に、まずこういう物品に対する契約について、入れはどういう入札をされるのか。随契にするのか。そうなるわけですが、商品に対する保証等の条件というものについてはどのようになされているのかというのが、まず1つ答弁をいただいておきます。

そして、学校教育について、商品の選定については、やはりもう少しグレードを上げるということ。本当に子どもの安全を守るという観点から、管理課にもうした旨で協議を行うべきだと思うわけです。18年度のこうした執行から、現在の機種がどういう認識を持たれて、その上に立ってどのような考え方を持っているのかというのを答弁をいただきます。

余談ですが、先の土地の特別会計の公共用地の償還利子だけでも500万円使われるのです。ですから、子どもの安全のために500万円を使ってもいいというのは余談ですが、付け加えて答弁をいただきます。

○議長(珠久清次君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)今ほどの辰己議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

物品の購入については、特に大きなものについて指名競争入札という形をとさせていただいておりまして、また、その物品については、1年の瑕疵(かし)担保という条件で購入していると承知しております。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

○学校教育課長(山本佐千夫君)お答えします。

児童の防犯ブザーの件ですが、やはり登下校の安全性を高める一つの手段として大事なものだと考えております。購入の経過ですが、できるだけ予算は有効に使うということで、グレード的にはそんなに高くないグレードを、平成18年度は購入させていただいております。約700円程度の定価のブザーを購入させていただきました。以上です。

○議長(珠久清次君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。瑕疵(かし)担保をとっているということですので、それはどの程度の、今の防犯ブザーがそれに類するかということについては、再度答弁をいただいておきます。

学校教育課については、700円となると、市販していてもかなりグレードの高いものになります。私が学校に訪問させていただいて、単にピンを抜くという、非常に何というか子どもが繁雑に扱えば鳴るとか、いろいろな弱点があるかもわからないけれども、決してグレードの、700円の高価なものとは思いにくい商品だなと思います。

それで、現場の先生がかなりそこに対応に追われているのは現状なので、もう少し検討が必要ではないかなどって、再度その認識についてと、今後の対策について答弁をいただきます。

○議長(珠久清次君)学校教育課長。

○学校教育課長(山本佐千夫君)お答えします。

確かに、学校からの苦情は多くもらってあります。平成18年度の製品は欠陥ということもあって、かなりの数の交換を無償でしていただきました。平成19年度も、一昨年度に比べれば数は非常に少なくなっていますが、交換を各学校5~6個はしております。

やはり、子どもの安全性ということを考えますと、一つでも故障があってはならないと思いますので、辰己議員のご質問に対して検討をしていきたいなと考えております。以上です。

○議長(珠久清次君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)瑕疵(かし)担保の考え方ですけれども、基本的には、やはりその製品が粗悪であるとか、そういう原因者、生産者の原因によるものについては、当然瑕疵(かし)担保ということで交換が必要だと承知しております。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑ございませんか。15番、宇野君。

○15番(宇野義美君)公民館費のところで少しお尋ねします。

164ページですけれども、実はここで、秦荘の今中央公民館がまだ存続して、児童その他いろいろと使用されてるわけありますけれども、空調の保守点検とか電気業務の保守点検、実はこの辺で空調の保守点検というのは何をされてるのか。今現在、あそこの空調というのは、例えばホールなどのところの全体の大きい空調は、全く使えな

い状況でありますし、これは昨年、一昨年においても同じであります。

こうしたところ邊で、今現在まだ存続をして使用しておるという状況であるならば、やはり快適に使っていただけるような最低の保守というものが必要ではなかろうかと思うのでありますけれども、ここで例えば、電気設備の14万1,000円とか、それから空調保守点検が秦荘で4万4,000円というのが計上されておりますけれども、その内容、それから今現在の設備をどのように、設備ですね、中の空調とか電気設備とか、ああいうものをどのように改良していくとされているのか。このまま放っておくというのであるのか。ひとつその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長(珠久清次君)生害学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)お答えさせていただきます。

現在、ここに決算書に記載されております、今ほど宇野議員さんがおっしゃられましたように、一般的な電気の保安管理、それから空調設備の保守点検という形で実施させていただいておりまして、今後のことにつきましては、これから教育委員会の方で検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑ございませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。教育費の教育総務費、それでその教育総務費の中で135ページですけれども、役務費のアスペクト分析調査手数料というものがありますけれども、分析された場所とその結果について答弁をお願いします。

○議長(珠久清次君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)ただいまのアスペクトの分析調査の件でございますけれども、これは愛知川小学校の放送室の分でございまして、結果につきましては、大丈夫だということを聞いております。

○議長(珠久清次君)ほかにありませんか。

#### [「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)ないようでございますので、教育費から予備費につきましての質疑は終わります。

最後に、歳出全般についての質疑に入ります。質疑ありませんか。6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。全般的に歳出について質疑を行います。

87ページの運営委員会事業活動推進補助金について、1点お伺いいたします。この運営協議会事業にかかる諸々の費用は、すべてこの30万円の助成金で賄えているのか、答弁を求めます。

○議長(珠久清次君)人権政策課長。

○人権政策課長(徳田幸子君)ただいま本田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

地域総合センターの事業につきましては、近隣字から運営委員さん70名以内をお願いいたしまして、運営委員会の組織の中で事業の計画を立案しまして、展開させていただいてあるのが1点です。

また、併せてセンターの事業と運営委員会の事業を並行して、2つの事業を合わせて事業を展開させていただいているものがございます。2つを加えまして「開かれたコミュニティセンター」というようなことで、人権の交流の場として全体の事業を運営させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再質問になりますが、今ほど答弁で30万円は助成金の中で行うという答弁だと私は理解しましたけれども、ここで、先日決算報告をいただきました監査委員についてお尋ねしたいと思います。平成18年度においても、運営協議会の事業について、こうしたセンター事業予算からの持ち出しがあるということです、私は理解いたしました。

6月の同和対策特別委員会協議会において、監査委員から、運営協議会にかかわって平成19年度予算の一部執行をさし止めるような意見があったというお話が、同和対策特別委員会協議会の中で議員からでした。これは、平成18年度当初予算にも計上されている部分であり、今こうして平成18年度決算にもあがっている内容であります。先日報告いただきました決算審査意見の中では、運営協議会にかかる費用をセンター事業予算から支出している件については何も指摘はなかったと思いますが、その点についていかがお考えなのか、監査委員にお伺いしたいと思います。

また、19年度予算の執行差し止め発言であったと思いますが、この18年予算についても同内容の支出をされていますので、監査委員の見解をお伺いしたいと思います。

関連になりますが、監査委員の権限というものを考える中で、こうした議決された予算の執行にかかわって意見ができるものなのか、認識についてもお伺いしたいと思いますので、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)西澤監査委員。

○4番(西澤久仁雄君)いろいろとこの運営費の問題の中ではなくして、何か事業費とか、報償費とかがほかにあるので、それを運用されているというふうな中の話をさせてもらった。運営費は運営費でよろしいですけれども、何か私たちも少しその時点ではあまりわからないけれども、報償費とか事業費がほかに使われているというのを指摘したわけです。そういうことなのです。

○議長(珠久清次君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)同和対策特別委員会協議会の中でも、監査委員が予算をつけるとか、つけないとかいう話の中で、執行側にもそのような旨をお伝えしたことです。

今の話では、運営協議会の予算30万円の中以外に、一般会計予算の中から出ている部分についての指摘だと私は理解しておりますが、それではなかったと思います。センターまで行って、予算をつけるとかつけないとかいうようなことは、監査委員の職務権限ではないと私は理解しておりますが、その点についてお伺いしたいと思います。

また、監査委員の職務権限としては、一般監査のほか、他の機関等から要求があった場合に行う特別監査や、そのほか財政的援助与えているものに対する監査、決算審査や現金出納検査、住民監査請求にかかる監査などがあると思いますが、その辺について認識もされていると思いますので、監査委員に再度質問します。

○議長(珠久清次君)西澤監査委員。

○4番(西澤久仁雄君)先ほども述べましたように、運営費は運営費でがんばってやってもららいい。それで、先ほど言っていましたように、報償費とか事業費とかがあるから、それは運営費の中でやるべきではないかというようなことを申し上げただけで、予算をどうのこうのとそういうことを言った覚えはないと思っています。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午前11時29分

再開午前11時39分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。西澤監査委員。

○4番(西澤久仁雄君)今、本田議員さんからのご質問でございます。センター長とは直接話してもいいし、若い人と話したのが、誤差が生じてあると思います。そして、監査委員としては、いつも言っていますように、一円でも血税を無駄に使わないようという、併せて町改革に取り組んでいるということで、運営費をうまいことを使ってください、そういう観点からしゃべらせてもらっているというので、おわかりいただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)ほかにございませんか。14番、水野議員。

○14番(水野清文君)14番、水野。全般ということでお聞きしたいと思います。

決算の数字についてではありませんけれども、主要施策の概要ということで、政策調整室にお聞きしたいと思います。

100人委員会を昨年立ち上げていただき、4部門でいろいろと町発展のための議論をしていただきました。そして、最終的には今年の5月26日に、11のテーマについて町長に提案されたということでございます。まだ進行形かなという思いをしていますので、我々議会には答申がきておりませんので、あまりきつく言うわけではありませんけれども、下の課題の中に、「まちづくりを進めていくため府内で十分議論するとともに、提案した内容」というような文言がありますけれども、やはり我々議会人としては、「議会に諮りながら」という文言を入れていただくのが常道ではないのかなという思いをしていますので、そのところをちょっと、前から言っていますように、100人委員会は大変まちづくりで貢献していただいているので、議会を何かちょっと忘れておられるのかなという思いをしておりますので、そことのところを文言を入れていただければよかったですのかなという思いをしています。

それと、7ページの課題の中で、通訳の先生ですけれども、ブラジルのポルトガル語だけではなく、中国語や英語にも堪能な国際交流員の設置を検討する必要があるということでございますが、その検討は今年度されておるのか。そのことだけお聞きしたいと思います。この2点についてお願ひします。

○議長(珠久清次君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)ただいまの水野議員からのご質問で、100人委員会につきまして、ご質問のとおり、5月26日に100人委員会が1年間協議・検討されてきました内容をまとめられまして、町長に提案されたわけでございますけれども、今後のそうした提案内容につきましては、すべてといきませんけれども、まちづくりに組み入れていけるものは十分検討をしていきたいということで進めておりまして、現在、即できるもの、また次年度の予算に反映できるもの、そういうものにつきましては、府内会議、政策調整会議等、また課長会議等でも十分に検討をしているわけでございます。

その中で、当然議員の皆さま方にも、それを反映できるという状況の中におきましては、議員の皆さんに十分ご説明

をさせていただきまして、今後取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)英語や中国語に堪能な国際交流員の設置の関係でございますが、これにつきましては、現在、県の町村会におきまして、各振興局管内にそういう交流員の設置を現在要望しているところでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

○議長(珠久清次君)ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)ないようですので、歳出全般における質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第64号平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについて、反対を表明いたします。平成18年度一般会計歳入歳出決算の中で、入札制度の改革、就学前の医療費完全無料化、解放同盟愛知郡協議会補助金は19年度にされてあるわけですけれども、減額といった内容の解放同盟愛知郡協議会補助金につきましては減額されているわけですけれども、そのような町民の願いをとらえた内容については賛成するものです。平成18年度に障害者自立支援法が始まりました。応能負担が廃止されて応益負担となり、障がい者には新たな負担増となりました。また、高齢者には、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、非課税措置の廃止、定率減税の半減の影響で、大幅な増税になりました。平成18年度一般会計歳入歳出決算の中には、弱い立場の障がい者や高齢者が新たな重い負担を押し付けられてきた内容が含まれています。このような国の政策に対して批判します。また、固定資産税の同和減免、部落解放人権政策確立要求実行委員会負担金、コミュニティづくり実行委員会補助金などの同和行政が引き続き行われている内容があります。前段で訴えたように、障がい者や高齢者が全町的に大きな負担を強いられたのですから、全町的な公的支援が必要です。

国民保護計画策定業務委託料については、自治体をあげて戦争に動員することを目的とする国民保護法にかかわったものであり、反対します。

企業誘致をすれば地域活性化に結びつくという幻想から、極大な費用をかけてスマートインターチェンジを設置することは、税金の無駄づかいです。

18年度に町内の小学生に対応した防犯ブザーは、不良品が多く、今後はもっと高性能な品質を選ぶことが、子どもたちを危険から守ることにつながります。

ふれ愛スポーツ公園整備については、使いやすい施設にするための工夫が必要であることを訴えて、反対討論いたします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。3番、森君。

○3番(森隆一君)3番、森。平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算について、賛成討論をいたしたいと思います。

この件につきましては、実質本当に、合併1年目にしては的確に執行されているようにも思います。例えば、歳入におきましても、景気の浮揚等がありまして、法人税の伸び等があったおかげもありまして、わりと歳入も増えたと思います。しかしながら、滞納整理においては、一番大切なことでありますので、このことに対しては努力をしていただきたいと思います。

また、歳出におきましても、近年、わがまち夢プラン事業とか、笑顔あふれる元気なまちづくり推進事業とか、そういう部分においては、かなり充実してきたかなという気もいたします。今、湖東三山インター等において、18年度につきましてはそう大したものはありませんでしたが、これから出費もかさんでいき、いろいろ大変なことが起きると思います。ひとつ、気をつけてがんばっていただきたいと思います。

また、ごみ問題におきましても、それなりに努力している気配りが十分伺える部分があります。

また、教育関係におきましても、子どもに対しての気配り等も十分見受けられることがあります。この決算において、本当に的確に執行されたということで、賛成討論をいたします。終わります。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案64号を採決します。この表決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。着席してください。よって、議案第64号平成18年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決しました。暫時休憩します。

休憩午前11時52分  
再開午後2時29分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

④議案第65号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第65号平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町、教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めるにつきましての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)なしと認めます。  
これより議案第65号を採決します。この表決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第65号平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町、教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

⑤議案第66号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第66号平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。  
これより議案第66号を採決します。この表決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第66号、平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

⑥議案第67号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第67号平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについての質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。  
これより議案第67号を採決します。この表決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(珠久清次君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第67号平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第68号平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。  
これより議案第68号を採決します。この表決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(珠久清次君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第68号平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第69号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについての質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)国民健康保険事業特別会計の歳入歳出に関して、歳入の国保税収入、特に国保の税の調定額が4億1,500万円、この点で、なぜこのことを言うかと言えば、歳出のところで、老人保健拠出額が3億円あるわけです。要するに、国保税の収入額がほとんど老人保健拠出金に回さざるを得ない事業会計になっているということ。私は、だからこそ今言われている後期高齢者医療制度云々とかいうことではなくて、逆に国保税は高齢者からも徴収しています。当然、それは拠出すればいいわけです。

ただ、このことが物語っていることを、逆に国保税を上げなければならない理由にあたるのかどうか。要するに、社会保障がそれだけ補助金などがカットされてきているからここにしわ寄せがきているのだということを、この2つの数字を示して訴えているのです。所管の見解を求めておきます。

要するに、今のこの事業会計、今私が言いました国保税の維持と、歳出の中でも特に義務を負わなければならぬ拠出金、これがほぼ同額と言うか、そうした歳入歳出が匹敵しているというところに着目をし、要するに、国に対して社会保障、要するにしっかりと税源移譲をさせるのなら税源移譲をさせる、そのことが求められてくるわけです。ですから、そのことについて、要するに、事業会計を圧迫している要因がここにあるのではないか、このことを答弁をいただいておきます。

○議長(珠久清次君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げたいと思います。

○議長(珠久清次君)お答え申し上げたいと思います。

の被保険者の総数6,746名で年度末でございまして、そのうち老人保健医療対象の受給者につきましては1,569名となっております。

保険税につきましては、この国民健康保険事業を運営するために、国庫あるいは県費等の負担金に加えて、社会保険診療報酬基金からの入りも入れまして、残りを保険税で財源を賄っております。老人保健の拠出に伴って、その分が大きく保険税にかかる分がウエイトを占めるのではないかというご指摘でございますが、一定今回の後期高齢者医療制度につきましても、前期高齢者と後期高齢者の財政負担の調整といふことも言われておりますし、それに伴つて医療制度改革が発生いたしております。

結論的には、保険税の全額がこの老人保健医療に匹敵するわけございませんので、医療費としては、平均一人当たりの年間の医療費がだいたい17万円ぐらいでございまして、老人にかかる年間の平均医療費がだいたい17万円ぐらいということになっておりまして、非常に医療給付に伴つては大きなウエイトを占めているということから、財源がそのように回っているわけでございます。

ただ、保険税そのものについては、先ほど申し上げましたように、この被保険者全体の方の医療給付のための財源としてお願いしているものでございますし、老人医療給付については、その費用にかかる分を、国保の保険者については国保分からその負担をさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思いますし、それらの財源の配分を見直すということから、今回の医療制度改革によって、前期高齢者あるいは後期高齢者の財源の、若者からの支援金も含めて財源の調整をするということになってまいりましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。2番、上林君。

○2番(上林直君)私は、平成18年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を果しておりますが、全国的に医療費が増加する反面、景気低迷による保険税収納率の低下など、保険財政基盤は厳しい状況にあります。

平成18年度国民健康保険事業特別会計は、合併後初めての事業運営となり、歳入合計は14億1,583万3,000円、歳出合計は14億712万7,000円で、実質翌年度繰越額は870万6,000円、年度末の積立基金は1億2,295万9,000円となっています。

特に合併調整協議での課題であり、旧町ごとの不均一課税となっている保険税率にかかる応益・応能割合の平準化、ならびに基金の取り崩しや一般財源からの繰り入れなどにより運営している現状から、国民健康保険事業の健全な運営と税負担の公平化を図るため、国保運営協議会において平成19年度からの税率改正等について審議を行い、激変緩和措置や収納対策などを講じながら、適正な運営を目指すこととされました。

一方、国民すべてがこの保険を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、医療制度改革において段階的に制度改正が進められており、財政の安定化を図るため、30万円を超す医療費について、保険財政共同安定化事業が創設され、また、医療費の適正化対策として、医療費通知ならびにレセプト点検調査や資格確認の強化に努め、併せて、退職者医療制度についても資格の適用の適正化を図るなど、事業の健全な運営と円滑な執行に努められており、本決算の認定について賛成するものでございます。議員各位におかれましてもご理解いただき、本決算認定にご賛同をお願いし、討論いたします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(珠久清次君)賛成多數です。若席してください。よって、議案第69号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第70号平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(珠久清次君)賛成多数です。着席してください。よって、議案第70号平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについては、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第71号平成18年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(珠久清次君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第71号平成18年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについては、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)次に、議案第72号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。介護保険事業特別会計の歳入歳出全体にかかわって質疑を行います。

18年度は、先ほど自立支援法のところでもはじめて実施されたということで触れましたけれども、18年度は介護保険事業においても法律の改正などがありまして、大きく変化した年だと思います。

それで、入りのところの保険料のところで、先ほど一般会計の税のところでも触れましたけれども、老年者控除の廃止により非課税の方が課税になってしまって、そして、介護保険料においても、今まで5段階だったわけですが、もう今は6段階ですので、この6段階で言えば、4段階までの方が非課税です。5・6が課税の方ですので、非課税の1から4段階の部分から5・6段階にどれだけの方が移られたのかということで、答弁をいただきます。詳しいところでなくても結構ですので、大上そがわかればいいと思います。

介護保険料の収納額を見ると、やはり17年度から18年度はだいぶん増えております。それで、増加がこの法律の変化によるものであるのかどうかということについて、答弁をお願いいたします。

そして、出の方で言いますと、その前の年から10月と思いますが、施設においてはホテルコストというものが出てきて、大変な入居者の負担、利用者の負担になってきたということです。

そして、18年度には、軽度の介護認定の方に対して、介護用品の貸与が本当に難しくなったという問題も全国的にございます。そういう部分で、本当に先ほどからも申し上げておりますように、町内の介護保険の利用者の方の状況をどうとらまえているかということが、本当に大切な行政の認識ということになろうかと思いますので、18年度における介護保険事業特別会計の執行における、そういう利用者の変化について、状況をお願いいたします。

もう1つお尋ねしたいのは、18年度から新たに法律が変わりましたので、地域包括支援センターというものを秦荘庁舎内に立ち上げられたわけですけれども、こちらも介護予防プラン作成の介護報酬が従前の850単位の半額以下にされて、1件当たり400単位、4,000円とされたために、そのセンターとしては、需要に対する供給と言いますか、介護予防のプランの作成を担当する職員の方が十分に配置できない状況があるということを、いろいろなところで聞いたり読んだりしましたので、愛荘町の場合は充足しておるのかどうか、職員の方が介護予防プランを作成するのに十分におられるのかどうかについても答弁をお願いいたします。

○議長(珠久清次君)暫時休憩します。

休憩午後2時50分

再開午後2時52分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)今3点質問をいただいたと思います。1点目の老年者控除廃止により非課税が課税になったのはどの程度かということですが、約30人でございます。

そして、2点目の施設のホテルコスト、あるいは介護用品の貸与が難しくなったということで、その変化の状況でございますが、これにつきましては、今、掌握をしておりません。

3点目の包括支援センターの1件当たりの介護予防プラン作成が人的に苦しいのではないかというようなご質問であります、これにつきましては、職員を今年度から1名増員をしていただきました。以上でございます。

○議長(珠久清次君)ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。この場をお借りして、社会保障にかかる事業会計の討論を行います。

平成18年度国民健康保険事業特別会計決算、老人保健事業特別会計決算、介護保険事業特別会計決算、それが社会保障という観点から共通している。その観点から反対を述べるものです。

特に、そのすべてにおいて何が影響をしてきているかと言えば、やはり税制改革です。そのことによるしわ寄せ。今わずかな質疑の中ですが、結果としては、地方にその負担を、また結果としては受益者に負担を求める。そのことが明らかになり、税の部分、料金の部分で、こうした実態をつくりながら、その一方でサービス・ソフト、逆に提供する部分でも、またそのスタッフ・体制の部分でも結果としてしわ寄せをされてくる。そうして、三位一体の改革が行われて、税源移譲をすると言いながら、それがその事業会計にあらわれてこない、これが実態であります。その結果として、町民に二重、三重の雪だるまの負担を押し付けるという事態をつくっています。

憲法で保障された生存の自由、そのこと自体が、自民党の政治の非情さによって、今まで実感をしているというのが実態です。高齢者から「年寄りは死ねと言うのか」という悲鳴が、本当にあがっているわけです。社会制度をなし崩しにする自民党政治に黙認・追認する、せざるを得ない機構にあることは確かです。しかし、それを町民に求めるのではなく、皆さんのがその立場を持っているわけですから、やはり政府にしっかりと声をあげる、このことが今、町民の悲鳴に応える、そのことが大事ではないかと。このことを訴え、こうした町民犠牲を何一つ情け容赦なく押しつける自民党政治、これに断固抗議と批判を行い、反対討論いたします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論はありませんか。2番、上林君。

○2番(上林直君)私は、平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から討論を行います。

この愛荘町の介護保険事業特別会計におきまして、適正を図られ健全な運営と円滑な執行に努められており、本決算の認定について賛成いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(珠久清次君)賛成多数です。着席してください。よって、議案第72号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについてには、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

休憩午後2時57分

再開午後2時59分

#### ④日程の追加

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮ります。ただいま議案1件、意見書2件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、議案1件、意見書2件、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ⑤議案第73号の質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第1、議案第73号契約の締結につき議決を求めるについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第73号、契約の締結につき議決を求めるについてを説明させていただきます。

次のように、請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものでございます。

1. 契約の目的、平成19年度工事第39号、愛知川南面整備工事(県道小田莉愛知川線第2工区)。

2. 契約の方法、一般競争入札。

3. 契約金額、6,991万9,500円。

4. 契約の相手方住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1325番地1

氏名姓七福建設愛知川営業所愛知川営業所長荒武修

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議案第73号、契約の締結につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

## ◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第2、意見書第1号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)意見書第1号についての説明をさせていただきます。朗読をもって提案に代えさせていただきます。

意見書第1号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書。

上記議案を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成19年9月27日 提出者愛荘町議会議員瀧すみ江

賛成者愛荘町議会議員辰己保

愛荘町議長珠久清次様

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

2008年4月から実施される後期高齢者医療制度は、公費が医療費の半分しかあてられず、高齢化の進行とともに保険料が際限なく引き上げられる仕組みになっています。この仕組みは介護保険制度も同様であり、介護保険料の値上げ、必要な介護が制限されることなど問題が噴き出しています。

現行の老人医療制度では、老人医療の対象者には資格証明書は発行されないとされてきましたが、新医療制度では、高齢者も例外なく資格証明書が発行されます。その結果、年金しか収入のない高齢者は、保険証を取り上げられ、命綱を断つことになります。診療報酬については、国は別建てとする方針ですが、必要な治療や検査が受けられなくなるのではないかという危惧もあります。

このように、後期高齢者医療制度は、現状のままであると高齢者に耐えられない高負担を押し付け、医療から高齢者を排除するものになります。

よって、政府におかれましては、安心して医療にかかる制度に見直しをはかるよう要望するものです。

1. 新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。

2. 70歳～74歳の窓口負担の2割への引き上げをやめること。

3. 医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月27日

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

ということで、全協でも説明させていただきましたように、これから後期高齢者の暮らしや健康・命が本当に守られなくなる、そういう状況に、このままいくとなってしまいます。

國の方でも、このような制度を、法を決めたことに対し除々に変更する動きも出ておりますけれども、そういう方向をこれからも進めていただき、この1・2・3の要望にかなう医療制度にしていくことを切に願うものでありますので、町民の声を代弁する使命を持つ議会として、ぜひ適正なる、慎重なるご審議をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより意見書第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(珠久清次君)賛成少數です。よって、意見書第1号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書は、否決されました。

## ◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第3、意見書第2号後期高齢者医療制度に関する意見書を議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。先ほどに引き続きまして、意見書第2号の方、朗読をもって提案に代えさせていただきます。

後期高齢者医療制度に関する意見書。上記議案を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成19年9月27日

提出者愛荘町議会議員瀧すみ江

賛成者愛荘町議会議員辰己保

愛荘町議会議長珠久清次様

後期高齢者医療制度に関する意見書

医療制度改革の一環として、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、75歳以上の高齢者(後期高齢者)に関する医療保険を運営する主体として、県下のすべての市町が加入する広域連合を組織して、2008年4月から始まる後期高齢者医療制度にかかる保険制度を運営することになります。

2008年4月からは、すべての後期高齢者が医療保険料を支払うことになります。現制度では、老人医療の対象者には資格証明書を発行しないとされてきました。しかし、新医療制度では高齢者も例外なく、資格証明書が発行されます。資格証明書を持って医療機関に行く場合は、窓口で10割負担をしなければなりません。主に年金しか収入のない高齢者にとって、命綱を断つことになりかねません。

よって、滋賀県後期高齢者医療広域連合におかれましては、後期高齢者が安心して医療にかかるよう、下記の事項を要望いたします。

1. 高齢者の生活実態に即した保険料にすること。
2. 資格証明書は発行しないこと。
3. 保険料の独自減免制度をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月27日

滋賀県後期高齢者医療広域連合長様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

皆さんの適正なる、慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(珠久清次君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(珠久清次君)討論なしと認めます。

これより意見書第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(珠久清次君)賛成少数です。よって、意見書第2号、後期高齢者医療制度に関する意見書は、否決されました。

## ◎議提第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第4、議提第6号議員派遣についてを議題とします。

会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議提第6号議員派遣については、お手元に配付しておきました文書の

とおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(珠久清次君)これで本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成19年9月愛荘町議会定例会を閉会します。